



平成23年 第5回定例会

会 議 録

(平成23年6月3日～6月17日)

枕 崎 市 議 会

平成 23 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（6 月 3 日～6 月 17 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
6 月 3 日 (金)	本会議	前 9:29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第7号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第8号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 議案上程(日程第9号) 14 提案理由の説明 15 質疑、討論、表決 16 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について 17 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について 18 報告(日程第12号) 19 散 会
6 月 4 日 (土)	休 会		
6 月 5 日 (日)	休 会		
6 月 6 日 (月)	本会議	前 9:29	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会
6 月 7 日 (火)	本会議	前 9:28	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会

6月 8日 (水)	本会議		前 9:28	1 再開 2 一般質問(1名) 3 散会
		委員会	前 10:45 後 1:07	1 産業厚生委員会 1 総務文教委員会
6月 9日 (木)	休会	委員会	前 9:28	1 予算特別委員会
6月10日 (金)	休会			
6月11日 (土)	休会			
6月12日 (日)	休会			
6月13日 (月)	休会			
6月14日 (火)	休会			
6月15日 (水)	休会			
6月16日 (木)	休会	委員会	後 1:22	1 議会運営委員会
6月17日 (金)	本会議		前 9:29	1 再開 2 議案上程(日程第1号-第4号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 継続調査申し出について 9 議員派遣について 10 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 11 閉会

本 会 議 第 1 日

(平成23年6月3日)

平成23年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

平成23年6月3日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	36	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
5	37	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
6	38	枕崎市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	請1	30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める請願	〃
8	39	監査委員の選任について	
9	40	監査委員の選任について	
10		農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について	
11		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
12	報3	繰越明許費繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
山 口 太 行政係主査

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長
永 江 靖 博 秘書広報係主査

午前9時29分 開議

○依積田義信議長 平成23年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、4番今門求議員、13番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年3月及び4月執行の例月現金出納検査結果報告書を受領し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成23年第2回定例会以後の議長会報告をお手元に配付いたしてありますので、御承知お願います。以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第7号までの4件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係1件、条例2件、人事案件2件、報告事項1件の計6件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く3件について説明を申し上げます。

まず、議案第36号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,050万円を追加し、予算総額を100億9,170万円にしようとするものです。

地方債の補正は、県営道路整備事業負担金の増に伴う地方道路等整備事業債の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、移住・交流推進支援事業補助、県営道路整備事業負担金、スクールソーシャルワーカー活用事業、道德教育総合支援事業などをお願いしてあります。

事業内容等につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

次に、議案第37号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災に係る個人の市民税の雑損控除額等の特

例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の規定を設けるほか、条文の整理をしようとするものです。

次に、議案第38号枕崎市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、枕崎市立学校給食センターの新築・移転に伴い、給食センターの位置を改めるほか、条文の整理をしようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○**15番 牧信利議員** 議案36号の一般会計補正予算関係ですが、これに関連してですね、ことしは大雪被害、低温被害と農業関係で大きな被害が出て、この件については6月議会で具体化をするという支援の方向については前の議会で答弁をされているんですが、その具体化がどんなかたちで今回の補正に出ているのか、お尋ねをします。

それから、議案38号の学校給食センター条例一部改正条例の制定に関連してお尋ねしますが、8月には落成式があると、こういうお知らせも出されておるようですけども、この委託業者が決定したのかどうか。決定したのであれば、その業者名、所在地、その業者の事業概要、これらについてお尋ねをしたいと思います。以上です。

○**真茅学農政課長** 1月の大雪被害によりますハウス等の復旧事業の関係でございますけれども、県の補助事業を利用しまして、6月議会で出さしていただきたいと考えておったわけですけども、その後、事務の手續と申しますか、県から農家、事業主体のほうへ直接、補助金交付ができるということございまして、今、農家をそういう1つの事業主体ということで作くりまして、農家の意見要望を取りまとめて復旧へ向けての事業計画を作成している途中でございます。

○**今給黎龍浪給食センター所長** お尋ねの給食センター調理配送等業務委託事業の委託事業者の件でございますが、選定委員会を設けて4回の選定会議を開き、決定したところでございますが、決定しました事業者につきましては、東京都台東区上野1-14-4にございます株式会社東洋食品という会社でございます。代表取締役荻久保英男ということでございます。この会社につきましては、全国の給食センター200カ所以上を受託している給食専門の会社でございます。21年度から実施をしております鹿屋市南部、そして今年度から予定しています南九州市、枕崎市を受託するというところになっていてございます。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

○**2番 立石幸徳議員** 私は、議案第36号23年度の一般会計補正予算につきましてですね、幾つか質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、23年度の新規事業の関係で補正が幾つか出ておりますが、最初に農政関係で農業者戸別所得補償制度推進事業。これは、政権交代によりまして民主党政権の新しい政策のもとに取り組まれる事業でございますけれども、今回、13万円の減額補正が計上されておりますけど、この事情について説明をいただきたいと思っております。

もう1点は、歳入の関係で、522万4,000円アートストリート整備事業で補助金が歳入に計上されてございます。このアートストリート事業につきましてはですね、3月議会の当初予算の予算委員会で相当な論議があったわけですが、まず補助金の交付内示はいつだったのか。それから、この事業につきましてはですね、約1,044万9,000円の総事業費でしたが、この中で6基のベンチを購入して設置をします。これにつきましては、副市長が予算委員会の中ではっきりと執行の段階できちっと検討をすると、委員会の中で説明をされたんですよ。そうしますと、この補助金の額からいきますと、ちょうど2分の1の額になるわけなんですけど、このベンチ購入との関係で補助金の事後の取り扱いといいたいまいしょうか、どういったかたちになっていくのか、説明をいた

だきたいと思います。

それから、同じく歳入の関係でこの財産収入、どこの部分の財産収入になるのかですね。で、一般管理費のほうで、退職手当2,158万5,000円、この人数を教えてくださいと思います。以上です。

○真茅学農政課長 戸別所得補償制度の関連の13万1,000円の減額の件でございますけれども、これにつきましては前年度モデル的な取り組みということで、米が取り組まれております。で、前年度につきましては戸別所得補償制度の事務というのを水田農業推進協議会というのがあります。これは米の生産調整等を進めていく協議会でございますけれども、その中でやるという位置づけでモデル的に平成22年度は取り組んできたところでございますけれども、23年度、戸別所得補償制度の本格的な取り組みということで、国のほうが農業再生協議会をつくりなさいということで、その中で戸別所得補償制度は取り組んでいくという方針でございます。そういうことから米生産調整推進事業の部分が、国の補助金が13万1,000円減額されております。減額された部分については、市の事務費の部分でございますけれども、その減額分については戸別所得補償制度の事業のほうから、流用して対応しなさいという指導等ございましたので、この戸別所得補償制度推進事業のほうから市の事務費の13万1,000円を組みかえたということでございます。

○神園信二企画調整課長 歳入の部分の522万4,000円の歳入の件についてでございます。お尋ねいただきましたのは、いつ交付の内示がされたかということでございましたが、5月初旬でございましたけれども、第1次の事業採択に採択されたという通知が県の南薩振興局のほうから届いております。で、ベンチの見直しの関係でございますが、これは御指摘のとおり、先の3月議会の審査において、さまざま御意見をいただいたところでございまして、委員会の場でこれの見直しを行うことを答弁いたしております。早速、見直し作業を行いまして、当初11基設置予定であったものを2基に削減、単価も1基当たり8万円、2基設置でございますので、合計費用約16万円ということで、見直しを行っているところでございます。

○福元新財政課参事 土地売却収入の件ですが、この件につきましては旧南薩線跡地のところで、金山西町を4月4日契約で、4月10日に全金納入されております。

○永留秀一総務課長 補正予算をお願いしている退職手当の支給人数は1名です。

○2番立石幸徳議員 細部にわたることは保留しましてですね、この新規事業の関係、今、農政課長のほうから戸別所得補償の関係では、将来的にはこの水田関係の協議会は解消をしていくと、そしてこの戸別所得補償につきましては、説明ありました農業再生協議会で対応をしていくと、こういうふうに確認すればいいんですかね。

それから、もう1点のこのアートの関係ですね、今、企画課長のほうから11基を2基という説明になっておりますが、予算委員会では6基だったんですよね。そして、ベンチ代だけが240万ですから、1基が40万と。そして、この工事費を含めて570~580万に上るベンチにかかわる事業費だったんですよ。で、私がお尋ねしたいのは、ベンチ部門を削減なり、あるいはやめるとすると当然、全体事業費がそれだけ減るわけですから、補助金は2分の1ということになりますと、この歳入に計上している部分と計数が当然違ってきますよね。そうすると、その部分は将来的には補助金返納というかたちになっていくのか、その点を説明をいただきたいわけなんです。

○真茅学農政課長 いろんな農業を進める協議会ということで、米の需給調整の関係では水田農業推進協議会、また認定農業者等の担い手育成を進める協議会としまして担い手協議会、それから耕作放棄地の解消を進める協議会として耕作放棄地の協議会というのがあるところでございまして、そういう3つの協議会を農業再生協議会という1つの協議会で今後進めていこうということで、取り組みがことしから始まったところでございまして、今、委員からありましたと

おり、今後いつの時期かわかりませんが、水田農業協議会は廃止されてこの農業再生協議会に包含されていくというふうに考えております。

○**神園信二企画調整課長** 失礼いたしました。私、先ほど11基と、ベンチの数を11基の計画であったと申し上げましたが、6基の計画であったということでの数の間違いでございます。訂正して、お詫びを申し上げたいと思います。

それと、522万4,000円の歳入の補正でございますが、まずは1次事業の採択をいただきましたので、当初の段階ではすべて一般財源で措置をさせていただいておりましたけれども、こうして県の補助金がいただけることになりましたので、歳入の部門に当初の計画での県の補助金額を掲げさせていただいて、今回の補正で財源の変更ということになっていましてございます。で、最終的に、今、御指摘をいただきましたベンチの設置費用含めまして全体事業実施の段階等々に入りましたときにはまた、全体事業を議会の皆様方にも御報告し、予算のほうも調整をしていきたいというふうに考えております。

○**2番立石幸徳議員** 農政関係は説明のとおり理解いたしましたけれども、このアートストリート事業は、3月議会でもその時点で既に振興局の地域振興事業を補助申請をしているという説明は受けたんですよ。ただ、先ほども言いましたように、ベンチ設置についてはこういった本市の財政事情いろんなもろもろから検討して、そういったベンチはいらないと、不要だというような強い声が各委員からあってですよ、そして今、5月の初旬に交付が決まったということですが、振興局のほうには事業内容としてはベンチ等の設置については検討するということは、もう伝えられているんですか。そうでないと、3月議会の審査のいろんな各委員の意見が尊重されていないということになっていきますので、確認をいたしたいわけでありまして。

○**神園信二企画調整課長** アートストリート事業のベンチの見直しにつきましては、県のほうとの協議もすべて済んでおりまして、御承諾をいただいております。

今後、事業の内容を最終的にもう1回詰めまして、事業費の減もあるということで考えておりまして、先ほど事業の最終的な姿が固まりましたときにはまた御報告を申し上げ、予算の調整をお願いしたいというふうに申し上げたところでございます。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。新屋敷議員。

○**16番新屋敷幸隆議員** 議案第36号に関連して、質問をいたします。厳しい財政状況の中ですね、持続可能な財政構造の転換を図るために、本年度23年、第2次行財政改革プランが示されております。これは市長にお尋ねしたいんですが、当年度予算においてどのように生かし、またこれからどのようにこのプランを生かして対処していくのか、お尋ねをいたします。

○**神園征市長** これは改革プラン、昨年度末に決定いたしました。当然、これに基づいて今年度の行政執行をしていかなければならないわけですから、そのようにしたいと思っております。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 議案36号です。土木費についてなんですが、この打木谷白沢津線の改良道路工事なんですが、これが県営の事業負担金で386万6,000円なんですが、全体の事業費としては幾らになるんでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 打木谷線につきましては、全体事業としては1億円ということを計画しております。現在の、当初の時点では2,000万円だったんですが、1億円に県のほうで増額していただいたというところです。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

○**今給黎龍浪給食センター所長** 先ほど、牧議員の質問の中で、受託業者であります株式会社東洋食品の受託の実績の中で、鹿屋市南部が21年度からと申し上げましたが、平成22年8月からございましたので、平成22年度からの鹿屋市での実績ということで、訂正をしてお詫び申し上げたいと思います。

○**依積田義信議長** これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前10時7分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、今門求議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、沖園強議員、吉嶺周作議員、牧信利議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、城森史明議員、中原重信議員、新屋敷幸隆議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第8号を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、沖園強議員の退席を求めます。

[沖園強議員 退席]

○**依積田義信議長** 市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました議案第39号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、市議会議員のうちから選任する監査委員に沖園強氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

牧信利議員。

○**15番牧信利議員** 今、市長が沖園強氏を監査委員として選任された理由ですね。これをまず、お尋ねします。

○**神園征市長** 皆様御存じのように、沖園議員は議員としてもベテランでありますし、日ごろの議会活動につきましても非常に熱心であります。そしてまた、行政にも詳しいということか

ら、推薦をいたしております。お願いをしております。

○15番 牧信利議員 市長自身は監査委員という、その職務についてどういうふうを考えていらっしゃるのか。本来ならですよ、市政に対する、言うならチェックする役割ですから。そういう点では、むしろ神園市政について批判的な立場の人を選んだほうが、市政を市民の前にガラス張りにするという点では、最もいい方法だと私は考えるわけですね。今回は、沖園強氏はまさに市長と、言うならば二人三脚のような、そういうかたちで政治活動をずっとやってきた方ですから。そういう方を、なぜ今回選任されるのか、この点が私には疑問となっているところですが、その点について、監査委員の役割とそれにふさわしい人物であるのかどうかと。みずからの市政を監査してもらうわけですから、そういう立場からの市長の考え方をお尋ねします。

○神園征市長 法にのっとって厳正に公正に行政が執行されているかどうかをチェックするのが監査委員だと思っております。今の沖園議員に対する評価ですけれども、それは個人の見方でありましてね、知らないところではいっぱい批判もされておりますよ。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者 挙手]

○依積田義信議長 牧議員。

○15番 牧信利議員 私は、議案39号監査委員の選任について、反対の立場から討論を行います。理由は、先ほどの質疑でも述べましたが、いわゆる監査委員の役割。こういう点では、不適切な人選だと思えます。やはり、行政の監査をするという点から言えば、市長とほぼ一体となった政治活動をしてきた人物ですから、こういう方を監査委員に選ぶというのはまさに市民から見ると、ガラス張りの市政とは逆行の方向にいくと、これが第1点の理由。第2点、これは先般の議会運営委員会で、議会運営委員長である沖園強議員がどういう会期日程の提案をしたか。国保条例改正が出されるということで、6月21日に本会議を組んだ日程を出しています。しかし、この市民の暮らしにかかわる重要な案件にもかかわらず、その議案が議員の手に届くのは前の日だと。これは、議会が長年ルールとして守ってきた議案は1週間前に議員の手に届くと。こういうのを全く壊してしまうやり方。しかも、暮らしにかかわる重要問題が市民にも知らされない中でそういうことを決定しようという、そういう日程を組んできている。これはまさに、議会制民主主義の破壊に通じるものであります。これが、議員から選ぶ監査委員としていくということは、まさにはっきり言えば、市長の意向をいかに酌み取って監査するか。こういう立場しか、沖園強議員には期待できない。こういうことでは、市政の監査は万全なものとはいえない。以上の2点で、反対をいたします。

○依積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第8号監査委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの表決権を有する出席議員数は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載の上、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 依積田義信議長** 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

- 依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 依積田義信議長** これから、開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、5番清水和弘議員、6番茅野勲議員、7番禰占通男議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。
投票総数14票。これは、先ほどの表決権を有する出席議員数に符合いたしております。
そのうち賛成6票。反対8票。
以上のとおり、賛成が少数であります。
よって、議案第39号は同意しないことに決定いたしました。
沖園強議員の着席を求めます。

[沖園強議員 着席]

- 依積田義信議長** 次に、日程第9号を議題といたします。
市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

- 神園征市長** ただいま上程されました議案第40号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員田野尻武志氏の任期が平成23年7月26日をもって満了となりますが、引き続き同氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

- 依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- 依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第9号監査委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する出席議員数は、15人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載の上、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、8番城森史明議員、9番沢口光広議員、10番畠野宏之議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。これは、先ほどの表決権を有する出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成15票。

よって、議案第40号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第10号農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、茅野勲議員の退席を求めます。

[茅野勲議員 退席]

○**依積田義信議長** 農業委員会委員の任期満了に伴い、議会が推薦する農業委員の後任について、市長から推薦依頼がありました。

お諮りいたします。

議会の推薦する農業委員は1名とし、茅野勲議員を推薦してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、学識経験を有する農業委員として、茅野勲議員を推薦することに決定いたしました。茅野勲議員の着席を求めます。

[茅野勲議員 着席]

○依積田義信議長 次に、日程第11号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、広域連合議会議員の現在の任期が平成23年7月1日をもって満了となることに伴い、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から6人の議員を選出するものです。

お諮りいたします。

本選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの出席議員数は、16人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○依積田義信議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○依積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、11番吉松幸夫議員、12番沖園強議員、13番中原重信議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票。無効投票0票。

有効投票中、竹之内勉13票、持留良一3票。

以上のとおりであります。

次に、日程第12号繰越明許費繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 報告事項第3号繰越明許費繰越計算書について、説明を申し上げます。

これは、1月に開催された臨時会において議決をいただきました平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）第2条の繰越明許費及び、3月定例会において議決をいただきました平成22年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）第2条の繰越明許費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○**依積田義信議長** 本日は、これをもって散会いたします。

午前10時45分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成23年6月6日)

平成23年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

平成23年6月6日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	牧 信 利 議員 (17ページ～26ページ)
		吉 松 幸 夫 議員 (26ページ～31ページ)
		吉 嶺 周 作 議員 (31ページ～34ページ)
		豊 留 榮 子 議員 (34ページ～43ページ)
		清 水 和 弘 議員 (43ページ～49ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○依積田義信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから、一般質問を行います。

質問は、1番牧信利議員、2番吉松幸夫議員、3番吉嶺周作議員、4番豊留榮子議員、5番清水和弘議員、6番城森史明議員、7番沢口光広議員、8番禰占通男議員、9番立石幸徳議員、10番沖園強議員、11番今門求議員の順に行います。

牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○15番牧信利議員 おはようございます。

日本共産党の牧信利です。日本共産党市議団の一員として、改選後最初の定例市議会において一般質問を行います。

今回の改選で、新しい議員さんが6名。今、市民の皆さんは議会がどのように変わるのか、このことを注目しています。日本共産党市議団は、そういう中で住民の皆さんの命と暮らしを守る、この立場に立って、全力を尽くして頑張っていきたいと考えております。

質問に先立ちまして、去る3月11日に発生しました東日本大震災で犠牲になられた方々に、哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆さんへの心からのお見舞いを申し上げるものであります。我が党は3月11日の地震、津波の発生直後から、復興と被災者救援の活動に取り組み、これまで我が党に寄せられた救援募金は、6月4日現在で6億6,000万円になりました。この募金は、直ちに市町村の方々に直接お届けをいたしております。さらに、日本共産党は、全国に呼びかけて、復旧のためのボランティアの活動を取り組んでおります。

引き続き、復興資金などの御協力をお願いしながら、被災者の皆さんの今後の復興への取り組みを支援していきたいと考えている次第であります。

今回の東日本大震災は、地震、津波の被害の上に、福島第一原発という二重三重の苦しみを被災地に与えています。私は、この東日本大震災で起こった福島第一原発事故からの教訓をどのように酌み取り、今後に生かしていくのか。この立場から、まず最初に、原発問題について質問を行います。

まず最初に市長に対してお尋ねしたいことは、原発ゼロへの取り組みについての市長の考え方です。我が党が行いましたアンケートに対して、「川内原発について、事故について不安がありますか」との問いに対して、「不安がある」と答えた方は90%に達しています。「不安はない」こう答えた方は3%です。ほとんどの方が原発事故への不安をお持ちになっていらっしゃいます。川内原発から枕崎市まで直線で60キロ。もし、川内原発で事故が発生したら、風次第で枕崎市は放射能物質が到達する距離にあります。アンケートに答えた60代の男性の方は、「放射能は川内だけではない。風向きによっては川内以上に枕崎が危ない」このように書いておられます。

東日本大震災に伴い、地震と津波への備えに欠けた東京電力福島第一原発が引き起こした重大事故は、失われた冷却機能が回復できず、外部への放射能物質の流出が拡大する深刻な状態を続けています。周辺住民の避難生活の長期化、農産物などへの汚染、そして、計画停電などの被害も広がっています。総力を挙げて事態の悪化を食い止めるとともに、原発はこのまま続けていいのか。これからのエネルギー政策はどうなるのかという国民の不安にこたえることが、いよいよ重要になっています。

東京電力は、原子炉や使用済み核燃料を冷却するために注水を続ける一方、外部に漏れ続ける高濃度の放射能物質を含む汚染水の処理のため、低濃度の汚染水を海中に放出するという危険な作業を始めています。低濃度であれ、放射性物質が海水などを汚染するのは確実で、周辺だけで

なく、広範囲で不安が広がっています。政府の中からさえ、放射性物質の流出をとめるだけでも数カ月かかるという見方が出ています。原子炉を安定させ、廃炉を実現するには、さらに数十年かかります。重大な事故を引き起こした東京電力と原発建設を推進してきた自民党政権以来の政府の責任は重大であります。東京電力福島原発の重大事故は、地震や津波の被害が想定を超えたからという自然災害ではありません。原発で事故は起きないという安全神話に取りつかれ、地震や津波の備えを怠ってきたことによる人災であります。日本共産党は早くから重大事態が生じることを警告してきました。安全対策をなおざりにし、原発建設を推進してきた責任は重大です。

日本には、北海道から九州まで54基もの原発が稼働中です。14基が建設中か計画中です。原発への不安は全国共通で、今ある原発の地震や津波の対策は十分か総点検するとともに、民主党政権になって、これまでの政権以上の規模で進めると決めた新增設の計画は、直ちに中止すべきであります。予想される東海地震の震源地の真上にある静岡県の浜岡原発などは、即時、運転を中止すべきです。

原発事故が深刻化する中で、日本共産党の志位和夫委員長が菅直人首相に原発の危機打開と原発政策の見直しを申し入れ、菅首相も原発の総点検や新增設については、見直しも含めて検討したいと約束しました。原発の規制機関を推進機関から独立させるべきだとの志位委員長の提案にも、首相はその必要を認めました。原発の総点検で原発政策の見直しを言葉どおり実行させるべきであります。

今や原発見直しの声は、世界で巻き起こっています。原発への依存をやめても、ドイツのような太陽光などを利用した自然エネルギー中心に切りかえれば、供給に問題はありません。原発政策を抜本転換し、自然エネルギーへの計画的転換を進めるべきであります。日本共産党は、原発からの撤退を政治的に決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくるように政府に求めています。

ドイツは今回の事故を受けて、2022年まで原発の廃止をする。こういう方向を明らかにいたしました。スイスでは25日、5基あるすべての原発を廃止すると、こういう方針を決定しております。イタリアでは新たにつくる建設、これは凍結するという方針を表明しました。市長は今回の原発事故を受けて、原発からの撤退について、どのように考えておられるのか。まず、お尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 質問にお答えする前に、このたびの東日本大震災によって、地震、津波被害で亡くなられた方々に、改めて深甚なる哀悼の意を表します。そして、被災された住民の方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の大震災及び原発災害は、昭和20年、日本敗戦以来、66年ぶりの国難だと思っております。この中からいかにして日本が復興するかどうか。諸外国からも日本と日本人が試されていると思っております。

さて、原発に対する質問でございますが、今回の福島原発の事故を受けまして、政府もエネルギー基本計画の見直しの表明など、今後の原子力政策について再検討する考えを示しております。今後とも政府の動向を注視したいと考えておりますが、それとは別個に鹿児島県市長会としまして、緊急決議をいたしております。5項目にわたっておりますが、その5項目の中に私の考えも入っておりますので、5項目を読み上げたいと思います。

- 1、今回の事故の徹底した原因究明と事故に関する正確かつわかりやすい情報公開を行うこと。
- 2、大地震や大津波など、あらゆる事態にも対応できるよう、原子力関係施設の安全性を確保するとともに、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の見直しを初めとする原子力発電所の防災指針を改定し、危機管理体制を充実するとともに、関係機関の連携体制の強化を図ること。

その2の1としまして、国、都道府県、市町村、電力会社間の相互連携体制を通常時から整えて、危機管理体制を高めること。

その2としまして、原子力防災計画等での対応体制を強化すること。

項目3の被爆対策、風評被害対策、海洋にかかる影響などを含め、安全基準の抜本的見直しを図ること。

4項目めが、現在稼働中の川内原子力発電所の1、2号機については、安全対策の見直し及び抜本的な防災対策を講じること。また、3号機増設については、それらの措置が講じられることを前提に対応すること。

5、市民の安全確保と不安解消の観点から、川内原子力発電所の安全対策等について、積極的な情報公開に努めること。

県市長会の決議は、以上の5項目でございます。

○15番牧信利議員 私の質問は、明確に市長にお尋ねをしている原発ゼロへの取り組みについての市長の見解を尋ねているわけでありませぬ。この答弁が抜けております。

○神園征市長 今、答弁したとおりであります。

○15番牧信利議員 原発ゼロへの取り組みというのが、今の答弁には触れていないんですが、これを明らかにしてください。

○神園征市長 今読み上げた5項目の中に、その答えも含まれております。

○15番牧信利議員 無駄な質問を何度も繰り返させないでくださいよ。どうして明確に答えられないんですか。市長は枕崎市民に責任を負う立場です。その市長が、みずからの考えを市民に明らかにすることができない。これはどういうことですか。質問の中でも明確にしましたように、原発をゼロにする期限を決めたプログラム、こういうものをつくる。その点で原発からの撤退を政治的に決断するというのを、政府に我が党は求めているわけですね。そういう立場から質問をしたのに対してですよ、市長はきちんとした答弁をやっていないじゃないですか。

それでは、具体的にお尋ねしますが、原発からの撤退を決断するということについて、市長はどう考えますか。

○神園征市長 ただいま読み上げた5項目の中に、撤退という文字は入っておりませぬ。

○15番牧信利議員 市長はこれまで、いろんな質問を私はしてきましたが、いつも逃げ方をするんですね。逃げるんですよ。自分の責任が問われるようなことは、言わないという立場をいつもとっています。今の質問に対しても、5項目の中には入っておりませぬと言う。そしたら、市長自身は何と思っているのか。どう考えているのか。イエスなのかノーなのか。それぐらいはっきりさせたらどうですか。それは、市長の市民に対する政治姿勢を表す一番重要な問題点ですよ。イエスなのかノーなのか。それだけでいいですよ。

○神園征市長 今の5項目をしんしゃくしていただければ、おわかりかと思ひます。

○15番牧信利議員 わずかな質問時間の中でですね、同じことを5度も6度も尋ねられても答えはできないと。市長はT P Pの問題で態度を尋ねたとき何と答えたか。「知覧の決起集会の壇上に上がった。それが私の考えです」とこう答えました。みずからの言葉でT P Pについても答えなかったんですよ。今度も全く同じですよ。まさに市長は、この原発問題について、責任ある態度を市民に明らかにすることはできない。このことだけは申し上げておきます。

それで、2番目にいきますが、川内原発の1号機、2号機の安全総点検について申し入れ、これをやるべきだと質問通告でも述べておりますが、この点については、いかがですか。

○神園征市長 3月30日と5月27日の2回にわたりまして、九州電力が川内原発の地震、津波対策の対応状況の説明のために来庁しましたので、福島原発と同規模の地震、津波が発生した場合に、どのような対策がとられているのか、説明を求めて確認したところですが、その際に、川内原発の安全対策に万全を期すること。3号機の増設については、増設凍結を含め、安全性確保

を最優先として対応することを申し入れております。

また、県市長会も今申し上げたような決議をしまして、5月の11日に九州電力に要請しております。

○15番 牧信利議員 川内原発3号機の増設、これを中止するようというこの点では、九州電力、鹿児島県に対してどういう申し入れをしているのか。

○神園征市長 今申し上げたように、建設凍結を含め、安全性確保を最優先として対応してくださいと、こう申し入れております。

○15番 牧信利議員 川内原発の3号機の増設、これをやめてくださいというふうに九州電力に言ったのかどうかというのを尋ねているわけですよ。その点はどうですか。

○神園征市長 やめてくださいとは言っていない。凍結をまずしてくれと、こう申し入れをしております。

○15番 牧信利議員 アンケートにたくさんの方々から回答が寄せられていますが、原発問題で60代の女性ですが、「3号機増設、本当はエネルギーのためには必要かもしれませんが、放射性物質漏れも怖い。火山大国の日本ですので、自然なほうがよいと思っています。5月15日付南日本新聞を見て驚いています。絶対、安全総点検は必要だと思います。」

その5月15日付の南日本の記事というのは、一面で配管が地震によって破壊されたという記事が、一面で報道されたこの記事じゃないのかと思っております。つまり、地震によって構造物自体が破壊されたというのが明らかになったわけですね。

もう一方の女性の方で60代、「不安だ。事故が起きたら、いつ直るかわからないことが福島原発でよくわかったので、絶対に点検すべきだと思う。原発ではなく、ほかのことを考えてほしい」こういうふうに述べておられます。

お尋ねしますが、総務課長、川内原発3号機というのは、発電規模はどれだけですか。

○永留秀一総務課長 1号機と2号機は89万キロワットというのは、九電のほうの説明にはございましたが、3号機については、現在、資料を持ち合わせてなく、把握しておりません。

○15番 牧信利議員 いや、質問をするのにですよ、3号機と言っているが、一体どんな規模の発電能力があるのかぐらいは、調べておくのは当たり前のことじゃないですか。つまり、全くこの枕崎市はですよ、川内原発に関心がないということですよ。人ごとだと考えていると。川内原発の3号機は159万キロワットですよ。現在、1号機、2号機が運転していますが、89万キロワットですよ。2つあわせると178万。

もう少し危機意識を持って、やはり、行政に当たっていく必要があるんじゃないですか。市長はどう考えますか。3号機の規模すら答えられないと、調べてないという、こういう当局のあり方をどう思いますか。

○神園征市長 調べておくべきだったと思います。

○15番 牧信利議員 こんな重大な問題で、まともな資料収集も、我々ができることをですよ、担当課長が知らないとか、資料を手に入れてないとかというのは、もう全く話にならないわけですよ。

私も資料を調べながら、やっぱり驚いたのはどういうことかということ、冷却水というのが事故以降、いろいろと報道されていますが、一体その、規模が大きいですよ、何十万トンとか。タンカーを持って来て汚染した水を入れようじゃないかとか言ってます。一体どれぐらいの水を使っているのかというのを調べてみたらね、これは鹿大の佐藤先生という方が論文を書いてらっしゃいますが、今、1号機、2号機ですが、冷却水、1秒間に使う冷却水、1号機が66.5トンですよ。2号機も同じ66.5トン。2つの運転中の原発が1秒間に使う水ですよ。133トンですよ。これをずっと休みなく動かしているわけですよ。そうすると、133トンというのはどれぐらいの量かということ、私は想像もつかないが、やっぱり研究家は大了もので、現在の川内川、これが

1秒間に108.05トン流れているそうですよ。つまり、今動いている2つの原発を冷却するための海水の量は、川内川の1.2倍の水を、毎日ですよ、あそこができてからもう27年近く経っていると思うんですが、使い続けてきているわけ。そして、3号機になると、その水の量がどれぐらいいふえるかと。105トンになるそうです。3号機だけで。そうすると、3つの原発合わせて240トン、1秒間に使う水が。そうすると、川内川を2本分の水を、海水を取り込んで冷却をするという勘定になる。

そうすると、その水は、海水は取り込んで今度は海に流すわけですから、海に流すときの水温は海水温度より7度高くなっているという状況ですから、当然、環境への影響は、それに海水を取り入れるために一緒についてくるプランクトン等の、いわゆるフジツボなどを配管内に取りつかせるのを防ぐために、塩素系の薬品を使っているというわけですから。こういう薬品の汚染も海岸では広がっているわけですね。240トンを毎月、毎日、使うわけ。毎秒240トンですから、これも想像がつかないですが、佐藤先生はこう言っていますね。「水深が平均で50メートルの海、幅が1キロ、海岸線に沿って10キロ、その水を1カ月間で使う量だ」と言う。考えてみましたら、これ枕崎で言えば、立神岩が大体1キロぐらいですよ。それと知覧の門之浦までのプールをつくったのと同じです。1カ月に使う水の量は。それはもう、年がら年中入れかえていくわけですから、環境に対する影響も、そういう点で大きくなると指摘をされているわけでありませぬ。

今回の3号機というのは、世界最大級の発電能力を持つ原発。しかもですね、今度の事故で一番問題になったのは、使用済み核燃料ですよ。もう、捨てる場所がなくなって、プールもだんだん、だんだん、目いっぱいになってですよ、その置く場所もなくなっているわけですよ。100万キロワットの原発が排出する死の灰は、広島型の原発の3,000発分だと言われているわけですから。まさに、列島が国民の命、そして自然を破壊する、そういう状況がどんどん進んでいっている。こういうことが現在まで明らかにされてきているわけでありませぬ。

こういうのを考えると、川内原発の3号機の増設なんていうのはとんでもない。こういうふうと思うんですが、最後に市長、改めてお尋ねしますが、凍結までいったというので、今、ドイツなんかはですよ、要するにもう期限を決めて撤退という方向を打ち出しているわけですが、そういう方向に全国民の声を上げていく。そのために枕崎市が大きな役割を果たす。そういう立場で川内原発3号機の増設中止、この取り組みをする考えはないのかどうか、お尋ねします。

○神園征市長 今、直ちにはございませぬ。

○15番牧信利議員 それでは次に、国民健康保険税の引き下げについてお尋ねします。

まず1番目は、我が党が行ったアンケートでは79.8%の方々が国民健康保険税は高いと回答されています。国民健康保険税が高すぎるというこの市民の声、市長はどのように受けとめていますか。

○神園征市長 国民健康保険税にかかわらずですね、税金というものについては、大体みんな高いなという感じを持っているのが普通ではないかと思っております、じゃあ、これを枕崎が鹿児島県内あるいは全国の市町村と比べて、そんな高い税率をかけているかどうかということになりますと、これはもう、これまでも議会において再三説明がされておりますように、平成22年度の税率で、モデルケース、これは夫婦と子供2人の4人所帯、課税所得200万円、固定資産税2万円の場合で比較しますと、県下都市の中で低いほうから医療給付費分では1位、つまり、一番安いと。後期高齢者支援金分で5位。介護納付金分で10位と、全体では下から2番目という状況であります。

○15番牧信利議員 それでは市長は、市民が国保税が高いというのは、これは我が勝手だと、安いんだと、そういう立場ですか。はっきりさせてください。

○神園征市長 我が勝手なんて言葉は、一言も使っておりませぬ。現在の状況を説明しただけで

す。

○15番 牧信利議員 それでは、市民が言う国保税が高いという声は、これは間違いなんですか。正しいんですか。市長自身がこの現在の国保税について、どのように判断するかという、県下で下から3番目だというんじゃないくて、市民のこの受けとめている気持ち、国保税は高いというこの思いについて、市長自身はどう思っているのか。これをはっきりさせてください。

○神園征市長 県下で3番目じゃなくて、2番目に低いということです。

先ほど申し上げたように、納税意識につきましては、それははっきり税というものは、納めなきゃいかんという気持ちはみんな持っていると思います。ただ、その税率等につきましては、安ければ安いほどいいわけですから、そういう状況だろうと国保税に限らず、ほかの税についても納税者としては、税がもうちょっと安ければなあという気持ちは持っているだろうと申し述べたわけでありませう。

○15番 牧信利議員 ちょっと、いろいろ質問事項は準備してはいたんですが、時間がないので、枕崎市の国保税が所得200万円の4人家族モデル世帯で、所得に占める国保税の割合は、前回の議会での当局の答弁では14.4%、このように当局自身が明らかにしているわけですが、所得の14.4%を占める国保税というのについて、これは適正な国保税の負担なのかどうか、市長の考えをお尋ねします。

○神園征市長 適正かどうかは別にしまして、その国保税がどういうふうにして決まってくるのか、担当課長から説明させます。

○15番 牧信利議員 これは関係課長に聞いているんじゃないですよ。市長に聞いているんです。

国会で我が党の議員の質問に、所得に占める国保税の割合が10%、これを超えるような国保税というのは、もはや負担の限界を超えていると厚生労働大臣が答弁をしています。市長自身は、現在の国保税のこの14.4%という負担割合について、大臣と同じような立場に立っているのかどうか、お尋ねします。

○神園征市長 担当課長からその仕組みについて説明させようと思いましたが、国民健康保険税は被保険者にかかる医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金について、それぞれの歳出から国、県、社会保険診療報酬支払基金等の補助金等を差し引いた額を国民健康保険法や地方税法に基づき算定する仕組みになっておりますので、その割合が高いのか安いのかという判断は難しいところであります。

○15番 牧信利議員 厚生労働大臣でさえ負担の限界を超えているというふうには言っているのに、市長は自分の町の自分の政治のもとで暮らしている市民については、全く答えもできないと。肝心なところは答えないというのが、市長の政治姿勢ですね。

それじゃあ、お尋ねしますが、今回の6月議会定例会を開くにあたって、議会運営委員会が開かれましたが、この中で6月21日に本会議を開いて、国保税条例の改正をするという、そういう提起がなされました。市長自身は国民健康保険税を値上げする考えですか。

○神園征市長 税率上げを御理解いただかなければならないと思っております。

○15番 牧信利議員 やるべきことがまだ残っているんじゃないですか。平成17年、18年ではですよ、前市長の時代ですが、平成17年度は国民健康保険財政安定化支援事業、これは国保のために国のほうが交付しているお金ですね。この金を1億1,928万6,000円、18年度1億0,222万1,000円のうち、国保に入れたのはわずか531万9,000円ですよ。つまり、1億5,654万5,000円、国保に入れるべき金をほかのものに使っちゃったわけですね。こういう金はちゃんと国保に入れるべきですよ。そういうふうにはさかのぼれば、もっとひどいものですよ。平成4年度から市当局が国保に入れなかったお金というのはですね、5億8,671万1,000円ですよ。この財政化のために、国保財政の安定化のために出された交付金を5億8,671万1,000円、ほかのものに使っているわけです。こういうものをきちんと責任持って解消する取り組みこそすべきだと思うんですが、

このような、いわゆる国保に出された交付金をほかのものに使う。こういうことについて、市長自身はどう考えているんですか。

○神園征市長 議員よく御承知のようにですね、地方交付税によるその財源措置は、使途が、つまり、使い道が制限されない一般財源として措置されておりまして、一般会計からの繰り出しの必要・不要及びその額については、繰り出しの対象経費の範囲内で各市町村が、それぞれの地域の実情に即して、独自に決定すべきものであるという総務省自治財政局からの通知もございますことから、そういった100%措置する場合もあるし、やむを得ず一般財政との兼ね合いの中で、100%国保のほうに使えないと、そういった年もあるのは、これはやむを得ないことかと思っております。

○15番牧信利議員 市長の考えは、それは、一般会計が金がないから、それに使っていいんだという立場ですよね。しかし、そのしわ寄せを国保の世帯が受けるわけですから。5億8,000万ですよ。そんな居直りの答弁をやってですよ、それじゃあ、市民にそのことを市長自身で言ったらいいですよ。5億8,000万、実はほかのものに使いましたから、我慢してくださいと。値上げをしますと。そういうふうに市長が言えば、「これは仕方がないな」と言うのか、「そんなものはおかしいじゃないか」と言うのか、それは市民の判断することですよ。

市長はいろいろ、どこに使ってもいいんだと。自由にできるんだと言っていますが、それじゃ、お尋ねしますが、我が党は一貫してですね、国保財政の危機の原因というのは、国が補助金を削った結果だと。50%だったものを24%に削った、半分に減らした。そのしわ寄せを国民に全部税で負担させる。そういうことに原因があるんだということを指摘してきているんですが、これについては、市長自身はどう考えているんですか。

○神園征市長 おっしゃるようになりますね、全国的にこの国保財政というのは、非常に厳しい状況になっておりますので、本市としましては、県下のほかの市とも連携しまして、市長会を通じて毎年、国、県に対して財政支援を強く訴えております。今後とも強く要望していく考えであります。

○15番牧信利議員 市長会を通じてやっているというのは、これまでも何度も聞いてきました。それじゃあ、もう一つですよ、もとに戻すように市長会を通じて要求しているわけですから、これは地元の国会議員に相談されるということは、これまでしたんですか。多分、市長が応援された方が今、国会議員になっておられるんですが、そういう政党、政治家を動かして、政府だけじゃなくて、国会の中で取り上げてもらう。こういう取り組みをする考えはないのかどうか、お尋ねします。

○神園征市長 今申し上げたようなことは、それだけ特別に取り上げてということはありませんが、いろいろな話をする中で申し上げておりますし、また今後もそういったことに力を尽くしてくださいということは、申し上げるつもりであります。

○15番牧信利議員 政治家というのは、我が党は我々が直接つき合っていますからわかりますが、この前学校給食センターの問題で、文書で松下忠洋議員に申し入れをいたしましたよ。補助金がつかんというので。しかし、返事は来ないですよ。だから、今度会ったとき、あれはいけなかったとかと聞きたいと思っておりますが、そういう程度ですけども、応援した市長自身がね、頼めばまた別でしょう。私は共産党だから、いいかげんにあしらわれたかもしれません。市長はまた、ここの票を支配する立場にもあるわけですから。市長自身が何かの折にとかというのではなくて、文書をもって地元議員に対して、しかと取り組んでほしいというのをどうして、返事ももらうというふうにしたらどうですか。いかがですか。

○神園征市長 検討してみます。

○15番牧信利議員 時間が残り少なくなっていますので、急いでいきます。

次は、巡回バス、乗り合いタクシーについてです。

昨夜もこんな電話がありました。77歳になるが、もう免許更新の時期が来ているんだけど、安全運転のことを考えれば、免許を返上しようかなとも考えていると。しかし、買い物をするにも病院に行くにも、交通手段がないと。巡回バスはいつになるんでしょうか。こういうことでした。私はその方にお答えしました。今度の一般質問では、たくさんの方々がこの問題を取り上げてますよと。きっと市も少しは具体的に動くんじゃないでしょうかと、お電話で回答いたしましたから、報告しないと。電話番号も聞きました。

具体的に現在の取り組みはどうなっているのか。実際、市は運転試行もやるというふうな話も以前されておったんですが、それらの状況等を含めて御報告いただきたいと。

○神園信二企画調整課長 コミュニティ交通につきましては、高齢者など交通弱者の利便性向上、これはもちろんのこととございますが、コンパクトシティの実現に向けた周辺部から市街地への流入を促進するという観点からも、多角的・総体的に検討をしているところです。既に昨年度でございましたが、アンケート調査を実施しましたほか、老人福祉センターへの無料送迎バスとして運行している市福祉バスにつきましては、市役所を経由するというかたちでルートの一部変更しまして、昨年12月から本年3月末までを期間としまして、試験運行、実証運行を実施しました。その利用動向の変化を見定めるとともに、利用者のニーズの調査も行わせていただいたところでございます。

さらに、本年度に入りましてからは、ほかの自治体で行われております交通手段の確保策としてのさまざまな交通形態の導入、それと、実施の状況につきまして調査・分析を行いますとともに、九州運輸局鹿児島運輸支局に出向きまして、本市で巡回バス、乗り合いタクシーの運行を行う場合の許認可関係の法的手続、それと法的根拠、また、その手続に必要な調整先との調整をするときに留意すべき事項等についての御指導をいただいているところであります。現在、担当をしております部局におきましては、これらの成果を踏まえまして、本市の方針策定のための庁内会議に付議する素案の策定に取り組んでいるところであります。

今後の予定といたしましては、本市方針策定のための庁内会議の検討を7月末を目途に終了しました後、各交通事業者及び利用者代表から成る任意の公共交通利用対策連絡協議会におきまして、本市方針の検討と修正をいただきまして、11月当初にはこの連絡協議会に九州運輸局鹿児島運輸支局、それと道路管理者、警察当局を加えました地域公共交通会議の立ち上げができればというふうに考えております。

これらの手続を経ました後、平成24年度からは試験運行を開始する予定にしておりますが、それぞれの利害の調整に長期を要します場合には、若干のおくれが出る可能性もお含みおきをいただきたいというふうに考えているところでございます。

○15番牧信利議員 市長の選挙公約ともなっている問題ですから、積極的な今後の取り組みをお願いをいたしておきます。

次に、住宅リフォームの助成制度。これは今、枕崎の皆さんと語ると必ず出てくるのが、枕崎は寂れたな。元気がないぞと。それから、もう将来の見通しも希望もだんだんなくなってきたと。こういう厳しい声が寄せられています。こういう中で私はやはり、地域活性化の取り組み、これは力を入れて頑張るべきだということで、これまでも議会で取り上げてきましたが、住宅リフォームの助成制度、補助制度を急いで実現をして、やはり、地域経済の活性化を図るべきだというふうに考えていますが、この点についての現在の取り組みの状況、考え方をお尋ねします。

○依積田清文建設課長 住宅リフォーム助成制度につきましては、建設関連市場の拡大による地域活性化のほかに、バリアフリーリフォーム及びエコリフォームの促進、さらにアスベスト対策や不燃対策の災害予防など、さまざまな支援に伴う効果が考えられるところであります。また、対象は市内のすべての住宅等になることから、その波及効果は一層大きなものになると思われま

を把握しながら、具体的に検討してまいりたいと思っております。

○15番牧信利議員 なかなか積極的な御答弁をいただいて、ありがとうございます。

次に、学校給食センターの問題でお尋ねをします。

市は今回、民間業者に調理・配送を委託するという取り組みをしていますが、この契約はもう済んだんですか。業者との関係では。

○今給黎龍浪給食センター所長 去る5月16日の日に業者と契約を交わしております。

○15番牧信利議員 そこで、我々が一貫して言ってきたのは、安全・安心の給食を子供たちに提供するというこの目的と、民間業者で調理・配送するというこの委託の方針というのは、絶対にこれは相入れないものだというふうに思うんです。市の栄養士が子供たちの状況、それをつかんで、いわゆる献立表をつくる。ところが、この民間委託になりますと、これを業者の管理者に渡す。そういうことで、あとのチェックはもうできないわけです。どのような状況の中で、調理員が給食作業をしているのかというのがわからない。そういうのは、この学校給食の目的である安全・安心な給食、これを守るというのとは相入れないものだと考えるんですが、この点について教育長はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○山口英夫教育長 学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものでありまして、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、教育面からも極めて重要であると考えております。このことは、調理・配送業務が民間委託されましても、変わりありません。

給食調理業務等で一番重要なことは、衛生管理であると認識しております。新センターにおける学校給食がより安全で、食育の生きた教材として充実できるよう指導してまいります。

○15番牧信利議員 それは教育長の希望的な考えだけなんですね。希望的な思いであってですよ、現実には責任ある学校栄養士が、直接的に指導できない、指示もできない。これは、教育長が言われるような、そういう思いとは全然別のことですから。まさに、教育の目的から外れた方向をとっていると。それはなぜかと言うと、この民間委託というのは、財政上の理由だけであるというのが、皆さんのほうから明らかにされていることでも、はっきりしています。

それから偽装請負、いわゆる派遣労働をしていながら、実際には請負のかたちをとっていると。こういう点も今、全国でも問題になっておる重要な点であります。

それから、施設設備の無料貸与、ただで施設や施設設備を使ってもらう。こういうことにも問題があると言われているわけですね。そうすると、施設と設備の使用についての契約というのは、どうなっているんですか。

○今給黎龍浪給食センター所長 施設、設備につきましては、車両とか調理器具とかがございしますが、いずれも貸付契約を結びまして、簡易な維持・修繕、そういった費用等は業者の負担ということ等も明記しながら、今、契約の手続を進めているところでございます。

○15番牧信利議員 私は労働基準監督署で聞いてみました。そしたら、無料で施設や設備を貸すという契約というのは意味がないと、こういうふうな回答でしたよ。もう一度、調査をしたほうがいいんじゃないですか。契約というのは、無料で貸すというのは労働基準監督署がそのように答弁をしているわけですから、それは改めて調査し直してください。

こういうさまざまな問題、教育上の問題、偽装請負の問題、そして、無料で施設設備を貸して、給食をつくる。本来は給食を受けた会社がつくるべき施設ですよ。それを全部市民の税金でつくっておいて、そしてやるというわけでしょう。そういうやり方というのは、まさに、大問題ですよ。しかも、それによって利益は、この民間業者が枕崎市から持って行くわけですから、市民の税金を持ち出すわけです。不景気で地域経済が大変だというときに、そういうことをやってしまう。こういうことを考えれば、この学校給食センターの民間委託というのは、まさに、地域の経済をこれは破壊する。市民の思いとは全く逆の方向に行っているというふうに私は思うんですが、この際、契約をしたというのだが、改めて、市の直営でやる考えはないのかどうか、市長にお尋ね

します。

○神園征市長 ございません。

○15番牧信利議員 ここでも、市民の願いとは反対の方向で市政を進めるという、神園市長の態度は明らかになりました。

では、最後の質問です。

山口農園の養豚場の産廃不法投棄についてです。この不法投棄がどのように行われたのか、簡潔で結構ですので、お尋ねいたします。

○依積田寿博市民生活課長 平成23年2月に山口農場からの悪臭に関する苦情等が周辺住民から加世田保健所に寄せられまして、それに基づきまして、保健所のほうで現地調査をした結果、山口農場の尿汚水処理等をすごい処理し、また、堆肥舎周辺にふんを野積みしているということがわかりまして、その後、また再度、平成23年3月9日に加世田保健所が立ち入り調査を行いまして、不法投棄されましたふん尿、汚水等の撤去及び死亡豚の適正な処理について指導がなされたところでございます。その後、3月16日に南薩家畜衛生保健所と、さらに3月24日に県の廃棄物リサイクル対策が現地調査を行っているところです。

本市につきましても、枕崎市民の環境を守る条例に基づく指定施設でありますので、家畜ふん尿、汚水の適正な処理を実施するよう改善勧告を行い、4月20日までに改善計画書を提出するよう指導したところでございます。その後、4月15日に県廃棄物リサイクル対策課と枕崎警察署が立入検査をして、今回の不法投棄したふん尿、汚水の撤去及び処理について指導しまして、改善計画書を県に提出するよう指導があったところでございまして、改善計画書につきましては、県へ4月25日に提出されました。市に対しましても、5月10日に改善計画書が提出されたところでありまして、この計画書に基づきまして、5月21日、不法投棄されたふん尿、汚水及び土砂約70立米の撤去が完了し、県が5月23日に現地確認を行っているところでございます。市におきましても、5月25日に堆肥舎に保管している状況及び撤去され、整地された跡地の確認と指導を実施したところであります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○11番吉松幸夫議員 おはようございます。私が吉松幸夫でございます。

一般質問の前に、3月11日、東日本大震災で被災され亡くなられた方々、さらに、いまだ8,000人余り行方不明となっていられし方々に、哀悼の誠をささげるとともに、まだ避難生活を余儀なくされている方々に、1日でも早くもどのような生活に戻れるよう、お祈りいたします。

こういう私も、現地の仙台に友人がおります。しかし、いまだ連絡がとれない状態でおります。何とか生きていてほしいと毎日祈っております。

私は現在、議員活動のほかに、すんくじらブラザーズバンドというバンドで枕崎市の公民館を回り、老人会や六月灯など、さまざまなイベントごとで皆さんの前に出て、元気が出るよう活動をやってまいりました。これからも、時間のかなう限り、この活動は続けてまいりたいと思っております。

本日6日、そのすんくじらブラザーズバンドのリーダーでありますちゃんサネさんこと、実吉国盛さんが個人で現地の石巻に義援金を届けに出発いたしました。現地のラジオで私たちが歌っている「一滴の汗」という応援歌を披露して、石巻の皆さんに元気を届けてくるというふうにご

っております。

私は常に「ありがとうございます」という心で「日々努力」という言葉を座右の銘として生きてまいりました。これからも変わらない、そう断言しておきます。

私は今回の市議会議員選挙におきまして、初挑戦から8年、3回目の挑戦で初当選させていただきました。8年間私を支え、応援していただいた数多くの皆様にこの場をお借りしまして、心から感謝の意を表します。これからも御指導・御鞭撻いただきますようお願いいたします。

また、神園市長におかれましては、市議会議員選挙を前に緊急入院ということでしたが、無事回復し、業務に復帰されたことをお喜び申し上げます。今後、体に気をつけて、これからの市長職を全うしていただきたいと願います。

さて、私の質問の1番目ですが、最近が高齢化社会と言われ続けております。これは、お年寄りの方々が長生きしていらっしゃるという、とても喜ぶべきことではあります。しかしながら、その一方、出生数の減少による少子化で児童数が激減していることに歯どめがつきません。本市においては、昨年生まれた新生児は145名。これは、例えば、枕崎小学校で言いますと一学年の約1.5倍ほどの人数であります。このままいくと、児童数の確保どころではありません。そこで、本市においては、数年前から小中一貫教育推進委員会が立ち上がり、さまざまな研究がなされているようですが、本市においての小中一貫教育の目的はどこに置いているのか、市長に尋ねます。

また、隣の南さつま市では、坊津地区において小中学校統合、南九州市では、一部の中学校合併という編制もありますが、枕崎市においては、そのような構想や計画はないのでしょうか。必要性があるとは思いませんか。鹿児島では昔から郷中教育という独特な多年齢教育がなされてまいりましたが、枕崎市においても独自の教育体制がなされてもよいのではないかと思います。見解をお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 きょうの第一質問者の牧さんのほうからも出ましたように、今回の市議会議員選挙では、何と6人の新人議員がめでたく当選されました。お一人お一人に祝意を申し上げたいところですが、この場を借りまして吉松議員の質問にお答えするかたちで、皆さん方に改めておめでとうございますと申し上げたいと思います。

早速いろいろな活動が耳に入ってまいります。今後の御活躍を期待いたしております。

さて、御質問ですが、これは本来、教育長か誰かに答弁願いたいところですが、慣例といたしまして、冒頭質問に対しては市長がというふうになっているようでありますので、私のほうから答えさせていただきますが、枕崎市においては、御存じのように一中学校に一小学校、あるいはせいぜい二つの小学校が合体して一中学校に進むと。そういった単位で中学校区が構成されております。お互いが連携しやすくなっております。複数の学校が幾つも集まって中学校を形成するよりも、そういった一つあるいは二つの小学校がそのまま進むということですから、連携しやすくなっていると思います。その目的は、小学校と中学校のつながりを今以上にスムーズにし、いわゆる中一ギャップに対応するために、連携型の小中一貫教育を全市的に進めているところであります。

昨年度は桜山校区を中心に研究を進め、さまざまな成果を上げております。本年度からは2年間、立神校区で研究を進めておりますが、お隣の南さつま市の坊津にある坊津学園のような一体型や併設型という方向での小中一貫教育の取り組みではありません。その辺で若干の差は出てきていると思いますが、将来的な少子化への対策という視点では、現在は考えていないところでございます。

○11番吉松幸夫議員 学力が向上した、それと中一ギャップがかなり解消したということですね。これは非常にすばらしいことであるかと思えます。小学校から中学校に上がったときに、不安定な生徒が出て、そのまま不登校になるという全国的にも非常に高い結果になっていたのを、

この小中一貫教育という部分で解消できたということは、非常に喜ばしいことだというふうに思います。

このことについて、教育長のほうにもまだお聞きしたいのですが、小学校と中学校の各校区での学力の差というものは何か出てきましたでしょうか。

○日高孝学校教育課長 議員のお尋ねのように、各学校区での学力差ということについてでございますが、まず、枕崎市全体といたしましては、さきに行われました国の学力調査、これは全国学力状況調査でございますが、本年度は大震災の関係で行われないことになりましたけれども、昨年度の場合でありましたら、おおむね良好でございます。ただし、やはり年度によって、その年度によって違いがありましたたり、あるいは、学校によりまして、その違いがあることは当然のことでございます。全体としてどのように底上げをしていくか、学力向上を目指すかということ、市教育委員会の課題でございますので、現在のところはおおむね良好であるというふうに考えます。昨年度行われました「基礎・基本」定着度調査、これは県の調査でございますが、これにおきましてもおおむね良好でございますけれども、社会科でありますとか、あるいは活用、基礎・基本の定着はおおむね図られていますが、活用する力の面でありますとか、そういった面におきましては、今後、努力を必要とする面もあろうかと思えます。学校間の差につきましては、年度によって違いますので、どこの学校がどうのこうのということは、一概に言えないと考えております。以上でございます。

○11番吉松幸夫議員 枕崎には別府校区、枕崎校区、立神校区、桜山校区、金山校区ありますが、全体としての差がなくなるように、全体で学力の向上をしていただくようお願いして、第1の質問を終わろうかと思えます。

2番目の質問ですが、高校において現在、枕崎高校は総合学科1科で356名、鹿児島水産高校は海洋学科、情報通信科、食品工学科、そして専攻科、4科あり、これが296名となっております。このままの児童数減少で迎えるならば、それぞれの高校の存続というのも危ぶまれるのではないかと危惧しているのは、私だけではないのではないかと考えます。高校が県教委の管轄であるということは十分理解しておりますが、本市から何か今のうちに、今の段階で打つ手が、方法があるのではないかと考え、市教委の段階ではそういうお考えはありませんか。

○日高孝学校教育課長 議員のお尋ねのように、高校教育に関しましては、教育委員会が所管しておりませんので、高校への進学に関する市教育委員会の見解ということについては、特段の見解を持ち合わせていないところではございますが、本年度、管内中学校の卒業生の進学状況でございますけれども、卒業生合計202名でございます。公立高校に進学した者165名、私立高校33名でございます。そのうち枕崎高等学校51名、鹿児島水産高等学校26名でございますので、合計77名。卒業生202名のうちの約3分の1程度が地元高校へ進学をしているという状況でございます。

なお、高校との一貫教育につきましては、管轄外でございますので、そこにつき見たい見解は持っていないところでございますけれども、高校進学に際しての進路の選択につきましては、法に定められた学問の自由及び教育の機会均等などから、学校として地元高校優先の進路指導はできないととらえておりますが、全教育活動を通して郷土愛をはぐくむふるさと教育には、特に力を入れているところでございます。また、高校教員による出前授業などの相互の連携については、年々深まってきておりますので、連携につきましては、今後も進めていくように指導していこうと考えているところでございます。以上でございます。

○11番吉松幸夫議員 現在はそうでもないんでしょうけれども、以前、私どもがまだ小学校のPTAをしていたころ、ちょうど中学校の先生たちがですね、なるべく加世田高校に行きなさいとか、川辺高校に行きなさいとか、そういう話があったと耳に入ってまいりました。今の教育課長の答弁の中でなるべくそういうことがないようにということでしたけれども、本当の意味でな

るべくそういうことがないように、なるべく地元の子は地元で勉学に励んでいただきたいと願っております。そういうふうになるべく指導をしていただければというふうに思います。

これは余談ですが、先週末だったでしょうか。南大隅地区で7校ほどの高校の合併問題で委員会が立ち上がって、ゆゆしき問題になっているというふうに報道がありました。枕崎、この南薩地区においても、そういうふうにならないように、なるべく早い段階で適切な方法をとっていただきたいというふうに希望します。このことにつきましては、私の活動のテーマになろうかと思っておりますので、今後とも取り組んでまいります。

次に、3番目の質問にまいります。少子化対策ですが、以前は、もう何年前でしょうか、出産祝い金というものがあつたと聞いております。私の子供が生まれたときにはなかったようなんですが、財政難ということで廃止となったようです。財政難であれば仕方ないとしてもですね、それでは知恵を絞って何か新しい方法をとってですね、お母さんとなる女性たちが枕崎で子供を産んでよかったと心から喜んでもらえるような、そういう企画はありませんか。市全体で市民全員で新しく生まれてくる命を喜び、迎えるような考えはありませんか。市長、お尋ねします。

○神園征市長 この少子化というのは枕崎だけの問題ではなくて、もう全国的に問題になっているわけですね。東京あたりでも大変な問題になっておるようであります。直ちにこれが少子化対策となり得るといふような、これといった、もうこれで絶対少子化に歯どめがかかるかといったようなものは、なかなか見出しがたい状況でありますけれども、今言われるようにですね、このことは本当に真剣になって考えていかないといけないと思っております。

出産祝い金につきましては、過去、昭和63年に始まったいわゆるふるさと創生一億円事業、あの交付金を基金として積み立てて、この果実運用を原資として実施された枕崎市定住圏構想事業の一環として平成5年に事業開始がされました。平成9年度末まで実施されたわけですが、現在では仰せのように行われておりません。

県下では、いまだに8市が出産祝い金制度を持っているようではありますが、出産祝い金も一つの策ではあるかと思っておりますけれども、本市としては、出産どきの一時金の支給よりも、育児段階での支援が重要だとの考えから、私の就任早々、9歳未満児の医療費無料化などの支援をさせていただいているところであります。今後もさらにこういった少子化対策というものについては考えていかなければならないと思っております。

○11番吉松幸夫議員 やはり、この少子化というものに関しては、私が思うに、やはりこう、この町で出産する喜びというのをどんだけわかってもらうか。そういったところの対策というか、そういうのも本当に必要かと思っております。例えば、出産したそのお祝いをどういったかたちでお祝いするか。これはもう、我々は歌でしかございませんので、例えば、このすんくじらブラザーズではですね、その出産したところに行って、お祝いの歌を歌ってあげて励ますとか、そういったかたちでですね、日々メンバー同士の中で考えてはおります。そういった要請がありましたら、われわれはいつでも出てまいりますので、声をかけていただきたいなというふうに思っております。

次に、今回の選挙で私は皆様に安心・安全なまちづくりに努めますというかたちで訴えてまいりました。そこで、今回の質問の中では、交通安全という立場で尋ねます。現在、枕崎市の中において事故が多発している箇所、もしくは、事故が今起きてはいないが、限りなく起こりうる可能性のある箇所の把握はできているのでしょうか、尋ねます。

○永留秀一総務課長 交通事故の危険箇所ということですが、その都度ですね、事故が起きたときなどに警察署とあるいはその地域の人たちと協力をして自己診断をしたり、あるいは地域によっては、このところが通学路にとっては危険だというようなかたちで危険箇所の要望を上げていただいたりとか、そういったかたちで危険箇所の把握には努めております。

○11番吉松幸夫議員 私が思うところとしては、山手町のカーブのところとかですね、いろん

なところでもまだミラーがなかったりとか、そういうところもあるやもしれません。そういうところを徹底的にチェックしていただいて、改善していただくように希望しますが、そういうところはまだありますか。

○永留秀一総務課長 危険箇所の対策をとっていく流れとしまして、まず、地域の方々から要望を出していただくというのが最初の始まりだと思っております。その要望が出た中で、警察署と現地を調べて、どのような対策をしていけばいいのか、あるいは、市内でも危険箇所はもう多数ありますので、優先順位を立てた場合に、その危険箇所よりほかのところは今、優先になるんじゃないかとか、警察のほうとしても、上のほうに予算要望とかしていくものですから、地元での優先順位をつけながらやっていきますので、そういった中で対応していきたいと思っております。

○11番吉松幸夫議員 その対策に関しては、よろしく願いいたします。

あと私の思うところなんです、日之出地区、宮前地区のJRの踏切のところなんです、あそこがかなり老朽化が進んでですね、自転車及びバイクの通過といいますか、あそこ、かなり走行しづらい状態と感じますが、どうでしょうか。

○依積田清文建設課長 御指摘の箇所につきましては、東側のほうが宮前踏切、それから、片平山公園入り口にありますが枕崎踏切と言いますが、これにつきましては、われわれも確認いたしまして、JRに調査をお願いしたところでございます。調査の結果、先日調査結果の報告がありましたが、JRも確認いたしましたので、できるだけ早く改修を行うということでございました。

○11番吉松幸夫議員 対応よろしく願いいたします。今後ともですね、町の安全に目いっぱい目を向けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問となりますが、神園市長はさきの市長選挙でコンパクトシティ構想を選挙公約として戦い、見事市長へ再選されました。あれから1年と少したちましたが、その後のコンパクトシティ構想の具体的な案が告示いただければと思います。また、市長は地域担当制を実施しております。これもかなりいい結果が出ているというふうに聞いておりますが、もう少し、さらに詳しくその結果をお聞きしたいと思っております。

このコンパクトシティ構想はですね、前回の市議選挙で私も公表といいますか、それをあらわし、市議選に戦いましたが、私のコンパクトシティ構想とは若干違っているところがありましたので、さらにそこを深く掘り下げてお聞きしたいと思っております。よろしく願いします。

○神園征市長 コンパクトシティ構想は4つの柱で構成されております。1つが居住対策、2つが交通対策、3つ目が商店街の再生対策、4つ目が都市機能の維持集積対策と。で、それぞれにつきましては、私が就任して以来、企画調整課のほうでいろいろと案を検討しておりますので、企画調整課長から答弁させたいと思っております。

○神園信二企画調整課長 コンパクトシティ構想につきまして、今、市長から4つの柱で構成をされておりますということで、大きく大まかな説明があったところでございます。このコンパクトシティ構想の4つの柱と申しますのは、まず、居住対策、それと交通対策、それと商店街再生対策、それと4つ目の柱が都市機能維持集積対策と、この4つの柱で構成をされております。

まず、居住対策でございますが、生活様式の変化、それと車社会の進展によりまして、生活の場を市街地中心部から郊外へ移す方が増加をしており、このため、市街地中心部の空洞化が進みましたことから、市街地中心部への居住対策を推進しまして、町中居住を誘導することによりまして、中心市街地の再生、にぎわいの創出を図るものでございます。

続いて、交通対策につきましてでございますが、高齢化の進行によりまして交通手段を持たない交通弱者と呼ばれる方が増加をしておりまして、病院への通院、買い物、これらの日常生活に支障を及ぼす深刻な問題となっておりますことから、これらの交通弱者に配慮した新たな交通体系の整備を図りますことによりまして、安心して快適な人に優しい町を構築しようとするものでござ

ございます。

3本目の柱でございますが、商店街再生対策につきましては、郊外型の大型店舗の出店、それと量販店の出店に伴いまして、中心市街地からにぎわいが失われたことから、次の3つ、商店街再生対策には3つの施策を実施することによりまして、活力とにぎわいのある中心市街地を再生しようとするものです。その3つにつきましては、まず1つ目に空き店舗対策と。これは、空き店舗や空き地の解消を図りますために、新たな出店支援策や通り会の活性化を促進するための施策を推進しまして、活力とにぎわいのある中心市街地を再生するものでございます。2つ目にイベント対策でございます。かつてのにぎわいを創出するため、市民と行政が一体となりまして、通り会が連携して開催するイベントを協働して支援することによりまして、活力とにぎわいを創出しようとするものであります。3つ目に環境対策でございます。出会い、集い、憩いの場として魅力ある商業ゾーンの創出を図るため、町そのものを青空美術館としまして、アートを絡めて集客力の向上を図ることによってにぎわいを創出するなど、きれいで人に優しい魅力ある商店街として再生をするものです。

最後でございますが、4本柱の最後の都市機能維持集積対策につきましては、市街地の適正規模を維持することによりまして、過度に車に依存をせず快適に暮らせる環境づくりのための条件整備を行おうとするものでございます。既にアートストリート事業等、着手した事業もございますので、皆様の御理解と御協力をお願いしたいというふうに考えているところであります。

○**依積田義信議長** 吉松議員、地域担当制については、通告外になっております。他の議員の方も通告をしておりますので、そのようによろしく願いいたします。

○**11番吉松幸夫議員** 今、そのことについては、僕は評価していることだったので、別に質問ではありませんので、はい。

ありがとうございます。コンパクトシティの、市長がおっしゃるコンパクトシティ構想は、大変いい政策であろうと私も評価いたします。今後ともそこは、ますます力を入れて頑張っていたきたいというふうに思います。

我々もですね、今後、一層勉強して、市民の皆様さらに一層幸せが訪れるよう、一生懸命議員活動に一滴の汗を流してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○**依積田義信議長** ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後1時8分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○**14番吉嶺周作議員** 皆様、こんにちは。私は、今回の統一地方選挙において市議選に初めて挑戦し、有権者の方々の御支持のもと当選を果たすことができました。市議会議員という職責を全うできるよう、切磋琢磨していきたいと思っておりますので、市民の皆様、同僚議員並びに市長以下、各職員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、選挙活動を通じて市民の皆様から温かい御声援とともに、これからは、若っかしがきばらんないかんよ、と大勢の方々に言われ、この枕崎再生に対するプレッシャーと希望をいただきました。その言葉をいただいたほとんどの方はお年寄りの方で、選挙カーで回っていると、はだしで外に飛び出してくる方もいれば、通るたびに外に出て待っていてくれる方もいて、とても感動いたしました。

そういう中で、若者の顔をほとんど見ることはなく、あまり選挙に関心がないのかと疑問が残り、過去10年間の市町村別投票率の資料を見ました。本市は他市に比べ、一般的に低目だとい

うことがわかり、この投票率を見ると、市民が選挙や枕崎のことに對し、あまり関心がないのかと思ひますが、当局はどう分析しているのか、お聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 答弁する前にですね、午前中の吉松議員といい、そしてまた吉嶺議員といい、初めての質問に非常に堂々として、自分が初めて議員になった頃を思い出し、偉いなあと、今どっの若っかしはと、思うことでもあります。今後も頑張っていたきたいと思ひます。

確かに投票率は、枕崎は低いようでありまして、1970年代前半までの高度経済成長期までは、割と高かったんでありますが、1994年の衆議院での小選挙区比例代表制の導入以降、急速に低下してきています。

前回の参議院議員通常選挙の調査結果によりますと、投票を棄権した理由は、適当な候補者も政党もなかった。選挙にあまり関心はなかったという理由が50%以上を占めています。地方選挙ですけれども、この枕崎市は、市長選挙と議員の選挙が別々に今、行われていますが、近隣の市は、市長選挙及び市議会議員選挙が同時に行われておりまして、それも近隣の市と枕崎の投票率の差となってあらわれているんじゃないかと。つまり、市長選挙・市議選挙が一緒であれば、枕崎ももうちょっと上がるんじゃないか、といったような見方もできるわけでもあります。

いろんな理由があると思ひますが、冒頭申し上げたように、新しい議員がですね、大いに活躍していただければ次の選挙なんかでも投票率は上がってくるんじゃないかと。議会に寄せる期待も大きくなってくるんじゃないかと、こう思うところであります。

○14番吉嶺周作議員 私は思うんですけど、投票率というのは、市民の声や思いが込められています。投票日に、各投票所の入り口で氏名・住所の確認をしています、投票の出欠を確認しているだけのことと聞いております。確認したのであれば、その後、投票しなかった人数を年齢別等で表し、広報まくらざきに掲載すれば市民も意識改革してくれるのではないのでしょうか。

それから、もう1点。独居老人や高齢者で交通手段がなかったり、行きたいけど身寄りや知り合いがいなくて行けない方のために、公民館の回覧板などで事前に調査・把握し、希望者がいた場合には期日前投票なり、投票日当日に市のほうで高齢者などの足を確保していただければ、独居老人なり高齢者も喜んで投票に行くのではないのでしょうか。

こういった改善も必要だと思ひますが、当局ではどうお考えでしょうか。

○児玉義孝選管事務局長 ただいま年齢別ということですが、これは年齢別に集計を出しますと、小さい投票所、公民館ごとは投票に行った人、行かない人が推測されますので、この資料はつくりたくないようになっています。書類関係で出る分については、明るい選挙推進協議会等がアンケートで3,000名抽出したそういった資料の中から20代が少ないとか、30代が少ないとか、そういう資料ができています。実際の分では、つくっていません。

あと、高齢者を送るということですが、この高齢者をバス等で送る場合には、選挙違反……、無理やりこの人を書きなさいとか、そういった場合も考えられますので、今の選挙においても、そういったバス等で来る団体がないかどうか、もしあれば、それは警察に情報提供するという状況になっていますので、そういった役所でまとめてどうこうというのは難しいと思ひます。できれば家族、その他の方が2～3人一緒に連れ立って行ってもらえればよろしいかと思ひます。

○14番吉嶺周作議員 御答弁、ありがとうございます。次の質問にまいりたいと思ひます。

午前中の質問とかぶるところがあるんですけど、お話いたします。

東日本大震災から3カ月が過ぎようとしています、いまだ行方不明者8,000人強、死亡者1万5,000人強と、被害状況は日々変動しています。災害で尊い命を亡くされた方々に御冥福とお見舞いを申し上げますとともに、残された方々に対し精一杯の支援ができるよう、私どもとしても努力していきたいと思ひます。

この大震災の後、残された課題がたくさんある中、原発問題があります。本県におきましても

福島原発と同様、川内原発があるわけですが、大地震や大津波が発生し大事故が起きた場合、本市にはどのような被害が予測されると考えているのか、お伺いします。

○永留秀一総務課長 川内原発が福島と同じようなレベルの事故が起きた場合、本市の被害状況というか、そういったことのお尋ねなんですけれども、今、福島周辺で起こっているような、野菜でありますとか、魚関係の放射能汚染の可能性が考えられるんじゃないかと考えております。

川内原発と枕崎は約60キロ離れているんですが、福島と同規模の場合はそのような可能性があるとっております。

○14番吉嶺周作議員 本市においても川内原発から60キロ以上は離れていますが、100キロ圏内には当てはまりますよね。25年前、チェルノブイリ原発事故が起きましたが、事故から6日後に2,000キロ離れたイギリスにまで放射性物質が雨とともに降り注ぎ、25年経った今でも土壤汚染に悩まされ続け、苦しんでいる人々がいると新聞記事に出ておりました。我々もこの事故を教訓にしていかなければいけないと思います。そこで、先般本県におきまして、県内の9つの市や町で川内原発についての連絡会が結成されました。

内容は、防災計画の現状など、情報の共有化を図ったりするもので、この連絡会は継続的に開かれていくとのことですが、情報収集を目的に30キロ圏外からも霧島市、伊佐市、湧水町もオブザーバーとして参加しているということです。

枕崎も、農業、水産業、畜産業などが盛んな町でございます。本市においてもこの連絡会にオブザーバーとして担当職員に出席してもらい、これからの原発に取り組んでいくべきだと思うのですが、当局としては、どうお考えでしょうか。

○永留秀一総務課長 本市は60キロということで、その参加している9市町よりも距離は遠いと考えておきまして、オブザーバー参加もしていないわけですが、県におきましては、毎年、原子力災害の訓練を行っておりまして、その中で被害想定をして川内原発が事故に遭ったときの放射能汚染のシミュレーションでありますとか、そういったのを行っているということでもあります。

ことしについては、訓練の期日は未定なんですけど、被害想定を今までより大きなものにしてやろうということをお聞きしておきまして、そういった訓練に参加する中でいろんな情報とか、対策とかを県と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○14番吉嶺周作議員 原発問題につきましては、万全には万全を期す必要があると思っておりますので、積極的に取り組んでもらいたいと思っております。

最後の質問に入ります。先日、パリで行われたOECD（経済協力開発機構）で菅総理は、我が国の太陽光、風力など自然エネルギーの総電力に占める割合を2020年代のできるだけ早い時期に20%に拡大する方針を示すとともに、日本の設置可能な1,000万戸の屋根すべてに太陽光パネルの設置を目指すと表明いたしました。今、原発問題が東日本大震災後、非常に重要視されていますが、今後のことを考えますと地球にやさしいエコ促進に力を入れるべきだと思います。

我が国では昨年導入されたエコポイント制度が設けられ、省エネ法に基づいて新築購入一律30万円、リフォーム工事に上限30万円と補助が出されております。本市においても、このエコポイント制度を導入し、新築、リフォーム、太陽光発電などの補助金制度を創設したら、市民のためにも枕崎のためにもなると思っておりますが、本市ではどう考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 太陽光パネルの設置補助金につきまして、御答弁申し上げます。

太陽光パネルの設置補助金といたしましては、経済産業省が住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金というものを持っておりまして、こちらが太陽光発電普及拡大センターというところを窓口にして、太陽光パネルの発電能力が10キロワット未満であること。また、1キロワット当たりのシステム価格が60万円以下であることを条件に、発電能力1キロワット当たり4万8,000円、上限額47万9,520円の設置費補助を行っており、平成23年度予算額で349億円、全国で17万戸程度

の補助を想定しているようでございます。

またさらに、鹿児島県におきましては、この経済産業省の補助金を受ける施設でありますことを条件にしまして、発電能力当たり3万5,000円、上限額34万9,000円の設置費補助を行っております。

一方、県下の19市の状況でございますが、県下19市のうち鹿児島市、鹿屋市、出水市、霧島市、志布志市、伊佐市、この6市も1キロワット当たり3万円から4万円、上限額で10万円から29万9,000円の補助制度を持っているところではございます。

今回の首相発言では、先ほど議員が述べられましたとおり、発電量に占める自然エネルギーの割合を20%にすることを目標にしたいということではございましたが、国のエネルギー政策の全体像とその詳細がいまだ不明でありますこと。また、太陽光パネル設置の財源も不明である状況でございます。本市としてどのような対策を打ち出すべきなのか、また現在あります国、県、各市の補助制度がどのように推移していくのか、今後の推移を慎重に見守りたいと考えているところでございます。

○14番吉嶺周作議員 今、おっしゃいましたとおり、昨年はこの太陽光発電設置事業補助制度を導入している町が、鹿児島市、出水市、霧島市、志布志市、伊佐市、鹿屋市、6市であり、申請期間を設け、補助金は1キロワット当たり3万から4万円。上限、10万から29万9,000円を補助しております。本市においても、こういった補助を他市同様、実施していただきたいと強く要望しておきます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時37分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。今回の選挙で、新しい議員さんが6名誕生しました。市民の皆さんからの期待も大なるものと思っております。しかしながら、4人いました女性議員が一人になってしまいました。県下で、鹿児島市に次いで女性議員の数が多ということで今まで誇りに思っておりましたが、今回一人ということで、この重みを感じながら私、日本共産党議員団の一員として頑張っております。

まず、災害対策についての質問です。3月11日、14時46分ごろに発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9という世界的にも最大規模の地震となり、その直後の大津波によって三陸海岸の市町村は壊滅的な被害を受けました。そのうえに、福島原発事故の被害が加わり、その被害は国難ともいえるべき戦後最大の規模に達しています。多くの被災者の方が、心身ともに深い苦しみのふちにあり、先の見えない不安を抱えています。6月5日の警察庁のまとめによりますと、死者1万5,365人、不明者が8,206人そして避難されている方が9万8,505人に及んでいるといたします。犠牲になられた多くの方々への深い哀悼とともに、すべての被災者の方々へ心からのお見舞いを申し上げます。

日本共産党は選挙後、市民の皆さんに本市における災害対策について、アンケートの御協力をお願いしたところ、5月24日現在で152人の方々から回答をいただきました。また、御意見や御要望もたくさん寄せられているところです。住民の皆さんの貴重な御意見を参考にしながら、質問をさせていただきます。

まず、東日本大震災を受けて、本市における災害対策に取り組む、市長の基本的な考え方についてお尋ねします。また、本市における防災計画の見直しをされる考えがあるのかを、まずお尋ねします。

○**神園征市長** ほんとに今回の大震災は、我が国における戦後最大の災害であって、東日本を中心に甚大な被害をもたらしたわけでありまして。本市は台風の常襲地帯であり、過去には枕崎台風やルース台風などの災害や梅雨時期の豪雨による浸水等の災害など、台風と豪雨によるものが主な災害であり、防災計画もこれらの災害を中心とした計画となっております。

また、今回の東日本大震災では道路の寸断や電話の不通などで行政、消防などの防災機関の活動が制限され、自主防災組織などの地域住民による避難、救助活動が被害の拡大を防いだと評価されています。防災のためには、自助、つまり自分みずからが命を助ける。自分自身がまず気をつけなさいということと共助、これはお互いに助け合いましょうと。それから、公助。自助も共助も及ばないところにはやはり公のほうが、つまり、行政のほうがそういった助けというものを防災対策を推進するうえで必要であると思っております。防災計画の見直しと同時に、地域の住民同士で安否確認や避難誘導などを行えるような自主防災組織の結成や日ごろの訓練などの活性化を図っていかねばならないと考えております。

○**3番豊留榮子議員** 実際に指示を出されており、計画も立て直すということですが、この津波についての不安ということアンケートに取り上げていましたところ、約94%の方が不安があるということで回答が来ております。実際には市長も言われたように、この避難訓練についてですが、避難訓練の早期実施を行うべきだと考えますが、この避難訓練の計画がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○**永留秀一総務課長** 本市では、毎年6月に土砂災害全国統一防災訓練に合わせまして、避難訓練を実施しておりますけれども、今回の東日本大震災を受けて地震、津波等を想定した避難訓練が必要だと考えております。そこで、今年度の市の防災訓練につきましては地震、津波等を想定した避難訓練も合わせて9月に立神地区で行おうという計画で、今、準備中でありまして。

○**3番豊留榮子議員** このアンケートの中の声をちょっと紹介したいと思いますが、具体的にですね、この避難訓練についてですが、60代の男性は避難訓練を徹底すること。年6回程度、集落で避難訓練をすること。また、60代の女性は市の呼びかけで避難訓練を何回も行うべきだ。一人で行動できるためには、訓練や避難場所の確保の検討を行うべきだと。で、40代の女性はですね、大津波を想定した避難訓練、そして近所には独居老人が多いので普段から連携を取っておかないと、いざとなったら我が家には小さい子供もいるので助けることはできないと。そして、70代の男性は津波や高潮が来てからでは遅いと思う。情報をいち早く市民に知らせて避難させるかが大事ではないかと思うと。そのためには、ネットワークづくりが大切ではないか。防災無線は何の役にもならない。家の中にいると、人には聞こえない。町内の班単位で避難訓練をすることが望ましい。防災無線と同時に、各班の班長に連絡をし、班長が中心になって避難を促す。そのためのネットワークづくりが急がれると思う。市役所本部から、災害が予想される地域公民館長から班長、そして担当する班員へと。津波が来たときでは遅い。事前の対策が必要だと、こういうふうに具体的に自分の思いを書かれているんですが、今、課長が言われました9月には立神地区で避難訓練が行われるということですが、これ具体的にはどのような方法で行われるのでしょうか。

○**永留秀一総務課長** 災害がどういった規模で起きるか想定をいたしまして、災害の伝達それから避難そういったのを中心としてやるわけですが、今回は10メートル域の浸水域を想定して、その10メートルにいる人たちにどのように津波の情報を伝えていくか。避難体制をどのようにしていくか。それから、一人では逃げられない避難弱者の方々がおりますので、その要援護者という方々について、立神地区でだれを避難をする人に充てて、どのように避難させていくか、そういったような具体的な訓練を行っていかうというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 それは、9月に行われるその前に伝達をして一度訓練をするんですか。それとも、この9月に本番でパッとやるということですか。

○永留秀一総務課長 要援護者のプランづくり、だれを避難させる人に充てるかというのは事前に行わないといけなくて、各公民館ごとに取り組んで計画をつくってもらおうということで思っております。そういう準備を進めながら、災害情報の伝達とか実際の避難については当日行うということになります。

○3番豊留榮子議員 具体的にお聞きしていきますが、地域の避難体制について今、課長が言われましたけれども、津波の被害が予想される海岸地帯ですが、平地が続いていますよね。このときの避難の体制というのは、具体的にはどのようにされるんですか。

○永留秀一総務課長 津波……地震が発生したら、津波警報が出されますので、まず第一に防災無線で市内全域に津波警報を発令します。それでは、聞こえにくいという地域もありますので、広報車でですね、市役所だけじゃなくて消防、消防団そういった広報車で海岸地帯を広報しながら、避難の呼びかけそれから誘導、一人で逃げられない方は避難救助まで行おうというような体制をとっていくということになります。

○3番豊留榮子議員 そうなるかと思いますが、この避難弱者の方の対策なんですけれども、例えば体の不自由な方ですとか、一人暮らしの高齢者の方、こういう日常的な把握が行われているのかどうか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 災害時、要援護者避難支援プランというのを平成19年度に本市はつくりまして、一人一人の個別避難支援プランをどのようにしてつくっていくかという体制を取っております。その対象者というのは、民生委員の方々を通じて、福祉課のほうで把握はしているわけなんですけれども、その一人一人に対してどのようにして避難をさせるかという避難させる人を一人に二人ずつつけていって計画をどこに避難させるとか、そういったことまで個別プランをつくっていくわけですが、それを今取り組んでいるのが24公民館で102名の方が取り組んでおります。で、今後は、ことし立神校区で避難訓練がありますので、それぞれ重点校区を立神校区として各公民館やらあるいは民生委員さんを通じまして、個別の避難支援プランをですね、具体的につくっていくということ考えております。

○3番豊留榮子議員 プランが実際にでき上がるとあれ何ですけども、1つはアンケートの中から紹介します。避難弱者対策についてですね。70代の女性の方が多いんですが、自分は思うように動けないと。また、別の方は一人暮らしなので、多分助けてくれる人もいないと思うと。また、その方は近所は高齢者ばかり、主人は半身不随で避難が難しいと、もう最初からこうあきらめている方が多いわけですね。6月4日の南日本新聞なんですけども、この岩手の大槌町というところの記事が載っていたんですけども、これは岩手県の大槌町、車いすのお年寄りの女性が避難所に通じる石の階段を上れずに犠牲になったという記事なんです。お寺さんが高台にあるんですね。そういう石段を上っていかないといけないので上れないと。それは町内会では、車いすでも避難できるように道を整備するようと町に要望していたんだそうなんですが、町は財政難を理由に実現していなかったそうなんです。町内会からも行政の対応おくれとの指摘を受けて、町は防災計画を根本から見直すという記事が載っていたんですけども、この枕崎においても、こういう高齢者の方たちはもう自分では動けないし、多分助けてくれる人もいないだろう。周りは高齢者ばかりだというあきらめの境地の方が多いいわけですね。これぜひ、具体的に人任せにするのではなく、行政がきっちりと押さえておく、そういうプランをぜひ立ててほしいと思います。

そして、避難場所についてですけども、避難場所の指定が行われているのかどうか、まずお尋ねします。

○永留秀一総務課長 避難場所につきましては、従来から台風、大雨などに対する避難場所としまして、第一避難所を7カ所それから第二避難所を11カ所指定しております。津波に対しては、

この避難所の中には低いところにある避難所もあるものですから、津波に対しての高台に避難しなければならないということを考えて、海岸に近い市街地や河川沿いの地域ごとに避難場所を指定するように、今後、防災計画の見直しを検討しているところです。

○3番豊留榮子議員 この避難場所については、アンケートによりますと知らないと回答された方が68%と半数以上の方が避難場所を知らないと言われているんですね。これ、市民の皆さんへの周知は徹底されているんでしょうか。

○永留秀一総務課長 平成15年にですね、防災マップというのを作りまして、各戸に配布しているんですが、その中に避難所というところで掲載をしております。ただ、それだけで十分とは思っておりませんので、機会をとらえてですね、広報はしているんですが、毎年の防災時期に、6月号の広報紙を中心として防災特集を行って、避難場所の広報などは行っているところです。

○3番豊留榮子議員 この避難場所の耐震なんですけれども、耐震強度の調査は行われているんでしょうか。

○永留秀一総務課長 第一避難所には地区公民館などの7カ所が指定されております。この地区公民館は、国の耐震診断調査基準に面積的に対象外となっているものですから、まだ耐震調査を行っていないところでありまして、市民の避難場所でありまして、耐震診断の実施を今後検討していきたいと考えております。

第二避難所につきましては、小中学校の屋内運動場などの11カ所が指定されておりますが、そのうち10カ所が耐震化されております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、耐震強度の調査をしていただきたいと思っております。この避難経路についてなんですが、避難経路の地図を住民の皆さんに配布する計画があるかどうか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 避難経路の地図だけではなくてですね、防災マップもつくらないといけないというふうに思っております。その防災マップの作成と同時にですね、各地域ごとに避難経路を記した避難所の地図をですね、各世帯に配布していこうと考えているところでありまして。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、よろしくお願ひします。避難場所としては、先ほどの岩手県のように、階段を上っていかなきゃいけないとか、そういう点もぜひチェックをしていただきたいと思っております。また、道幅が狭いとか、そういうところもチェックしていただいて、車いすでも歩いてでも車でも行けるような状況をつくっていただきたいと思っております。

次に、災害の情報伝達についてですが、先ほどもありましたが防災無線ですが、外にいて風向きではその防災無線が聞き取りにくいという声が多数、アンケートにも寄せられております。この改善は、されますでしょうか。

○永留秀一総務課長 防災無線が設置された当時から、そういった苦情というのは寄せられていると聞いておりました。スピーカーの位置の調整などを行ってやってくるんですが、なかなかそういった……、聞こえないという解消にはなっていないというふうにそういうことが実情であります。今のスピーカーで聞こえない場所などにつきましてはですね、先ほども言いましたけれども、災害発生時には市役所や消防それから消防団の広報車を走らせて、災害情報について市内全域に伝えていきたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 改善してもうまく伝えられなかったということなんですか。その数が少ないということはないんでしょうか、その防災無線の設置の数はどのように設置されているんですか。

○永留秀一総務課長 屋外の防災無線は市内の43カ所にですね、設置をしてありまして、設置したときやらその後の微調整のときにスピーカーの向きを変えて、そのときに聞こえる範囲というのを確認をしているところです。それで、風向きとかですね、そういったときに聞こえないところが出てくるようでありまして、現在のところは本数的には通常の場合には今の本数で足りる

というような調整状況なんです、理想的には各家庭に屋内スピーカーを設置したほうがいいという認識はありますけれども、多額な経費がかかるために今後の検討課題というふうに思っているところです。

○3番豊留榮子議員 今、課長が言われましたように、家の中への無線機の設置ですけれども、受信機の設置です。板敷集落は何年か前に設置ができていますけれども、これどのくらい、一家庭に一台つけるのにどれくらいかかるものですか。板敷の場合は補助金があったので。

○永留秀一総務課長 約3万円から3万4,000円ぐらい、一台にかかるんじゃないかというふうに言われております。

○3番豊留榮子議員 ぜひあの、この人の命には代えられないことですので、ぜひ検討を重ねていただきたいと思います。また、広報車の運行ですけれども、これは市の広報車とどここと言いました。

○永留秀一総務課長 消防署と消防団です。連携を図って広報車を走らせたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 次ですが、その災害の啓発についてですけれども、市内各所にですね、海拔何メートルを示す標識の設置が必要ではないかと私考えるんですが、アンケートの中からも50代男性ですが、市民の家屋が現在、海拔何メートルに立地しているのか、自分で把握している方は少ないと思う。どこが何メートルで避難に適しているかも知らないのではないかと思いますというふうな声もあるんですが、この標識の設置が必要ではないかという声はいかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 この標識については、大震災の後、実際に設置しているところもあると聞いておりますので、どのようなかたちでやっているのか、調査をしたいと思っております。

○神園征市長 地形によって、すぐ近所でも高さがうんと違ったりしますよね。そういったことも考慮に入れながら、できるだけ進めたいと思っておりますが、それ以前にですね、今、係のほうで3メートル、5メートル、10メートルの津波が来た場合に、どういうふうなところにまでそれが波が達するのかと。そういったことで、地図をつくってございまして、これが線で3メートル地域、5メートル地域、10メートル地域とそういったものをつくってですね、早急に各家庭に配るよというように指示してあります。これは最初申し上げたように、自助というものが最も基本的なものでありましてね、自分のところは何メートルの津波が来た場合には危ないんだということを認識を持って、で、避難所もですけれども、近くでやっぱりそれを避けられるぐらいの高台とか、建物とかそういうのをやっぱり本人たちが意識を持って、かねてから考えておくべきだと私は思っておりますので、そういったことに意を用いながら各家庭にそういう地図を配りたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 そうです、市長のおっしゃるとおりです。ほんとに自分自身が把握していないと逃げるものも逃げられないですし、これはぜひ、各家庭に配ってほしいと思いますけれども、人目につく場所ですね、同じ場所でも地形のあれでと言われますけれども、海岸通りでありますとか、国道または公の場所など、また電信柱も利用させてもらおうとか、市民が常に目で意識できるようにしておく必要があるんじゃないかと私は考えるんですけれども、この点はいかがでしょう。

○永留秀一総務課長 先ほども御答弁しましたが、海拔5メートルとか海拔10メートルとか、そういったことはすぐにできるとは思うんですが、5メートルの津波が来てどこまで浸水するかと、そういった表示をどのようなかたちでしているのか、調査をしないといけないと思いますので、調査して研究したいと思っております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、調査をされてですね、人の目につく場所にもぜひ設置できるように、常にだから市長が言われますように、自助で自分の力で逃げるんだということが自分自身がわかっていないととてもできないことですので、この防災マップこれ平成15年にくれたと思うんですけれども、皆さんこれ多分しまい込んでいてどこにあるか、わからないと思います。私は台所

のところさしてあったのですぐ取り出せましたけれども、各家庭にとっても大事です。でも、常に目に触れる場所にそういう印などがあつたら、もっと危険度を知るというのに役立つのではないかと思いますので、ぜひ検討しておいてほしいと思います。

9番の災害時の指揮所の確保について。市役所や消防署、警察など低い場所にありますが、災害時の対応がどのようになるのか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 市役所の海拔が約12メートル、消防署が約4メートル、警察署は3メートルということで、津波によって浸水域がどこまで来るかはっきり想定はできないわけですが、10メートルとした場合には消防署と警察署はそれぞれ浸かってしまうということになります。その場合には、建物は使いませんが、本部を高台に移しましてですね、消防署やパトカーを基地局として無線で指揮をとっていくというふうになるだろうと聞いております。市役所が浸かったときも本部を高台に移動して、そこから指揮をとっていくということになります。

○3番豊留榮子議員 この3カ所の施設の耐震強度の調査はどうなっていますか。

○永留秀一総務課長 耐震化につきましては、枕崎警察署は耐震化されていると聞いておりますが、市役所と消防署は耐震診断を行っていないというところです。

○3番豊留榮子議員 耐震強度の調査をする予定がありますか。

○永留秀一総務課長 耐震診断をしないといけないという認識は持っておりますが、いつということはちょっと予定としては答えられない状況であります。耐震診断の検討はしていきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 10番の防災マップの作成については検討していくということですが、ちょっとアンケートの中から声を紹介しておきたいと思っております。60代の女性ですが、今住んでいるところが海岸近くで、近くに高い建物や丘がない。このぐらいの津波だとどこに避難するか、この道だと安全だというような地図がほしいです。また50代男性、1軒の家に1枚は災害避難地図があってもいいと思っております。10メートル、15メートルの津波のとき、どこまで大丈夫なのか、危険なのかわかりません。60代男性は、津波の際の避難場所のマップの作成が必要だと思います。また60代の男性、今度の事故が枕崎で起きたらと考えると、おのずと対策が浮かんでくると思います。いざというときの避難のマップを早急に作成し、市民に示していくことが大事だと思いますと、このような御意見がありますので、早急にこれは検討してつくっていただきたいと思っております。

次に、市の情報等の保全についてですが、市の保有する情報等の保全対策はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 現在、本市の基幹サーバで管理をしております基幹系の住民情報システム、これを通称でアクロシティと呼んでおりますけれども、このアクロシティによりまして住民基本情報それと税情報それから3つ目、介護保険、子ども手当等の福祉医療関係の情報、この3つの情報につきまして、それぞれ情報を取り扱いますサーバを分散して管理をしております。このアクロシティで管理されている情報につきましては、毎日その日の最終の情報を磁気テープのかたちでバックアップしまして、サーバ本体とは別の機器に保存して管理するほか、毎月末現在の情報につきましては、特にDVDに焼きつけてバックアップしまして電算室備えつけの金庫に保管をしております。

さらに、ほかの系統であります、住基ネットで管理しております住民情報につきましては、毎日その日の最終情報を磁気テープにバックアップするほか、毎月末現在の情報についても同じく磁気テープにバックアップしまして電算室備えつけの金庫に保管をしております。このため、大きな地震があつて、機器の損傷を受けましたとしても金庫に保管しましたDVDまたは磁気テープが失われぬ限りは、毎月末現在の情報復旧は可能であります。

このほか、本市が管理する情報システムとしましては、後期高齢者医療システムにより管理さ

れている住民情報、所得情報、後期高齢者管理情報それと福祉システムによります住民情報、所得情報、後期高齢者管理情報さらに市民生活課が管理します戸籍情報システムには戸籍情報が管理をされております。

今、述べましたこれらの各情報につきましては、毎日その日の最終のかたちの情報、最終情報を磁気テープまたはサーバ内にバックアップをしておりますが、これは各サーバが地震等で損傷した場合、その情報が失われるおそれは含んでいる状況でございます。

県下の各公共団体で、役所の本庁から距離の離れた支所を持つ自治体におきましては、支所にバックアップ用のサーバを設置しまして、情報保全の二元化を図るところもあるようです。ただ、本市のように支所を持たない自治体におきましては、民間の所有するサーバへのバックアップについて検討の余地はあるというふうに考えておりますけれども、万一、市民の個人情報の漏えいがあった場合の対応等を考慮すると、またこれも簡単に決断できない問題でございます。このように、情報保全の二元制というのは今後の課題となるものと考えておりますけれども、情報保全対策と個人情報のセキュリティ、この両方の観点を合わせて今後よりよい方法を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番豊留榮子議員 情報はほんとに大事なあれですので、どうかひとつよろしくお願ひしときます。

次に、災害教育についてですが、保育園、幼稚園また小中学校での地震、津波の教育対策がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○白澤芳輝福祉課長 私のほうからは保育所の災害教育について、述べたいと思います。市内に7保育所ございますけれども、7保育所とも月1回の避難訓練を実施いたしております、年2回は消防署を交えた通報、火災訓練それから心肺蘇生法の訓練を実施しているということでございます。また、避難訓練とあわせまして地震、災害等の紙芝居やビデオ等での教育を実施するなどあわせまして非常持ち出し袋の中身の確認と使用方法を習得させているということでもあります。

また、施設の安全点検等についても安全管理台帳等を作成しまして、点検項目に沿って毎月1回の点検を実施しているということです。しかし、今回の東日本大震災の津波被害の状況を教訓として考えてみますと、津波のときの避難場所をどこに設定すればよいか、判断に迷っている保育所もございますので、そのような保育所と今後、避難場所の指定について協議していきたいと考えております。

○日高孝学校教育課長 続きまして、幼稚園、小中学校について申し上げます。市内の2つの私立幼稚園は所管の施設ではございませんが、お尋ねいたしましたところ、毎年、火災や地震の避難訓練等を実施しておりますが、今回の大震災を受け、現在の避難場所を津波に対応できる近い高台へと変更するとともに、避難場所までの徒歩避難訓練を実施するなどの対策をとっているところでございます。

また、市内すべての9小中学校では大震災後、校長講話や全校朝会など、多い学校は7回ほど指導を重ねております。さらに、地震、津波等に対応した避難訓練もすべての学校で、1時間程度行われておまして、避難経路の確認や実際の避難訓練等を実施しております。募金活動等にも、全小中学校で取り組み、支援物資の仕分け作業に参加した中学校もあります。

震災前は、津波を想定した避難訓練は多くはなかったのですが、今後、地震から津波避難訓練までの一連の災害に対応した訓練に取り組むよう、指導してまいります。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 この津波に遭われたところでも常時、小学校が訓練をしていて、高台へ逃げろ高台へ逃げろということで訓練していたという学校は、一人の被害者もなく助かっておりますし、また地域のコミュニケーションがとれているところでは指揮者が出てきて、誘導して一人も欠けることがなかったというふうな話もありますので、ぜひあの、大事な子供さんの命、みんな守っていけるように常に訓練をしてほしいと思います。

次に、公共施設、福祉施設などの耐震化や災害対策についてですけれども、耐震化などの現状がどうなっているのか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 市内の市の公共施設の全般的なことについて申し上げますけれども、公共施設で耐震化されていない建物が、先ほど避難所のこともしましたが、耐震化されていない建物がございまして、関係課と連携を図りながら耐震化の検討を行っていきたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 先ほど言われましたっけ、具体的にどこどこと言われました……すみません、もう一度。

○三島洋台教委総務課長 先ほどもちょっと総務課長のほうからもございましたけど、耐震化につきましては市内の各小中学校の耐震化及び耐震診断も含めまして、年次的に実施をしてございます。前回の議会の中でも申し上げましたけれども、市内の小中学校の56年以前の建物につきまして37棟に対しまして24棟が耐震性があるということで、あと残りの13棟につきまして、年次的に耐震化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 災害に対する取り組みの現状と今後の計画なんですけど、随時ということは具体的にはどのようにされていくんですか。

○永留秀一総務課長 耐震化されていない建物をですね、すべて洗い出しをしまして、耐震だけでなく特に避難所などについては雨漏りがないか、避難所として適当なのか、補修の必要はないとか、そういったようなことまで点検をして、耐震診断の見積もりとそういった改修の見積もりなどをそれぞれの施設ごとに把握をしまして、優先順位をつけて徐々に実施をしていこうというふうに考えているところです。

○3番豊留榮子議員 今回の大震災を受けて、あらゆる自治体が施設の点検でありますとかいろいろ点検をされていることと思います。本市におかれても、まだまだ手つかずのところもあります。また、実際にもう手をつけておられるところもありますが、市長ひとつ、先ほども南日本の記事を紹介しましたがけれども、財政難だということで階段に上れなくて亡くなってしまったという、そこを改良できなかったということが載っていましたがけれども、本市もその防災無線がまず聞き取りにくいと。家の中に設置してほしいという声が多数、このアンケートにも寄せられております。市長その点ひとつ、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○神園征市長 何しろ金の伴う問題だけにですね、あしたあさってというわけにはいきませんが、ほかのいわゆる一般財政におきまして、やはり優先順位をつけながらですね、重要なものから随時やっていかなければならないと思っております。災害対策、身の安全を守るというのは非常に大事なことです、その考えで取り組んでいけたらと思っております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、海岸の安全点検についてお尋ねします。これは、台場公園のグラウンド近くの海岸におりるときの手すりなんですけど、これがグラグラになっていて小さな子供さんと一緒に海岸におりようとしてさわってびっくりしたという訴えがあったものですから、これは早急な改善が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 御指摘の台場海岸東側の階段に設置されております擬木性の手すりにつきましては、4月26日に市民から手すりがグラグラして危険であるとの通報がございましたので、早速現場に出向き状況を確認した後、危険告知の看板を設置するとともに状況写真を添付して、管理者である南薩振興局へ補修の要望をいたしたところでございます。また、台場公園の中ほどにあります階段の手すりも破損しておりますので、これにつきましても立入禁止するとともに平成23年度の県単漁港補修事業で整備するよう、要望しているところでございます。以上です。

○3番豊留榮子議員 早速、改良できるということですがけれども、専門家の方の話なんですけど、

ここは塩水が上がって潮風に当たるんで、その何ですか、塩水にも強いような材質でしたほうがいいんじゃないかという御意見をいただいたんですが、その点、この材質などはどうなるんでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 今のところ、材質までは考えていませんけれども、御指摘のところは擬木になっておりますので、擬木になるのではないかと考えておりますが、中央部分についてはまだ何を材質にするかはわかっておりません。その近くにあるのはステンレス製でつくってあります。

○3番豊留榮子議員 長持ちするものがいいと思いますので、よろしく願います。

次に、交通事故の防止についてなんですが、これは国道226号線の枕崎山川線です。市内から遠見番までの間、最近、事故が相次いでいます。去年は、岩戸の市営住宅付近で小学生が事故に遭った。車の往来も激しく、子供を持つ親としては心配な毎日だという、子供の安全を守るためにもここに点滅の信号機を設置できないだろうかという相談ですが、いかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 警察署にも問い合わせをいたしましたところ、地域住民からも要望が出ておまして、警察署のほうでもここの調査を行ったそうであります。4日間ですね、朝と夕方の3時間、横断歩道や道路を渡る人の数を調べたということなんですが、1日3名程度しか横断はしなかったという調査結果であったということで、今の現状では県のほうへ予算要望をしていくのは難しいんじゃないかと警察のほうでは判断しているとのことでありました。

○3番豊留榮子議員 お母さんの話によりますと、2度ほど事故があったということなんです。私もいつか立って様子を見ておりましたけれども、交通量はすごく激しかったでした。でも、人の往来というのはあまりなかったんですが、実際に事故が起きているということでやっぱり検討する必要があるかと思っておりますので、引き続きよろしく願います。

次に、瀬戸公園付近の安全対策についてですが、県道枕崎知覧線は道路拡張工事が今、中断している状態ですが、その後の計画がどのようになっているのか、お尋ねします。

○依積田清文建設課長 御指摘のとおり、県道枕崎知覧線の改良工事は平成21年度から実施されていないところでありますが、市といたしましても残された区間は早急に改良が必要であると認識しております。そのため、これまでも管内の事業連絡会議等でも早期完了を強く要望してきているところでございます。今後とも、本市の県道改良の重要区間として県への積極的な要望を行っていきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 それとその、公園のトイレですけれども、拡張工事と同時に多目的トイレの設置を計画されていましたが、これは今どうなっているんでしょうか。

○依積田清文建設課長 瀬戸公園の多目的トイレにつきましては、県道枕崎知覧線の拡幅工事に伴う建てかえ計画と関連して考えていましたが、現状としてはこの区間の具体的な計画が明確になっていない状況であります。このため、現在のトイレを今後とも利用していくこととなりますので、今年度で男女各1カ所の洋式化の改修工事を行ったところであります。

○3番豊留榮子議員 花見の時期になりますと、ほんとに今、観光客といいますか花見の客でにぎわっているところです。すぐにできないということで、洋式トイレを2カ所設置したということですが、引き続きその、多目的トイレですね、ができたらいいと思いますので、要望のほう、よろしく願います。また、枕崎市内から公園に右折、また依積田方向に右折するとき、後ろから来る車が猛スピードで公園前を通過するんですね。そこに人がいたりすると、とても危険でありますので、その路面上に徐行であるとか、スピード落とせなどの文字で安全対策ができないかどうか、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 道路に道路標識を立てる場合には警察のほうと相談して、公安委員会のほうで立てるわけですが、道路にですね、文字を、徐行とかスピード落とせとか書く場合には、道路管理者が行うということでありまして、県のほうに相談していきたいというふうに思います。

○3番豊留榮子議員 別府でいいますと、打木谷白沢津線ですね、俵積田の学校の交差点があるんですが、その学校の交差点から打木谷方向に行くときに、Aコープがあります。で、別府保育園があります。その別府保育園の手前にスピード落とせという文字が書かれています。ぜひ、あんなふうに書かれているとハッとと思ってスピードを落としたりしますので、やっぱり必要なと思いますので、この花見の客のにぎわう時期など子供さんも多いですし、ぜひこの点よろしくお願ひしたいと思います。これで、私の質問を終わります。

○俵積田義信議長 ここで、10分間休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時42分 再開

○俵積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○5番清水和弘議員 皆さんこんにちは。

初めに3月11日、東日本大震災で亡くなられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、被災に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、神園市長におかれましては、5月16日の復帰おめでとうございます。今後は心身の無理をせず、健康に留意しながら、首長として行政運営に頑張ってくださいたいものであります。

私は、4月に定年退職して初めて市議会議員に当選させていただきました。最初の質問で未熟な部分もありましようが、先輩の議員方、よろしくお願ひいたします。今回の質問は大枠だけを質問させていただき、これからの質問につなげていこうと考えております。

さて、この20年の枕崎市を顧みたととき、議員と市民とはあまりにも乖離して、市民の声が議会に反映されていないのではないかと感じてきました。私は議員一人一人が枕崎市の活性化を考えれば、議員の行動もおのずと市民と同一方向になるのではないかと考えているところであります。枕崎市の現状は、若者の働く場所も少なく、また、観光客も思うように来てくれない。高齢化は進み、人口減少はますます進行している状況にあります。私はこれまで枕崎市の取り組んできた経過を顧みて感じるのは、あまりにも地元主導に対策が偏っていたように思っておりません。そこで、私は第一歩として、地元や周辺地域の有識者や日本で有名な自治体専門の経営コンサルタントを招き、意見を求めながら枕崎市の総合活性化プロジェクトチームを立ち上げ、役所内にプロジェクトチームを置き、行政、市民が一体となり、今後の枕崎市の活性化のための実現可能な青写真をつくるべきと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 枕崎の活性化を考えるときに、本市市民の考え方だけではなくて、周辺地域とかあるいは専門家等の知恵を借りてはどうかといったような御提案かと思ひます。確かに、そういったことも大事だと思ひれます。現に、各分野を網羅した計画としまして、本市総合振興計画があり、この策定する場合には、各団体長で組織される総合開発協議会及び公募した市民を含む委員で構成されるまちづくり委員会を設置して、市民の皆様の御意見の反映を図っているところでありますが、さらにこれからいろいろな方の知恵を求めていく、この姿勢は大事であろうかと思ひます。

おっしゃるように、有名経営コンサルタント、この言葉にこだわって申し上げるならばですね、一体幾ら金を払えばこの人たちがそういうことにオーケーを出してくれるのか。そういったことも考えられるわけでありまして、私は本来は役所の組織、何々課という、そういった各課そのものがですね、それぞれの名前のついているような目標・課題のプロジェクトチームであるべきだと思ひておりまして、いかに職員からですね、そういった目標・課題を職員で設定させる、あるいは知恵を引き出す、これが非常に大事なことだと思ひております。

ですから、過去にもですね、役所でプロジェクトチームというのをつくったことがあります。横断的に縦割りの、まだ当時、部があるときでしたけれども、ある部でつくるというのではなくて、横断的にプロジェクトチームをつかって、食を生かした、あれは滞在型の健康都市づくりということで、プロジェクトチームをつくれと言いまして、そのメンバーの選定が上がってまいりましたので、そこには課長、部長の名前がずらっと並べてありました。全部の課長、部長が入っていたんじゃないかと思いますが、私はそのときにこれはだめだと。課長、部長は全部外せと。係長以下でそういったプロジェクトチームをつくれということと言いまして、実際にそれほど多くもない人間でプロジェクトチームをつかって、立派な報告が上がりました。それに基づいていろいろな事業が生まれて、現在でも続いているものもあります。したがいまして、本来の役所の組織、その職員たちの創意工夫、そういったものを大いに引っ張り出す、そのことにすべての私を含めて副市長、あるいはそれ以下課長もですね、意を用いるべきではないかと、こう思っております。

過去、中にはですね、係長が提案を出すと「おまえが何ごてここずいせんすまんか」といったようなことを言う課長もいたと。とんでもないことでありまして、いろんな出されたものについては、山本五十六の言葉に「やってみせ、言ってみせて、やらせてみせ、褒めてやらねば人は動かじ」という言葉もありますから、そういった気持ちを持ちながらですね、本来の役所の組織そのものがもっと活性化していくことに、まずは意を用いたい。

例えば、民間がですね、民間と行政が共同でプロジェクトチームらしきものをつくったのは、この前の市役所通りであります。これはまず、民間のほうから道路を改築してほしいという声がかかりまして、これは役所任せではなくて、自分たちでできることは自分たちでやろうということで、いろいろと通り会が計画をつくって金も出しましょうと。全部は出せないから、もちろん大きなものは役所が出してくださいとお願いして、そこにまちづくりプランナーとして著名な方を、これは非常に安くの、驚くような安くでその方の、3回ほど枕崎にもおいでをいただいて、この道路ができ上がっていると。そういった例もありますので、今後ともそういうふうなことを考えながら活性化に尽くしていきたいと思っております。

○5番清水和弘議員 経営の方法には、「損して得をとれ」という言葉があります。コストだけを考えているとできないものがあるわけですが、このお金は国のほうから補助金をどうにかして引き出してこようという考えなどもあるかと思えます。また、例えば、枕崎港東側の多目的岸壁を三島航路の定期航路や各企業の生産品輸送岸壁として使用できるようにして、ここにこれから誘致する企業に情報を流すことにより、企業誘致を図ることによって枕崎港が商業港とし、また、南薩地域の流通拠点とすることにより、市民の雇用が生まれると思うんです。これによって枕崎は活性化するのではなかろうかと思えますが、お考えを聞かせてください。

○神園征市長 今、おっしゃるようなことが直ちにできるかどうかというのは、ちょっと検討してみないとわからないわけですが、三島との交流とかですね、そういったものにつきましたは、今度、三島村の黒島が国指定の重要、あれは何ですか……、重要文化財、黒島のいわゆる森がですね、非常に珍しいということで、国の指定を、ちゃんと保存をすべきだといったようなものもありますし、前にも話をしたことがありますけれども、この議会で、稚内から見る利尻・礼文の姿と黒島の姿はよく似ているんですよ。だから、稚内なんかもですね、どっと観光客が押し寄せていますけども、その観光客のほとんどはすぐ、利尻・礼文に渡っていると。枕崎でもそういった黒島とか、あるいは硫黄島とか、まあ温泉等もありますし、そういったところ等も生かしてですね、観光客が枕崎から行くというようなことにできればいいなと、夢も持っているわけがあります。いろんな、そういったいろいろな御提案をいただいてですね、即実行できるものは即実行して、時間のかかるものはそれなりに検討してですね、前向きに進めたいと思っております。

○5番清水和弘議員 優先順位をつけて頑張ってもらいたいと思えます。

次に、通告書に基づき、市長の公約の一つである地域担当制についてお尋ねしてまいります。現在、市当局は、木口屋、白沢、2地区をモデルとして地域担当制に取り組んでいるようですが、今後は地域担当区を幾つに区分する考えか。また、その地域区分をするとすると、区分する基準なるものがあるのであればお示してください。

○神園信二企画調整課長 お答えいたします。地域担当制につきましては、人口減少と高齢化等によりまして、地方自治の基礎単位でございます公民館の活動等が低下をし、それにつれて地域の活動が低下してきている中で、あくまでも地域の自治、自主性を重んじながら、行政に頼るのではなくて、地域と行政がそれぞれの役割分担のもとに連携を図っていただきまして、地域の課題の解決に向けた自主的取り組みの実現を支援していくために、市の職員の中から地域活動活性化推進員というものを各地域に配置し、地域でできることは、まず地域がみずから取り組むという自立自興の精神を呼び起こすこと。で、地域活動を再生・活性化するために、昨年10月からスタートした制度でございます。

議員御指摘のとおり、既に木口屋公民館、それと東白沢公民館に職員を派遣しまして、地域の皆さんと一緒に地域づくりに職員が取り組んでいるところであります。この結果、地域の皆さんと派遣されました市の職員と一緒に、夜間に開催された役員会で地域づくりや公民館の法人化についての議論を行ったり、地域出身の派遣職員を中心に、市内の地域出身でほかの公民館にお住まいの方、この方々に呼びかけて該当地域の奉仕活動、それや伝統活動を支えていく組織の結成を目指したりと、いろいろな成果を生み出しているところでございます。

このように地域担当制は、行政が地域を定めまして区分するのではございませんで、地域から要請があった場合にその地域に地域活動活性化推進員ということで、市の職員を派遣する事業でございます。以上でございます。

○神園征市長 幾つに区分するのかというお尋ねがございましたけれども、私がこの地域担当制というものを考えたそもそもはですね、現在の公民館単位で、果たして自主的な公民館活動、地域活動が可能であるだろうか、どうだろうか。これから先、ますますその危惧は大きくなるんじゃないだろうかということがありまして、何も今の公民館を全部やめて、どっかとどっかが合併しると、そういった話ではなくてですね、そういったことも視野に入れて、お互い協力できるところは協力し合っていくべきじゃないかと。先ほど、豊留議員のほうから、いろいろ地域の避難体制とかそういったものも御質問がございました。自主防災組織という答えも出てまいりました。自主防災組織も組織率としては、やっとな県の平均を上回りました。かつては県で最も低いほうだったわけでありまして、自主防災組織の組織率は。ただ、組織率としてはやっとな上回ることができましたが、果たしてその自主防災組織が、果たして機能するだろうか、どうだろうかということについては、私は現在でも危惧を持っております。もう、組織というものは、どこどこに係を当てはめて、名前を書いて出せばそれで自主防災組織ができたということにはなりません。なりますが、例えば、要援護者に対して援護者がつきますが、この援護者がですね、果たして、その要援護者を本当に援護できるんだろうかと。この高齢化で、しかも、各地域によってはもう若者がほとんどいないというようなところも出てきてます。そういったところで、高齢者がそういった役を担ったところですね、援護者が逆に要援護者に援護されるといった場面も想像されないでもないわけでありまして、こういう自主防災組織が実際に機能するには、ある程度近隣のところでですね、大同団結して、そういった組織をつくっていく必要があるんじゃないかと。そういったことがありまして、これを行政からは強制はしないけれども、各地域で自分たちの地域をどうするか考えてほしいということで、そういう際にですね、市の職員に呼びかけてもらえれば、職員を派遣して、皆さん方と一緒に考えていきましょと、こういうことで始めたわけでありまして、細かいことにつきましては、課長が答弁したとおりでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○5番清水和弘議員 今、市長の回答からですね、高齢化が進んで自主防災が継続可能になるのかというような回答でしたけど、私も地域担当制というのは、さっき課長からも答弁がありましたけど、自立自興の精神を呼び起こすとあります。この場合、今度はその校区の高齢化が進み、また、世帯数や人口も減少し、また、若い人たちはグローバル化の中で、毎日の仕事が忙しくなると思います。この自分の生活の中で、精一杯活動し、地域活動に対する余力はないのではないかと考えてもおるんです。そこで、この地域推進員というのはものすごくいいことで、市職員が実施した仕事はそのまま地域に反映されるわけですね。そうすることによって、市の職員もすごいやりがいが出てくると思うんです。この仕事はこれからもますます継続してほしいと思います。これについて当局のお考えをお願いします。

○神園信二企画調整課長 お答えいたします。ただいま実績としてありますのは、木口屋公民館、東白沢公民館、この2つの公民館でございますが、私ども担当としましても、各公民館の総会、それから先日は市の公民館連絡協議会の総会等でもですね、この制度の趣旨を説明を申し上げまして、どうぞ御利用くださいということをお願いをしております。どんどんこの制度を御利用いただきまして、また地域活動を活発にさせていただければありがたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○5番清水和弘議員 活性化推進委員の活動は、最大6年間を上限とありますが、この内容についてお答えをお願いします。

○神園信二企画調整課長 推進員の活動期間につきましては、基本6年ということでございまして、最初要請がありました時点から3年間を基本的に考えております。その後、また引き続き派遣をいただきたいというふうな重ねて要望がございましたときに、さらに3年間ということで最大6年というスパンを考えているところであります。

○5番清水和弘議員 市長のこの地域担当制は、今後も引き続いてやっていかれることを要望しておきます。

それから、前の豊留議員と重複するものがあるかもしれませんが、災害に強いまちづくりを目指す観点から質問させていただきます。現在、枕崎市の防災無線は風向きなどにより、聞こえない地域があるようです。過去、難聴な地域においては、行政が個別の受信機を配置した経緯があると聞きます。また、市内の一部の校区では、地元負担金で実施した地域もあるようです。そこでお尋ねいたします。現在、枕崎市の防災無線の効果についてですが、風向きなどにより聞こえにくい地域があるようです。その実態を把握しているのか。また、把握しているのであれば、何カ所ぐらいが聞こえにくいのかお答えして、その対策についてもお答えをお願いします。

○永留秀一総務課長 防災無線のことについては、豊留議員の質問にもお答えをしましたが、苦情が、聞こえにくいと。特に、風が強いときなどで風向きで聞こえにくい、何を言っているかわからないというような苦情が寄せられておりますが、具体的にどこがという、何カ所というのは、そこまでは把握はしておりません。市内全域的に、特に市街地を中心に聞こえにくいところがあるというのは、把握はしているところです。

○5番清水和弘議員 そういうことであれば、できるだけ自分の足で調べて回ってですね、調査をすることをお願いしておきます。

それから、各家庭への防災無線の個別受信機の設置については、枕崎市の一部の自治区では設置されていると聞いているが、市内全世帯に防災個別受信機を設置する考えはありますか。これ豊留議員と重複すると思いますが、お答えをお願いします。

○永留秀一総務課長 市内の公民館で特にコミュニティ助成事業などをですね、取り入れて、28の公民館の方々が個別受信機を導入をしているという実績があります。ただ、これも28の公民館なんですけど、台数としましては2,086台という、そういう世帯数に……失礼しました。2,797台という台数になっておりまして、全世帯に行き渡っていないところであります。

先ほどもお答えしましたが、今の聞こえにくいというのを解消するには、個別受信機を設置するというのが課題だという認識は持っておりますが、1台3万円程度かかるということで、費用が莫大なものになりますので、今後、どのようなかたちでできるのか、現在の防災無線も設置年からかなり年数が経っておりますので、その更新時期に合わせて、検討するとか、いろんなことを検討していきたいというふうに思っております。

○5番清水和弘議員 前向きに検討することをお願いしておきます。

それからですね、さきの東日本大震災では情報ネットワークは寸断され、情報収集に被災者の方が非常に困ってございました。また、2010年の10月の奄美豪雨災害のときは、衛星通信に不備があり、集落は孤立したと聞いております。そこで私は、電力供給がストップしたときの対策として、携帯ラジオが有効な手段と考えます。しかしながら、その携帯ラジオも受信が困難な地域もあり、携帯ラジオの受信アンテナの設置が必要かと聞いております。そこでお尋ねいたします。携帯ラジオ難聴区にラジオアンテナの設置について、コストのことも考慮して、広域での設置について考えられませんか。お伺いいたします。

○永留秀一総務課長 枕崎市内でのラジオ放送は、電波状態なんですけれども、携帯用のラジオでもアンテナを伸ばしたら聞こえるような程度であると思えます。アンテナを伸ばせないタイプのものについては、雑音が入って聞こえにくいという状況だというのは感じてはおります。このような電波状態でありますと、難聴地域というまでにはちょっと、言いにくいということで、中継アンテナの設置は難しいんじゃないかと考えているところです。携帯ラジオのですね、タイプにつきましてはですね、今月号の広報誌で防災特集を組んでいるんですけれども、もし、購入する場合は、アンテナつきのものにしていただきたいとか、あるいは、ライトと一体型の携帯ラジオもありまして、手動で充電ができるタイプもあるもんですから、そのタイプでしたら、携帯電話にも充電ができるというようなものもありますので、今後、そういったタイプのものを市民にも情報を伝えながら、ラジオの受信については、そういったものの購入を勧めていきたいというふうに思います。

○5番清水和弘議員 今の回答は、市報などで市民に広く伝達していただけることと思えます。

それからですね、枕崎港の潮の満ち引きを示す標準線から海岸までの高さは、どれぐらいありますか。私が見たところ、大潮の満潮時には枕崎港内港水揚げ場では、船の接岸ビットの位置まで海水が進入してございました。津波に対する対策としては、最高高潮面からの海水進入対策を考慮すべきと考えます。また、今後は、地球温暖化現象により水位が70センチメートル以上上昇すると聞いております。枕崎市は津波に対する防災マップはどうなっているのかお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 現在作成しています防災マップは、平成15年に作成したものでありまして、津波の対策をしたものとはなっておりません。東日本大震災を受けましてですね、市内の全域で浸水域を5メートル、あるいは10メートル、そういった場合にどこまで浸水するのかという地図を作成しておりますので、先ほど市長からありましたように、そういった浸水域を示したものをですね、簡易地図というかたちにはなると思いますが、早い機会に市民の方々に配布をしていきたいというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 防災マップを作成された場合は、各家庭に危機意識を持たせるためにも、この作成された防災マップを配布するよう要望しておきます。

それから、東日本大震災では、津波の高さは15メートル以上との話ですが、枕崎市の場合、10メートルの高さの津波が来た場合、市内のどの地域まで被害が及ぶのかシミュレートしたものがあれば、お答え願います。また、枕崎周辺地域、特に港町、折口町、恵比須町、新町、旭町、塩屋、立神地区の居住地域は海拔何メートルの位置にあるのかお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 現在、10メートルの浸水域を予想した地図を作成しております。その

浸水域を見てみますと、市街地のかなりの部分、それから、花渡川、中州川の流域の結構奥まで入った部分が浸水予想地域になっておりますので、そういった方々に注意を喚起するためにも、早めに地図の配布をしていきたいというふうに思います。

○5番清水和弘議員 居住区の高何メートルかについてお答え願います。

○永留秀一総務課長 市街地ですね、台場公園のグラウンドが約5.3メートルの高さになっております。それから中央ロータリー、これが6.6メートル。それから、小江平交差点が6メートル。枕崎中学校の交差点が3.5メートルという、そういう標高になっているようです。

○5番清水和弘議員 枕崎中学校は何メートルだったか、もう一回お願いします。

○永留秀一総務課長 枕崎中学校の交差点ですね、3.5メートルです。

○5番清水和弘議員 そのような海拔が低いところに位置した我が市でありますから、今後の住居建設においても、できるだけ津波の災害を避けるためにも、海拔の高いところに住居を新築していくような方針をとっていただくことを要望しておきます。

防災訓練については、豊留議員とまた重複するところではありますが、現在、この防災訓練は、各地域間で連絡をとりながら実施するほうが、災害を最小限に防げると考えます。各地域間で地震や津波に対する防災訓練など実施する計画はないか、お伺いいたします。

○永留秀一総務課長 市の全体の防災訓練を年1回やっておりますが、この訓練には自主防災組織やら各公民館から参加していただくわけですが、なかなか公民館全員の参加というわけにはいかないというふうに思っておりますので、市としましてはですね、地域の行事として年に一遍、自主防災組織で行事を入れていただいて、各地域ごとに防災訓練をやっていただけないかなというふうに呼びかけていきたいというふうに考えております。その訓練の際に、避難場所・避難経路の確認、あるいは避難弱者の避難などの訓練も行ってもらえたらというふうに思っております。訓練を行うときには、市や消防署も講師としてお手伝いもできるというふうに考えておりますので、呼びかけていきたいというふうに思っております。

○5番清水和弘議員 前向きに検討するようお願いしておきます。

次に、深浦グラウンドのサッカー競技場の設置について質問します。

現在、枕崎市には、野球場は多数ありますが、サッカー場やグラウンドゴルフ場はありません。枕崎出身者には、県シニア協会幹部やJリーグで活躍中の選手がおります。しかし、そのような枕崎市のサッカー場の実情はというと、深浦グラウンドしかなく、このグラウンドでは他市町村からの選手の声として、でこぼこがありすぎて、けが人が続出しているとのこと。私はこのグラウンド場に芝生を植えつることにより、給食センターへの砂ぼこりも防ぎ、また、試合があれば枕崎市の消費増加につながり、経済効果も見込まれることと思います。そこで、現在ある深浦グラウンドを整備拡張、あるいは他の場所にサッカー場をつくる考えはないのか。また、この深浦グラウンド周辺の土地買収を以前したとのことですが、現在はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

○久保等保健体育課長 お答えいたします。深浦運動場は、当時、ソフトボール場2面できる施設として昭和55年に整備されましたが、ソフトボールの競技人口の減少に伴い、近年では、当運動場はサッカーやグラウンドゴルフを行う場として利用されている現状であります。しかしながら、当運動場は正式なサッカー場とするには横幅が不足しており、また、夜間照明が北側部分にしかないために、夜間の練習や試合は難しく、利用者の駐車場もない現状です。今後は、当運動場の整備拡張をするために、調査・研究をさらに進めてまいりたいと考えております。以上です。

○5番清水和弘議員 最近ではですね、子供たちの間でもサッカーに興味を持ち、競技人口もふえていると聞いております。よろしく願います。

枕崎市も財政難であるでしょうけど、財政、財政と言っとつたら、何にも前向きにはなれませ

ん。もうちょっと、費用対効果などもありますが、「損して得をとれ」ということがあります。そういう言葉も肝に銘じて、頑張っていたきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○**依積田義信議長** 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成23年6月7日)

平成23年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

平成23年6月7日 午前9時28分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	城森 史明 議員 (52ページ～59ページ)
		沢口 光広 議員 (59ページ～68ページ)
		禰占 通男 議員 (68ページ～75ページ)
		立石 幸徳 議員 (75ページ～84ページ)
		沖園 強 議員 (84ページ～92ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時28分 開会

○依積田義信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番城森史明議員 皆様、おはようございます。私が新人の城森史明と申します。傍聴席の市民の皆様、神園市長を初めとする当局の皆様、市議会議員の皆様、よろしくお願い申し上げます。

まず、3月11日の東日本大震災において亡くなられた方に、衷心より哀悼の意を表し、被災された方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私は新人議員で、まだ何もわからない状況で右往左往しておりますが、ふるさと枕崎の発展のために、市民の皆様の幸せのために、皆さんとともに一丸となって一生懸命頑張るつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

私は今回の市議会議員選挙において、活力ある枕崎と活力ある地域づくりに全力で取り組むことを訴えてきました。そして、具体的な政策目標は、まず、若者の雇用促進、2番目として高齢者が安心して暮らせる環境づくり、3番目に子育てが安心してできる環境づくりというものを掲げてきました。そういうことで、一般質問もこの趣旨に沿ったかたちで行わせていただきたいと思います。

まず第1に、このために最も重要で根本的なことは、人、すなわち人材、人口だと思えます。残念ながら、本市の人口は減少の一途をたどり、過疎化がますます進んでいるのではないのでしょうか。その意味で、今後の本市の人口予測はどうなっているかということと、人口減が本市にもたらすデメリットについて、どういうふうにご考えておられるか。神園市長にお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 人口減少に対するいわゆる人口増対策、これは本当に大事なことだと思うんですが、これは日本中がそういった問題を抱えているのではないかと思います。国としても、もうこれはかなり以前から人口減少が言われておりますが、これといった人口増対策を打ち出せないでいる状況であります。そういう中で、各地方ですとね、それぞれがどういう人口増の対策を打ち出すか、それは非常に大事なことだと思いますので、私も懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

枕崎市の人口は、昭和30年の3万5,546人がピークでありまして、それから年々減少し、本年5月1日現在では、2万3,501人となっております。ピーク時の66%に減少しているわけでありまして。平成17年度に策定した枕崎市総合振興計画では、目標年度となる平成27年度の人口を2万4,000人と想定しておりましたが、既にこれを割り込んでいる状況です。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年に2万2,397人、平成32年に2万945人、平成37年には1万9,461人と、2万人を切るという推計をいたしております。

人口が減りますと、社会活動を主体的に担う生産年齢人口の構成率も減少してまいります。したがって、社会活動が力強さを失っていく結果につながっていくということになります。経済が落ち込み、地場産業にも活気が生まれにくくなり、これにつれて若者の雇用の場も少なくなります。若者が減少しますと、さらに少子化が進み、その結果、高齢化が進むことになるなど、これらの要因が循環して、一層、社会活動の低下を招く結果になるわけです。当然、生産年齢の人口が落ち込みますと、本市の税収の落ち込みも予想されると。いろんなデメリットが予想されておりますので、一丸となってこの対策に取り組んでいかなければならないと強く感じております。

○8番城森史明議員 私も人口形態をちょっと調べてみたんですけども、年代層別で見ると、

50代、60代、これが約3,700人。そして、10歳代が2,200人、ゼロ歳代が1,700人ということで、もう半分以下になっています。そういうことで、50代、60代が一番多いので、これからは加速度的な人口減少が予想されるのではないかとということが考えられます。

次にですね、2番目としてですね、人口が少なくなれば、さっき市長もおっしゃられましたけども、税収や交付税が少なくなるわけですけれども、今後10年間で人口減少が2万人を割っていくと思うんですけども、その中で財政的に致命的な欠陥が生じるのか。これについてお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 少子高齢化が進行する中で人口減少が財政に与える影響につきましては、一般的に申し上げ、歳入面では就業者数の減少等により歳入の根幹であります税収が減となり、地方交付税等への依存が高まって、財政の自主財源が損なわれていくことが考えられます。一方、歳出面におきましては、少子化対策や高齢者に対する社会保障経費、産業や地域の活性化等の需要は一段と高まっていくことが予想されますことから、収支の均衡を図って財政運営を行っていくことは容易なことではないと思われまます。

したがって、本市におきましても、人口減少による就業者数の減等に伴って、今後も税収等の減が続くと思われまますが、地方交付税制度における財源保障機能等によって一定の行政水準を維持していくことは可能であっても、現在の行政水準を維持していくためには、さらに行財政改革を強力に推進していかなければ、財政状況は一層厳しさを増していくものと考えております。

○8番城森史明議員 今の説明で厳しいとわかったんですけども、考えれば、そういう致命的な状態は生まれまいということでしょうか。財政的に。

○本田親行財政課長 税収が減少しましても、地方交付税制度の財源保障機能等によって一定の行政水準は維持されます。でも、地方交付税制度による一定の行政水準とは、標準的な財政運営ができるための財源保障でございますので、独自の施策を打ち出していくなど、そのようなことはなかなか厳しいんじゃないかと考えております。

○8番城森史明議員 どうもありがとうございました。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

今の時代ですとね、結婚観というのが私の若いときとは違って、非常に価値観というものがすっかり変わってきました。しかしながらですね、結婚をしたくても結婚ができない、出会いが少なく結婚ができないという若者はですね、非常に多いんじゃないでしょうか。そういうことでですね、これもさっき説明があられたようにですね、これもやはり、少子高齢化や人口減の大きな原因の一つだと思います。そういうことで、南さつま市ではですね、数年前から、きもいっどんという制度を行政が始めましてですね、そういう婚姻数の増加に頑張っておられますけども、本市としてですね、そういう行政がそういう婚姻数の増加に取り組むという考えはないか。これをお尋ねしたいと思います。

○神園信二企画調整課長 お答えいたします。南さつま市は平成22年から南さつま市花婿・花嫁きもいっどんという事業を始めまして、独身男女の結婚のお世話を務めるきもいっどんという方を公募で24人委嘱しているようであります。また、この方々のアドバイザーとしまして、鹿児島市内で結婚相談業を専門とするNPO法人も委嘱をしているという状況でございます。南さつま市のこのきもいっどん事業の実績なんですけれども、20代から50代までの男性12人、女性11人がきもいっどんを通じまして縁結びの会というものに登録されておりますが、実際にお見合いが行われたのは4回にとどまって、いまだ結婚に至った例はないようでございます。

結婚の世話役となりますと、男女両者の年齢、住所、学歴、経歴、収入等々、多種にわたる個人情報に預かることになりまして、世話役さん御本人の御苦勞も大きいものでございますが、一方、対象となる若者は、これらの個人情報に踏み込まれることを避けたがるという風潮もありまして、南さつま市ではですね、登録申請書を書いてまでお願いするほどではございませんという

ふうな意見も南さつま市当局に寄せられているようではございます。本市の中にはボランティアで結婚の仲立ちをされる活動を行っていらっしゃる方もいるというふうには聞いておりますけれども、これらの問題に市がどのように関与していくべきか、また今後、十分に研究させていただきたいというふうに考えております。

○8番城森史明議員 ちょっと一言、聞き忘れたんですけども、過去5年間の婚姻数はどういうふうになっているのでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 婚姻の届け出につきましては、夫または妻になる人の本籍地または住所地の自治体で行うことになっておりますが、その大半につきましては、現住所の住所地で行われているところでございます。

枕崎市で受付を行いました過去5年間の婚姻届け出の件数でございますけれども、平成18年が96件、19年度が88件、20年度が87件、21年度が101件、22年度で76件となっている状況でございます。

○8番城森史明議員 ありがとうございます。

それですね、行政がこの婚姻の増加に携わるということなんですけども、一番そのメリットはですね、やはり信頼が置けるということだと思えるんですよ。要は、そういう面で、さっき言われたプライバシーとかその辺が問題は確かにありますけども、やはり、行政が取り組むということで一番メリットというのはですね、信頼性だと思うんです。そういう意味でですね、もっと積極的な答えを期待はしてたんなんですけども。

それともう一つは、やはり、いろんな人材、きもいっどんとしての人材ですね。これが幅広く市の情報からわかるんじゃないかという気がします。だから、一番のメリットは信頼性なんですから、そこはやっぱり、いろんな個人情報とか、そういう問題はありますけども、そういうことで、ぜひ、お願いをしたいと思えます。

また、コスト的にもですね、民間と比べると非常に安くできると思うんですよ。多分、そのきもいっどんというのはボランティアですので、お金もかからないし、そういうことで、そういう3つのメリットがあるわけですから、ぜひですね、親身になって本気で取り組んでですね、それが例えば、10人でできれば子供が20人、30人ふえるわけですよ。だからそういう、非常に大きな問題だと思うんで、ぜひ、お願いをしたいと思えます。

これに関しては、市長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

○神園征市長 最近の結婚式ではですね、昔みたいに仲人を立てて結婚するというのも、非常に少なくなっているようなんですね。だから、若い人たちの結婚に対する考え方というのも、随分変わってきているんだなど、こう感じているわけですが、ただいまの件につきましては、研究してみたいと思えます。

○8番城森史明議員 わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。次はですね、若者の雇用促進ということではないと思えます。

学校を卒業するとですね、県外に出て仕事をしたいという学生も多いですけども、やはり、ふるさと枕崎に残ってですね、仕事を持ちたいという人も結構多いと思えます。そして、一たん県外に就職されてもですね、やめて、ふるさとに帰ってくる若者も、実際、私も聞いた範囲では非常にあちこちで見受けられます。そういうことでですね、まずお聞きしたいのは、過去5年間でこの枕崎市において新規の学生が就職した状況はどうなっているのか。その辺をお聞きしたいと思えます。

○南田敏朗水産商工課長 市内全体の業種における就職状況につきましては、まことに申しわけございませんけれども、私どもが把握できておりませんので、本市を代表する1企業5団体、市役所等でございますが、調査結果を答弁させていただきたいと思えます。平成19年3月の卒業

生が高校8名、短大4名、大学8名、その他10名で、合計30名でございます。平成20年3月の卒業生につきましては、高校15名、専門学校1名、短大2名、大学6名、大学院等その他7名で合計31名となっております。平成21年3月の卒業生につきましては、高校生13名、専門学校3名、短大生1名、大学14名、大学院その他23名で、合計54名となっております。平成22年3月の卒業生につきましては、高校11名、専門学校2名、短大2名、大学15名、大学院等その他10名で、合計40名でございます。平成23年3月の卒業生につきましては、高校13名、短大1名、大学14名、その他8名で合計36名となっております、この5年間に少なくとも191名の若者が枕崎市内に就職をしているという結果でございます。以上です。

○8番城森史明議員 ありがとうございます。

それですね、この雇用促進について、今後の具体的な対策はどうなっているのでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 本市の若者雇用対策といたしましては、市内の新卒者の地元企業への就職を促進して、活力ある市の担い手育成や、魅力ある生活及び職場環境創出等を行い、若者の定住を目的とする若者定住促進協議会というのがございますけれども、この協議会で毎年実施している市内の2高校の2年生を対象とした地元企業等の訪問事業で、地場企業と地元高校生の出会いをサポートしているところでございますけれども、そのほかに漁業や水産加工業に新たに就業した方に奨励金を交付したり、在學生に産業後継者育成奨学金を貸与する制度を平成5年に設けて、水産加工業や遠洋カツオ一本釣り漁業の就業促進に努めているところでございます。

かつおぶし製造工業等、地場産業が発展することによりまして、雇用の増大が非常に期待される場所ではございますけれども、現状では、かつおぶし工場等が求人を行いましても、なかなか求職者が少ない状況でございます。また、せっかく就業した方でも、短期間でやめてしまう方が多いという状況でございます。このために、かつおぶし工業等の省力化や効率化など設備の近代化を推進するとともに、ハローワーク等関係機関と連携して、新規学卒者の若者地元思考を高めるための情報収集提供に努めて、地場産業振興と若者の雇用を両面で促進していきたいというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 ありがとうございます。今の地元の産業を振興するという事で、雇用を増大させるということに取り組んでおられるということでしたけれども、もう一つですね、私も考えていることは、やはり企業誘致ということがあると思います。今の時代ではやはり、企業誘致というのがですね、非常に難しい状況にあるというのは私もわかっています。しかしながら、やはり企業誘致をしていかないと、根気強くですね、やはり、若者の雇用は確保できないし、それで、私が考えているのはですね、一つは当然、枕崎というのは水産業、農業が盛んなんで、やはり水産物、農産物、畜産物などの食品関係をする。2番目にですね、今、原子力で問題となっていますけれども、枕崎の利点を生かして太陽光、風力発電、このところの誘致にしたらどうか。3番目にですね、今、介護というのがこういう高齢化社会で問題になっているんですけども、枕崎近郊や鹿児島市をターゲットとした高齢者介護施設というものをできないかと。

そういうことでですね、私も考えているんですけど、そういうことで、以前、神園市長が刑務所をですね、空港の跡地に誘致しようとしたことがありました。そういうことも含めてですね、そういう企業誘致に対して具体的な今後の方向性というものを神園市長、お尋ねしたいと思います。

○神園征市長 おっしゃるようになりますね、若者の雇用の2つの大きな柱としては、地場産業の繁栄ですね、それと企業誘致だろうと思います。地場産業でも非常に全国に誇るかつおぶし製造なんかの仕事があるわけですが、なかなか地元の人間がですね、加工場に就職したがないというのがあります。仕方なしにというか、中国からの女性を多く雇用しているといったような状況もあります。その原因が何かといったようなことも考えながらですね、そういった地場産業が雇用することについての何か助成策とかですね、何かそういったものも考える必要があるなあと。

もう一点、企業誘致につきましては、これはあっちこっち情報網を張り巡らしてですね、それをキャッチしたらすぐに行動を起こすという積極性が必要であろうと思います。もう、企業誘致用の団地というものも、数がもうほとんどなくなっていますので、私は企画課のほうにですね、新たな土地をとにかく探せと。そして、その企業誘導策としてのその優遇策等についてもですね、もう一回見直しをしようやということ去年から申しております、企画課でも随時、それに今取り組んでいるところです。私も機会があればですね、どこにでも飛んで、企業誘致には尽力をしたいと、こう思っております。

○8番城森史明議員 それとですね、その中で、やはり企業誘致というのは、市だけでは非常に無理な面もあると思いますけども、県を巻き込むということが一つの大事なことじゃないかと思うんですけども、県との連携、特に県でも産業立地課というのがあってですね、その辺の連携はどのようにやっているのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 お答えいたします。本市の企業誘致活動における県との連携という観点でのお尋ねでございますが、当然、定期的に県の企業立地課のほうを訪問いたしまして、企業誘致に関するいろんな情報はないかということで情報の収集、それから、こちらのほうから提供すべき情報は県の企業立地課さんのほうにも提供しております。

それと、同時にですね、県の企業立地推進懇話会というのが毎年大阪、東京、こちらのほうで開催されております。これは、例えば、ことし東京であれば、来年は大阪というふうに地区が分かれて開催されますけれども、こちらには本市のほうも毎年参加をさせていただいております、そこにお見えになった企業の経営者の方々と名刺交換、それと本市の工業団地のパンフレットの配布、PRということで、そのようなかたちで企業誘致活動をさせていただいております。

またそのほかにもですね、枕崎会が各地で開催されておりますけれども、その枕崎会のほうに出かけましたときには、地元出身者の方々からいろんな情報をいただきまして、それぞれの地域、東京、大阪、名古屋、そちらのほうの企業を訪問するというふうなかたちで活動をさせていただいているところでございます。

○神園征市長 今の話の中に出てきましたが、企業誘致推進懇話会ですね、これ去年の話ですが、東京でありました。そのときにマルハチ・テクノロジーさんの、親会社はマルハチ村松という会社ですが、そこの社長がですね、ちょうど講師としてお話をなさいまして、それはそれはもう枕崎のことをべた褒めをしてくれましてね、会場に集まった人たちから「きょうは枕崎デーだな」と、私がかつおぶしのジャンパーを着ていたものですから、すぐ枕崎だとわかってみんなが声をかけてくれるぐらいでした。

今ちょっと思いついたんですが、その話をいろんな企業誘致用のパンフレット類に取り込んで、その話をコピーしたのもですね、村松社長のお許しを得て配布すると。そういったようなことも考えてみたいと思っております。とにかく積極的にやらないと、これはなかなか待っていても来てくれませんので、頑張りたいと思います。

○8番城森史明議員 どうもありがとうございました。

次の質問に移らせていただきますけども、さっき地場産業の振興ということで、その辺が雇用につながるということは私も同感なんですけども、その中でですね、やはり売上げをふやさなければならぬと思うわけです。いろんな枕崎はかつおぶし、お茶とかぶえん鰹とかいっぱいものを持っているんですけども、どうもソフト面のPRがですね、要は、末端消費者にPRがですね、なかなか少ないというような感じを受けるわけです。以前、焼酎ブームというのがございました。私、焼酎業界にいたもんですから。平成15年、焼酎ブームというのがありました。焼酎ブームが大爆発でですね、要は、結果的に今、日本酒を抜いていますけども、そのときに一番消費者に訴えたのが、健康面と酔い覚めのさわやかさと、そういう面だったわけです。特に健康面ですね、血栓を溶かすとか、その辺がよくて、それに火がついて日本酒を抜いたわけなん

ですけれども、やはり今の魚でもですね、やはり脳の活性化につながる脂肪酸をカツオは特に多く含んでいるわけです。それとお茶は、非常にがんの予防になるカテキンというのを多く含んでいます。そういうことで、健康面でのメリットとかおいしさとか、ソフト面をですね、かつおぶしにしてもだしをつくってみて、だしをお魚センターでもアンテナショップみたいにですね、だしをつくって、そのだしを味わってもらってですね、それでかつおぶしをつなげていくと。そういう、やはり末端消費者に訴えることができますね、どうもその辺のところはまだ足りないんじゃないかなと私も思っていますし、その辺のところをぜひ力を入れてですね、お魚センターもありますし、そういう末端消費者に訴えて売り上げをふやすということをぜひ、力を入れてやってもらいたいと思いますが、その辺はどう思われるでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 ブランド化ということでございますが、枕崎の本枯れ節というのが平成21年の2月に社団法人の食品産業支援センターの本場の本物の認定を受けまして、「枕崎鰹節」という漢字4文字ですが、平成22年の4月に地域団体商標登録として特許庁に認可をされたところでございます。今後も水産加工組合等と協力をいたしまして、枕崎のかつおぶしなど枕崎鰹節の宣伝広報等、販路開拓に努めていきたいということで考えています。

また一方、漁協につきましては、枕崎漁協専属の遠洋カツオ一本釣り船の協洋丸が洋上で生き締めをして付加価値を向上させたぶえん鰹というのを開発しておりまして、平成18年の農林水産祭で内閣総理大臣賞を受賞しまして、平成20年度の地域資源全国展開プロジェクトという事業で、商工会議所と漁港の総合加工場が協力しまして、かつおユッケというのを商品開発しております。これは、お魚センターでも販売しておりまして、今後も官民が協力して宣伝、広報、販路拡大に努めていきたいというふうに考えます。

このほかに、これまでも今、御指摘のありましたカツオのDHA等やいろんな商品開発を行ってまいりましたので、かつお公社、水産加工組合、地場産業振興センター、お魚センター等とも協力をしまして、枕崎のブランド化、製品開発に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○真茅学農政課長 お茶につきましては、リーフ茶の消費が低迷する中で、枕崎茶のブランド引き上げ、有利販売につなげるために、ISO9001や鹿児島県の農林水産物の認証を受けた安心・安全なお茶として消費者へさらなるPR活動の強化を図ってまいりたいと思っておりますが、お茶にはいろいろな効能があり、この効能を生かして例えば、緑茶の粉末は料理やめん類、菓子等の食品などにまぜて利用され、成分を抽出して医療品や化粧品、家具、脱臭資材等に利用されている状況などがありますので、お茶の効能を生かした新たな需要拡大はできないか、茶の生産者を初め、関係機関と連携して検討していきたいと思っております。

○8番城森史明議員 そういうことで、こういうのは民間企業が主体なんですけれども、やはり行政の役割というのは、旗振り役というかムードメーカーというか、そうしてやっぱり盛り上げていってですね、そういう地元の商品をアピールしていくというのは非常に、行政の役目というのは非常に高いと思います。そういうことでですね、ぜひ、行政が旗振り役になってですね、民間の人たちと一体になって、特に枕崎の特徴を生かした商品づくりにですね、持っていければと思います。

やはり、今、お茶に関しても、もう知覧茶が出てますけれども、やはりそういう、枕崎はリーフ茶で、さわやか茶ですかね、ブランドを持っているのは。そういう意味ではやっぱり、お茶飲料もですね、若い人の需要は落ちないと思うんで、やはり、そういうことにも枕崎という名を出してですね、お茶も売り込んでいくとか。そういうのができればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

私は政策目標の2番目として、高齢者に優しく、安心して暮らせる環境づくりというのを挙げ

ました。市長が推進しておられるですね、コンパクトシティ及び地域担当制はですね、これらに対してどのように貢献するシステムなのでしょう。お願いします。

○神園信二企画調整課長 まず、コンパクトシティから答弁させていただきます。コンパクトシティは居住機能、それから商業機能、医療機能、福祉機能など、さまざまな都市機能を市街地にコンパクトに集積することによりまして、誰もが過度に車に依存することなく歩いて生活できる暮らしやすい便利な小型都市を目指すものでございます。このことによりまして、交通弱者の高齢者でも歩いていける範囲に都市機能が集積されるということでございます。なお、郊外にお住まいの高齢者の皆さんのためには、コミュニティ交通の構築を今、急いでおりまして、このコミュニティ交通を使って市街地までお越しただければ、そこから歩いて日常の用事が済むと、このようなまちづくりを目指しているところでございます。

地域担当制につきましては、人口減少、高齢化等によりまして地方自治の基礎単位であります公民館活動の機能が低下しまして、それにつれて地域の活力が低下してきております。これらの低下した公民館の活動を市の職員が地域活動活性化推進員というかたちでお手伝いをしていくということございまして、既に、昨年10月からスタートした事業でございます。この事業につきましては、スタート早々ではございますが、いろいろな動きがございまして、派遣された市の職員と公民館の皆さんが一緒になって、いろんな成果を見せているというふうなことでございます。

○8番城森史明議員 今、大体、そういう趣旨というか内容はわかりました。その中でですね、私は桜山校区出身なんで、コンパクトシティの構想からすればコミュニティバス等で行って、コンパクトシティの中でそういう用事を済ませるといことになると思うんですけども、日常の買い物、これに関してもそういうことで考えておられるんですか。

○神園信二企画調整課長 日常の買い物につきましては、それぞれの地域にJAさんが持っておられるAコープとか、いろんな日常使っていらっしゃった商店等の閉鎖というのが、一つ大きな問題になってはおります。この閉鎖された商店をまた開いていただくということにつきましては、なかなか難しい面がございますので、それで郊外にお住まいの方々は市街地に来ていただいて、歩いてすべての用事を済ませていただくというのも一つの考え方ということで、コンパクトシティという考え方が出たところでございます。

○8番城森史明議員 枕崎の、非常に町の中で特徴的なことはですね、昔から刺身屋さんというのが各地域地域にあるんですよ。それはやっぱり、刺身というのが枕崎市民にとっては非常になくはない存在で、そういうふうに本当に、各地域地域にできているわけですよ。そういうことを考えたときに、このコンパクトシティはそれとは逆なわけですよ。だから、確かに病院に行ったり、役所に行ったり、特別な買い物をするときにはそれでいいと思うんですけども、そういう日常的な買い物、食品とか日用品ですね、そのときにそういう状態があるわけですから、そして、そういうものを利用したかたちで、まちづくりを行うということは考えてないんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 日常的な買い物が近くでできるというのが、議員がおっしゃるとおり郊外部においても日常的な買い物が近くでできるというのが、それは一番高齢者の方々にとってはいいのかなというところもございますが、どうしても商業活動は事業主の方々の経営の問題が一つ大きな問題でございますし、各郊外の公民館、集落につきましては、人口減、高齢化ということで、消費力も落ちてきているという状況もございましょうから、その辺のところをどのようにまた行政がお助けするのかという課題もございますが、今のところ、このコンパクトシティの考え方で主体的には進めてまいりまして、またほかに、どのようなお手伝いができるのかというのは、十分検討していきたいというふうに考えております。

○8番城森史明議員 そうすることで、確かに、コミュニティバスなんかでつなぐという発想は

それでいいと思うんですけども、やはり、この構想というか、中で、やはり地域の遠隔地をですね、どうするかというのが一番ポイントじゃないかと思うんですよ。そういうことで、これからちょっと考えてほしいのはですね、そういうね、地域の特に遠隔地、地域のことを考えてですね、そういう日常の買い物をどうするのか、そして、コスト的にもですね、町をつなぐよりも近いほうで結んだほうが安く上がるわけですから、そういういろんなコスト的な問題、そういう今までの暮らしてきた文化とかそういう問題もありますので、その辺を加味して、特に地域のシステムをどうするのかということをごすね、もっと考えてしてほしいなと思います。

それと最後になりましたけれども、これとあわせてですね、災害時における独居高齢者の避難の仕組みはどのようになっているかということをお尋ねしたいんですけども、これはきのうもそういうお答えはあったと思いますけども、その辺の仕組みがどこまでできているのか。もうことしの夏からそれは運用できるのか。その辺もあわせてお願いしたいと思います。

○永留秀一総務課長 独居高齢者などの避難弱者の避難につきましては、平成19年度に災害時要援護者避難支援プランを策定しまして、要援護者を確実に避難させるために登録台帳と個別支援プランの整備を現在進めているところであります。現在は、24公民館で102名の方が登録を済まされておりますけれども、全員登録をされているというわけではありません。今後は、市内全域ですべての災害時要援護者の登録を行う必要がありますので、福祉課と連携して民生委員、公民館長と協力して登録を働きかけたいと考えております。

このプランに登録をされていない避難弱者もおりますので、これらの方々については地域に精通している自主防災組織や公民館、あるいは消防団などに避難の支援をお願いしたいというふうに思っております。

○8番城森史明議員 ちょっと具体的なことを示しますけど、宝寿庵区はそれはできておりますでしょうか。

○永留秀一総務課長 申しわけありません。手元にですね、各地域ごとの名簿を持ってきておりませんので、現在お答えできません。また、機会があるときに御答弁したいと思います。

○8番城森史明議員 ことしは大震災もあってですね、雪の被害もあって、ちょっとことしは災害的に非常に怖い年じゃないかと私も思っています。きょう、ちょっと大雨が降りましたように、ことしの夏、無事に過ごせればいいかなと思っているの、やはり、非常に今は地球温暖化で考えられないような災害を受けるんですね、早めにですね、それが運用できるようなかたちで、これは後で聞きたいと思いますが、その辺の運用をできるだけ早くできるように進めてもらえればなと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時26分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9番沢口光広議員 皆さん、こんにちは。沢口光広です。簡単に自己紹介いたします。

私は昭和42年枕崎高校を卒業した後、東京駒沢大学に進学し、4年間東京生活を送りました。そして、大阪で警察官として39年6カ月仕事を行い、昨年秋、定年を迎え、43年6カ月ぶりに生まれ故郷のこの枕崎に戻ってきました。その間、年1回から2回は盆、正月等を利用して枕崎に帰って来る機会がありましたが、枕崎に帰ってくるたびに枕崎の人口は減っていく一方であり、駅舎はなくなるや、商店街はシャッター商店街になるわ、枕崎市の財政赤字も膨れ上がっていく一方であり、第二の夕張市になりはしないかと心配になり、今回の春の市議会議員選挙に立

候補いたしました。

4月24日付の選挙公報を読んでもいただければわかるかと思いますが、私は枕崎市民が安全・安心、心豊かで快適な生活を送れるようにするため、夢、希望にあふれた活力ある枕崎まちづくりをキャッチフレーズとして、活性化9施策を選挙公約として取り上げ、立候補いたしました。この活性化9施策を実施することによって、初めて雇用の充実、福祉の充実、教育の充実等が実現できるものと信じて、この4年間の議会活動に全力を尽くしてまいりたいつもりですので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本題である一般質問を行ってまいります。今後の枕崎市をより繁栄・発展させていく上において、市町村合併時の経緯について、次の3点を市長にお尋ねいたします。

1点目、数年前、日本全国で市町村合併が行われましたが、本市の当時の合併に向けての取り組み状況や経緯はどうであったのか。

2点目、なぜ、坊津、知覧、川辺等のいずれとも合併できなかったのか。または、合併しなかったのかをお尋ねします。

3点目、結果として、本市はどことも合併せず、独自路線を選択したわけでありましたが、今後の本市のあるべき姿、進むべき道はどうあるべきなのか。

以上3点について、市長の御見解をお伺い申し上げます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 合併問題についてのお尋ねですが、これは語ると長くなりましてね、いっぱい経緯というのはあるわけですよ。裏話というのものもあるわけですよ。ただ簡単に経緯をたどることは、そんな難しいことじゃありませんので、あまり物議を醸さないような答弁になろうかと思いますが、まず、平成14年の4月にですね、1市4町。1市4町というのは枕崎市、それから川辺町、坊津町、知覧町、それに顛娃町を加えた1市4町の任意合併協議会というのが発足しまして、法定協議会の設置に向けて協議を始めようとしたわけですが、何回か後にですね、まず顛娃町がそれを脱退するということになりまして、で、1市4町の枠組みというのは崩れた。残り1市3町になったわけですが、私は残りの1市3町で協議を続けましょうよと提案をしましたが、それには残りの3町の賛同が得られなかったということで、その任意協議会は解散したということですね。

その後はいろんな動きがありました。2市5町でしようやとか、2市6町でしようやとか。で、私は知覧町との1市1町の協議を提案いたしまして、というのは、市民のアンケートでもですね、1市1町を望む声が一番強かったわけでありまして。これは相手のあることですから、知覧町もそれに応じてくれないといけませんので、実は私は知覧町に幾晩も通いまして、議員の方々と、知覧町の議員の方々とも話をずっと進めました。そしたら、知覧町でも町民は1市1町を望むと。それから、議員の方々も1市1町に賛成だという方々が多数を占めました。そのことを正式に私は提案して、それこそいろいろありましたけれども、合併特例法による住民投票というかたちになったわけでありまして。というのは、枕崎市は市長と市民は1市1町を望むが、議会の多数が1市1町には反対だと。大きい合併がいいんだという状況でありました。知覧町は今申したように、知覧町民と議会は1市1町に賛成ということでありましたけれども、知覧町の町長が1市1町には反対だということで、新聞等でも随分書かれたわけでありまして。ところが、特例法による住民投票等で枕崎でも、1市1町の法定協議会をつくるというのに賛成というのが8割出ました。その結果を受けて、法定協議会がいよいよ発足することになったわけでありまして。その法定協議会でも、いわばねじれ現象といいますか、枕崎では市長と市民が進める、知覧では議会と町民が進めるということだったんですが、なかなか交渉ごとですね、知覧の町長もうんと言わない。これが、どんどんどんどん進んできたんですけど、最後になりまして、知覧の議会もですね、新しい市ができたときの市役所、これは絶対知覧に置かないとだめだと、こういうことを言い出しま

した。このことを今決めるとなると、この合併は先へ進まないよと私は申し上げました。だからこれは、とりあえず合併して、市役所問題は棚上げして、合併した後にですね、いろいろな難しい問題は話し合いながら、結論を見出していきたいと思います、こう言いましたが、なかなかうまくいきません。そして、その法定協議会の最後の日にですね、最後というのは解散決議をしたわけですけども、その日にですね、知覧町の法定協の委員が席を立てて会場から出るという話が飛び込んでまいりまして、事実その午前中にですね、社会福祉協議会が合併協議を開いておったんですが、その社会福祉協議会の合併協議の場ですね、知覧町の委員が一斉に席を立てて出て行くと、そういう情報も入っておりまして、これはなかなか難しいのかなということで、知覧町のほうからもこれはもう解散しようという提案もありまして、それをその会議でもう採決しまして、法定協は解散と、こういうことになったわけでありまして。

私としては、非常に合併ができなかったことは残念に思っておりまして、それこそ私が洗いざらいしゃべるとですね、そんなことがあったのかというようなことがいっぱいありました。というわけで、単独で進まざるを得ないということになりました。

で、これから枕崎としてはですね、非常に厳しい財政状況にありますので、その健全化に努めながら、効率のいい振興策を実行するために、いろいろな人、物、金の行政財産を投入して、雇用の増大とか福祉の充実、市街地のにぎわい再生、職員の地域担当制の促進、快適な環境づくり等に努めたいと考えております。

今度震災に遭った福島県に矢祭町という町があります。ここは日本で初めて合併しない宣言をした町で、当時人口は7,000人ちょっとでしたけれども、矢祭町は合併はしないんだと。それは、昭和の大合併のときにですね、血で血を争ういろんな問題が起こったと。ああいう合併はしたくないということで、まず、矢祭町は合併しないんだと、単独でずっとやっていくんだという宣言をして、そして、そのとおりになりました。ここは非常に行財政改革もですね、見習わなければいけない行財政改革等もいっぱいやっておりますので、そういった先進地等もですね、参考にしながら、頑張りたいと思っております。

○9番沢口光広議員 私個人としては坊津、坊津はもう枕崎市からは距離も近いし、文化、水産、農業等も昔から交流があり、海岸線もきれいであって、坊の人は枕崎に買い物や病院にも来てくれるし、枕崎高校、水産高校にも入学したりして、できれば合併してほしかったと。そして、知覧や川辺も武家屋敷、知覧特攻平和会館、清水磨崖仏ですか、等の名所もたくさんあり、お茶や農業面においてでも枕崎と共通点多々あり、合併してほしかったなという思いがあります。

市町村合併しなかったことにより、現在の枕崎市政の運営に支障、影響、障害等が及んだことがあるのか、ないのか、市長にお伺いいたします。

○神園征市長 合併しなかったことによって枕崎市民にいろんな、何かことが及んだのがあるのかというお尋ねのようですが、それは特になくと思います。

先ほどのお尋ねの中での、坊なんかとなぜ合併しなかったということにつきましてはですね、私は1市1町を言いながら、できれば坊津はやはり、昔からの縁もありますしね、坊津町とは合併をしたいと、こう思っております。なぜ、坊津町に呼びかけられなかったのかといいますと、その当時、坊津町は、2市5町、あるいは2市6町という大きな合併がいいんだということで、その協議会に入っております。私がそこから坊津町を引っこ抜くということをするとはですね、ほかの大きな合併の話し合いに参加している市町村等にも迷惑がかかるということで、まず1市1町の合併を進めて、これにめどが立てばですね、その2市5町とか2市6町とかという話は壊れるわけですね。なくなるわけですね。枕崎と知覧がそこから抜けるわけですから。そうすると、坊津なんかでもですね、川辺にしても、新しい枠組みについて考えてくれるんじゃないかなという気持ちがありまして、それを待っておりますが、坊津町の町民、それから枕崎の市民、その方々の間にですね、坊津も枕崎も一緒になって、知覧町との1市2町での合併を進めようという、

そういった署名運動が、坊津町では実際に起こったわけです。そのとき私にそういう運動をしてもいいですかというお尋ねもありましたので、私がいいとか悪いとか言う立場にはありません。枕崎のほうでも、そういう署名運動を起こそうという気運があったんですが、これははっきり言えば、ある事情でつぶされたといったような経緯もありました。坊津町でも、もう1回アンケートでもとってですね、合併の枠組みを考え直そうやという町民の強い熱意も非常にあったんですけども、それも行われないうちに、1市1町の協議も壊れたということでもあります。

○9番 沢口光広議員 近いうち、国や県の方針により、消防の広域化計画の検討がなされるというお話を聞きました。現在、枕崎市、南さつま市、南九州市の3市による南薩地区消防組合の本部はこの枕崎市に置かれているということですが、近い将来、この3市のほかに指宿市が加わる予定ということを知っています。この指宿市が加われば、消防本部が南九州か指宿か知らないけど、移される可能性があるのではないだろうかと思っております。これは市町村合併しなかったのが原因の一つではないかと思われるんですけど、市長の御見解をお伺いいたします。

○依積田義信議長 沢口議員、これは通告外ということになりますので、答弁は差し控させていただきます。（「答弁は……」と言う者あり）いいですか。（「はい」と言う者あり）それでは、市長。

○神園征市長 市町村合併の問題とこの広域化の問題とは別だと思っております、この消防広域化の問題につきましては、先般の全員協議会でですね、皆さんに御説明申し上げたとおりですので、よろしく御理解ください。

○9番 沢口光広議員 どうして私はこの市町村合併の問題についてお尋ねしたかと言えば、現在の日本を取り巻く状況は、政治、経済、交通体系等、極めて流動的で複雑多岐であります。今後、行政面においても、広域行政が叫ばれ、求められてくるものと思います。私が心配しているのは、南薩の雄であった枕崎が決して孤立化することなく、近隣市町村と行政、経済、文化、観光面において、緊密な連携を図り、枕崎市の繁栄・発展につなげていくことが最善の方法であるかと思っております。市長には枕崎市民のリーダー、牽引者として、我々枕崎市民の意見・要望を聞きながら、ぜひとも頑張ってくださいなと思っております。

続いて、九州新幹線開通に伴う今後の対策について、質問をいたします。九州新幹線開通の前に聞いておきたいことが1点あります。本市の旧駅舎はいつ、どのような経緯で解体され、現在の無人駅の場所に移されたのか、市長にお伺いいたします。

○神園征市長 この駅前開発の問題につきましてはですね、私が就任する10年以上前から問題になっていたようではありますが、なかなか進展していなかったわけでありまして。私も就任して2年ぐらい経ってからそういう話を聞きまして、この駅前開発についての話し合いを進めるになったわけでありまして。駅舎の問題ですけれども、旧駅舎ですね、枕崎駅としてあそこに立っていた駅は、あれは岩崎産業さんのものでありまして、南薩線がかつて走っていました。そのときの駅であります。その南薩線の鉄路は、駅舎からさらに南のほうへ何百メートルか続いていたわけですね。公園地グラウンドに登るちょっと道がありますけど、あのあたりまでが岩崎産業の南薩線跡地であったということがあります。岩崎産業としては、駅前開発をしたいと。それから、JRはその南薩線の跡を借りて、そして駅舎も借りて乗り入れをしていたわけですね、当時。で、駅前開発をしたいから、その岩崎の土地は貸さないという話になったらしくてですね、そのことがありまして、それからスーパー、タイヨーさんがですね、旧店舗が随分古びてきたので、新しく作り直さないといけないと。できれば、この市街地につくり直したいが、場所がなければ仕方ないから、もう郊外に出ようかといったような話も同時に起こっていたわけでありまして。当時、岩崎さんとJRさんとは、非常にスムーズに話し合いもできないといったような状況もありましたし、それが絡んでタイヨーさんがそこに割り込むということもなかなか難しいという状況でありましたので、枕崎市が三者の中に入って、その問題を解決するという話になったわけでありま

す。

駅舎をあそこに残したまんまではですね、開発ができないと。また、非常に土地の形状等も悪くなりまして、タイヨーさんが移るにしてもですね、それじゃとてもできないと。JRさんのほうも今の鉄道線路からも引っ越せと言われても、今度は新しい駅をどこにつくるかと。線路をどこまで引くかという話になりまして、もうしょうがないから、枕崎へJRで来る客もうんと少なくなっているし、どっか颯娃か山川あたりでもうとめようかと、そういった話まで起こっていたわけでありまして、で、タイヨーがどっか郊外に引っ越すとか、あるいは線路がもうなくなって、列車が枕崎まで来ないとなりますと、枕崎の衰退はより一層、著しいものになるのではないかと思います、何とかこれを枕崎にとどめなければいけないということで、努力をいたしました。で、今のかたちになったわけでありまして、駅舎は平成18年の3月に解体されております。

○9 番沢口光広議員 どの駅でも、駅はその町の表玄関であり、表看板であり、顔であります。あの懐かしい駅舎がなくなったことは、非常に寂しいというか、正直言ってショックであり、情けないです。これがJR最南端の枕崎駅だという立派な駅舎をつくるように、皆さんでまた今後を検討していただければありがたいかなと思っております。

3月12日、九州新幹線が開通したわけですが、本市はこの1年間、新幹線開通に向けてどのような取り組みを行ってきたのかお尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 九州新幹線の全線開業に向けた取り組みといたしましては、鹿児島県が平成20年の3月に策定いたしました新幹線効果活用プランというのがございまして、これに基づきまして南薩振興局等と連携いたしまして、観光ボランティアの育成、それから枕崎の町歩きのルートの設定、それから観光マップの作成等に取り組むとともに、枕崎駅周辺活性化対策といたしまして、枕崎駅前観光案内所を建設をいたしまして、指定管理者である観光協会や観光ボランティアの皆さんと協力しながら、観光客の皆さんに対して枕崎を初め、近隣の観光情報等の収集提供やおもてなしに努めているところでございます。

○9 番沢口光広議員 九州新幹線が開通して約80日が経過しましたが、開通前と比較して本市への観光客数はふえておりますか、減っておりますか。その点をお伺いいたします。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎地区の市内観光施設等の入込客数を九州新幹線の全線開業前の平成22年と23年で比較しますと、まず統計が3月と4月の2カ月が今、わかっておりますので、この2カ月の合計で比較をした場合にですね、平成22年は2カ月で10万7,034名、平成23年につきましては10万3,026名となりまして、23年は昨年に比べて約4,000人ほど減っているところでございます。これは、市内の観光施設等の本年の5月の集計がまだ済んでいないために、ことしの連休中の入込客数がまだこの統計値に反映されていないこと、それから、3月11日に発生いたしました東日本大震災による自粛ムードの影響が出ているのではないかと考えているところでございます。

ただ、駅前観光案内所の職員や観光ボランティアの皆さんのお話によりまして、九州新幹線が全線開業した後の土曜、日曜の枕崎への乗降客というのは多くなっておりまして、特にゴールデンウィーク中の駅前観光案内所は観光客の皆さんや列車の乗降客の皆さんで大変にぎわったという報告を受けております。

枕崎駅観光案内所の3月から5月までの利用客数を平成22年と23年で比較しますと、平成22年が5,073名、平成23年が6,120名となっております、5月を入れた統計で23年と比較しますと、23年が1,050名ほど増加しているということでございまして、前年比で言いますと121%という結果になっているところでございます。以上です。

○9 番沢口光広議員 県立火之神公園の整備促進とバス運行要望、これはもう枕崎市発展のためには絶対的条件であるかと思いますが、どのように火之神公園の整備促進、バス運行要望について、どのように思われているか、御質問いたします。

○南田敏朗水産商工課長 火之神公園の整備とバスの運行でございますけれども、火之神公園につきましては、平成22年度におきまして観光客や市民が立神岩や開闢岳の景観を楽しむための施設といたしまして、県と協力いたしまして歩道やあずまや、屋根つきの炊事場を整備いたしまして、平成23年の3月に完成したところでございます。

新幹線開業後の火之神公園の整備計画につきましては、今のところございませんけれども、開闢岳や立神岩などを最大限に活用いたしまして、自然景観をできるだけ壊さないような整備が、今後も大事ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、枕崎駅と火之神公園まで行くための交通手段につきましては、現在はタクシーかレンタサイクルしかないために、公共交通機関を利用して来られた観光客の皆様、特にJRの利用者の方から折り返しの時間を利用して行けないというような実情があるということで、いろいろ御指摘を受けているところでございます。それ等がございますので、今後、火之神公園と枕崎を結ぶバス路線につきましては、いろいろ利便性の向上が課題となっているというふうに考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 以前、枕崎は子供たちが夏休みに入ったら、火之神公園行きのバスが運行されていたかと思うんです。今、またこうして3月12日、新幹線が全面開通して、枕崎に来る観光客もおります。先日私、観光案内所へ行ったら、北海道出身の男性と横浜から来た男性が二人おられてですね、火之神公園に行くバスはないんですかと。明治蔵とか戦艦大和の慰霊碑、このようなすばらしい景色があるのに、枕崎は駅舎はないし、こうして火之神行きのバスもないんですかと。指宿よりずっとよかったですよと。行政面が大分おくれておりますよというお話を聞いてですね、ああそうかなと思った次第です。だから、この7月、8月、そうした新幹線も来て、枕崎に来てくれる観光客もおるんで、枕崎駅から火之神公園行きのあれを試験実施じゃないけど、ぜひとも市長権限でですね、早急に検討していただきたいなと思っております。

それから、知覧から枕崎間のバスの増便を図っていくべきではないかと思っておりますけど、担当者の方、考え方をちょっとお伺いしたいと思っております。

○南田敏朗水産商工課長 知覧と枕崎を結ぶ路線につきましては、従前は枕崎発知覧経由鹿児島行きというようなかたちでそのバスが運行されておりましたけれども、最近におきましては、知覧の特攻観音入口と鹿児島を結ぶ路線、それから知覧と枕崎を結ぶ路線に分断されて運行されているところでございます。なお、知覧鹿児島線につきましては、1日25往復運行され、枕崎知覧線はその半分以下の1日9往復の運行となっているところでございます。知覧発枕崎行きにつきましては、1日4便で、朝夕を除く日中の運行が13時48分枕崎着の1便のみで、知覧から枕崎に向かう観光客の皆さんは、非常に不便な状況であるということ認識いたしているところでございます。以上です。

○9番沢口光広議員 私の調査した結果では、知覧特攻平和会館、こちらには昨年入館者数が42万4,990名。一日当たりで言ったら1,164名が知覧のあの特攻平和会館に来ているわけですね。私はこの時刻表を調べてみたんですよ、知覧から来る。土曜、日曜日なんか2本しか知覧から枕崎に来ないんですよ。それも来るのが夕方16時20分知覧発で枕崎に着くのが17時08分。そして、もう一本が18時10分発の枕崎に到着するのが18時58分と。これでは知覧に来た観光客が枕崎に来れるわけがない。バス会社にバスの増便とか、少なからず午前中1本とか午後1本、枕崎にバスを走らせるように要望していただきたいなと思っております。

続いて、本市及び枕崎市民に対して共存共栄意識の向上を図るべきではないかということです。ちょっと抽象的な共存共栄意識というような言葉を使いましたが、やっぱり、JR指宿枕崎線でも乗車率が極めて低いというか、それから鹿児島に行くバスにしる、飛行場に行くバスにしる、もう赤字路線だと思うんですけど、皆さんのお話を聞く限り、指宿に車で買い物に行ったり、ユニクロに買い物に行ったとか、どこどこで食事したとか、川辺のA-Zで買い物したとか、この

ような状態だから、枕崎もシャッター商店街、やっぱり枕崎市民に共存共栄意識、バスに乗るとかJR指宿枕崎線に少なからず1年に1回は乗るとか、そういうやっぱり努力というか、共存共栄意識を市民に、ここにおける50名の方は、訴えていく必要があるかと思うんですけど、学校教育課長にお聞きします。枕崎市、小学校、中学校の遠足というのか、旅行等は何を使っているのか教えていただきたいなと思います。

○日高孝学校教育課長 市内の各小中学校の遠足の実施状況についてのお尋ねでございますが、平成22年度、昨年度の遠足の実施状況については、4小学校で年間2回ずつ、1小学校で3回実施しており、行き先は学年によってそれぞれ違いがありますが、枕崎市内が約半分、あと鹿児島市内、加世田海浜公園、アグリランドえいなどでございます。中学校は4校とも年1回でございまして、枕崎市内か鹿児島市内に高校見学とかねて実施しているところが多い状況であります。

昨年度は遠足によるJR指宿枕崎線の利用はないようですが、一昨年度におきましては、立神小学校6年生の社会体育学習においてバスを利用した指宿方面、開聞岳登山等を実施しておりますので、JRを直接利用したということについては伺っておりません。以上でございます。

○9番沢口光広議員 一つの事例としてですね、本市の小学生、中学生、または我々大人たちも1回ぐらいいは指宿まででもいいから、1年に1回ぐらいいは列車に乗って、長崎鼻フラワーパーク、それから開聞神社等に行つてですね、一度も開聞岳に登つてない人がおれば、1度ぐらいいは開聞岳に登ろうやと。そのように今後計画していただければ、乗車率も高まるのと違うのかなと思います。

またこの指宿枕崎間、指宿なり開聞なり顔娃なり、逆に向こうの小学生、中学生たち、一度枕崎においでよと。そして、お魚センターや明治蔵、戦艦大和の慰霊碑もあるよと。火之神公園から見た景色もきれいですよと。そういうやっぱり、指宿枕崎間のこういう住民たちの連携というのか、お互いがギブアンドテイクしていく体制をつくっていく必要があるかなと思います。

続いて、枕崎市循環マイクロバスの試験実施及び本格運用について、神園市長にお聞きします。どのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○神園征市長 それにつきましては、企画調整課のほうで随意取り組んでおりますので、課長から答弁させます。

○神園信二企画調整課長 コミュニティ交通の試験運行につきましては、それぞれ基本的な考え方としましては、きのうの質問でもお答えしてございます。今後、コミュニティ交通の策定に当たりまして、24年度からは試験運行ができますように事務手続を進めてまいりたいということで考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 その試験実施の期間というのかバス路線というのか、そこら辺のお考えを現時点でわかっているのであれば、教えていただけませんか。

○神園信二企画調整課長 大まかな流れでございますが、今現在、庁内での会議の段取りをしておりまして、これを7月末までに庁内での検討を終わらした後、事業者と利用者代表からなる協議会を10月までで終了したいと。その後は法的な手続に向けましての地域公共交通会議の対応を12月までで終了させた後、許認可等の手続を陸運当局のほうに行つていくという大きな流れになるかと予定をしております。

○9番沢口光広議員 今回ですね、私、選挙運動を通じて、桜山、別府、立神など市内全域をくまなく見てまいりました。桜山の上竹中、道野、田布川、金山、木口屋、別府の里町、駒水、下山、松崎、ここら辺にお住まいのお年寄りや病気を患っている、いわゆる買い物弱者は選挙で当選するか落選するかわからないこの私に対して、両手でですね、早くマイクロバスを走らせていただきたいと本当に訴えていました。私はまた、この地域に住む小学校低学年の子供たち、この子供たちは雨や雪が降る日、どのようにして学校に通っているんだろうな、大変だろうな、かわいそうだなと思った次第です。今、マイクロバスを本格運用しないことには、ここ数年先にはわ

れわれ団塊の世代が70歳代に突入いたします。枕崎市の人口が70歳以上に一気にふえるわけです。現代社会において、人が人として生活していく上において、交通機関があるかないかは生命線であるかと思えます。

昨年末、企画調整課が高齢者の交通手段等についてのアンケート、これを見させてもらったんですけど、7割近くの人がバスを走らせてほしいというデータが出ていたような感じがします。そして、この1年間の市議会会議録を読ませていただきました。大半の市議員がコミュニティバス、コマンドバス等を走らせるべきだと質問を行っておりますが、いつも話が堂々めぐりしているように感じられました。結論は、枕崎市全体としてのバス本格運用の実現に至っておりません。市長、枕崎市民の大半が、特に交通の不便なところに住んでいる市民や高齢者や健康を害している買い物弱者たちは、マイクロバス本格運用を望んでおります。どうして私は本格的な試験実施等を行わないのか、私にとって七不思議の1つであります。市長に次の2点をお伺いいたします。

買い物弱者のために枕崎市循環マイクロバスを走らせる予定でおりますか。それとも走らせる予定はないのですか。財源等は考えていらっしゃいますか。以上の点について、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 コミュニティ交通の運行につきましては、道路交通法に沿ったさまざまな調整手続が、非常に多くの手続が必要でございまして、先日、九州運輸局鹿児島運輸支局に出向いた折には、コミュニティ交通運行に対する既存のバス路線事業者の了解、それと市内で営業しておりますタクシー会社の了解がないと、陸運当局としてはコミュニティ交通の認可が難しいというふうな御意見を賜っております。また、その指導の中では、現在、本市が運行しております健康センター利用者の送迎バスの整理、さらには各老人クラブの研修等にお使いをいただいております福祉バスの運行につきましても、検討を迫られるのではないかと。コミュニティバスを走らせるとなると、その辺のところまで検討をして、市としての結論を出してくださいというふうな御指導等もいただいております。

これらの要因から、コミュニティ交通の試験運行を私どもとしても急ぎたいということで、今、一生懸命検討をしておりますけれども、どうしても日程的には24年度からの運行という予定を立てるのが精一杯のところでございます。

また、財源につきましては、この運行経路の案、これらがすべての皆さんが御了解いただける案が成立しませんでした、積算ができないという状況でございますので、所要額の算定ができませんで、今現在、それについては、このようなケースであればこの程度かかるのではないかという概算は積み上げの作業を行っているところでございます。この私どもの作業も早く進みますように努力を重ねたいと思っております。

それと、先ほど道路交通法というふうに申し上げたようでございますが、失礼いたしました、道路運送法の間違いでございますので、訂正してお詫びを申し上げます。

○9番沢口光広議員 私、先日のアンケート調査を見させてもらったんですけど、バスの停留所まで遠いから、使いたいけど不便であるからという回答が結構あったかと思うんですけど、70歳以上で歩けない人とか、病的な方はですね、そのバス路線に出て、赤いタオルか赤いハンカチを振ったらですね、とまるぐらいの、そのような配慮をしていただければ、もっともっと利用者もふえると思うし、そして、我々健康な一般市民もですね、乗れるようなそういうマイクロバスを運用していただきたいなど。そして、先ほど言いましたけど、枕崎は市町村合併しなかったおかげというのか、別府路線でも40分あったら信号機もないし、40分あったら一巡できると思うんです。桜山も40分あったら一巡できるかと思うんです。立神も40分あったら一巡できるかと思うんですよ。これはもう、合併しなかったことによる、案外いいことかもしれないなど、自分なりに思っております。

それから、市役所に29人乗りのマイクロバス3台があるということですけど、このマイクロバス3台も有効的に活用できないのかなと。それと、お金が5,000万か1億円いるのか知らないけど、枕崎市には財源がない、財源がないとおっしゃっていますけど、この財源のつくり方として、市役所受付や市役所の出先機関等に募金箱を設置するとか、東京、大阪、名古屋等に住んでいる枕崎出身者にこうして循環マイクロバスを走行させるから、ふるさと納税を協力していただけないかと。それと、年2、3回、東京枕崎会、大阪枕崎会、今度も名古屋で枕崎会があるみたいですけど、マイクロバス本格運用に向けて、お金がないけど3年後、4年後か知らんけど、5,000万なら5,000万の金が必要なんだと。1億円の金が必要なんだということで寄付を依頼したらですね、自分らの両親や孫たちが助かるのであればと、寄付してくれる人もおるかと思いません。それと、枕崎の大手民間企業、または大手病院等にもマイクロバス試験実施本格運用するには、やっぱり1億円ぐらい金があるんやと。今、このようにしているんだと。予算もないし、協力していただけないかと、そのようなことも一度検討していただきたいなと思っております。

○神園信二企画調整課長 ただいま議員のほうから御提案をいただきました、市のマイクロバス3台の運行ができるのではないかというお尋ねでございますが、道路運送法のほうに市のマイクロバスを無料で走らせるケースについて、第78条という条文がございますが、この78条につきましては、非常時、災害時に限っての運行ということで、常時、その乗り合い事業に市のマイクロバスを走らせるということは、法自体が想定をしておりませんで、今回のコミュニティ交通を考えますときには、道路運送法4条あたりの適用を考えなければならないというふうに思っております。先日、運輸当局のほうもこの道路運送法の78条については、乗り合い事業に市のマイクロバスを走らせるということは、想定をしたものではございませんというふうな御指導をいただいているところでございます。

それと同時にお年寄りの方が合図をしたら、その場でとまってというふうな運用でございますが、これも私どものほうもお尋ねをしましたけれども、道路運送法のほうはそれを想定していないと。沖縄では一部、そのような運用がされているようですけれども、他の都道府県では考えていない方法なんだということでございます。

また、40分だというふうなお話も御提案をいただきましたけれども、陸運当局とお話をしましたときに、お年寄りの方が40分直線で走れば、車で走れば5分、10分で行くところを40分かかって乗るだろうかと。また、ほかの議会のときには、運行時間を短く、なるべく利用する方が利用しやすいように路線を考えてくれという御要望をいただいておりますので、その辺のすべての状況を踏まえまして、今、本市の基本的な考え方をまとめているところでございます。

○9番沢口光広議員 このマイクロバスの運用というんですか、こういうのもですね、枕崎市民へのやっぱり共存共栄意識、これをやっぱり植えつけていく必要があるかと思えます。シャッター商店街になったのもそうやし、こういうJR、鹿児島交通のバスの乗車率も高めようと。そして、今度もこうしてマイクロバスを運用するときですね、やっぱり市民が、いや、わしは若いし、車を持ってるし、わしには関係ないことやと。わしは元気やと。そういう、言葉は悪いのかもしれないけど、非協力的というのか無関心というのか。私には、俺には関係ないと。そういう思っている人たちに対してですね、そうではないのだと。10年、20年後には、あなたももう高齢者の仲間入りするんですよと。またいつ大きな病気をするかわかりませんよと。もう車を運転できないときがくるかもしれないと。あすは我が身ですよと。だからやっぱり、この共存共栄というのか、枕崎市がやっぱり繁栄・発展していくためには、ちょっとまあ話は変わりますが、枕崎で買い物すると。経営者も市民に喜んでもらうと。市民もまた経営者に協力する。そして、このままバス、電車等の公共機関、これにもやっぱり乗車率を高めていく。そうしないことには、この枕崎はもう一段と人口が少なくなっていくでしょうし、寂れていくというのか、枕崎が生き残っていくためには、すべての面において共存共栄意識を持とうではないかと。ここに50人の方が

いらっしゃいますけど、いろんな公生活、私生活を通じて、一般市民というんですか、市民に接するときは共存共栄意識が枕崎は足らんと。そのように皆さんが広報マンになっていただければ、ありがたいかなと思っております。

そして、時間も余りないですけど、このアンケート実施等により、路線、バス料金、運行時間等のこういう決定というのか、そのような計画はどのようになっているのか伺います。

○神園信二企画調整課長 先に実施しましたアンケート調査によりまして、希望する運賃、運行された場合に立ち寄りたい場所等の概要は、アンケート調査としまして議会の皆様にも御報告いたしております。今後、具体的に路線、料金、運行時間を検討する場合は、先に申しあげました協議会のメンバーとしまして地域の老人クラブ連合会の方々、市公民館連絡協議会の代表の方々などに利用者代表として加わっていただきたいと考えております。で、利用者の立場からの御意見を賜りたいと考えておりますが、これについても既存のバス事業者、タクシー事業者の意見、また、陸運当局等の御指導・御調整があるものというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 全国で枕崎の人口というのか、2万3、4千人の町ですね、マイクロバスを運行させている、そのような市町村に見学に行ったことがあるのかどうか、お伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 先日も県内で一番新しいところ、日置市のほうに伺わせていただきまして、詳しく資料も取り寄せまして、県内にもほかに運行しているところはございますので、それらの資料を取り寄せまして、今現在、調査・分析を進めているところでございます。

○9番沢口光広議員 もう時間もないようですけど、こうしたマイクロバス運行、運用というんですか、もう議論の堂々めぐりはいいかげんにしてですね、マイクロバスを走らさないことには、枕崎は活性化できない。だから、老人、また、子供たちのためにも、今後のわれわれの生活のためにも、活力ある枕崎にするために、マイクロバスをやっぱり、運用をしていてもらいたいと思います。一刻も早く、マイクロバスを本格運用が実現できることをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 こんにちは。禰占通男です。一年生のしんがりになりましたが、よろしくお願いたします。

東日本大震災に対しましては、哀悼の意を申し上げ、一日も早い復興を願っております。

環境問題について質問いたします。尻無川については、悪臭問題等で幾度か議会で取り上げられたことがあります。しかし、その原因を深く追求したとは言いがたいと思います。台風2号による雨量の増加により川も大分生き返ったようにも思われます。今、6月に入ったところですが、ちょうど梅雨入り前の5月の下旬あたりから台風が接近するまでは、蛍が乱舞し、町中で蛍が見られるという川が少ない中で、貴重な川だと思います。また、昼間見ると、汚れのひどい川によくこれだけの幼虫が生き長らえていたものだと関心させられます。

木原近隣地域では、平成21年尻無川の自然環境を守る会を発足させ、河川の土手の草刈り、老人クラブから地域PTA、児童、住民等の参加によるEM菌団子づくり、そして、投入といった活動を行ってまいりました。ことしも蛍を見れたのも、こういった活動の成果があったことによるのではないのでしょうか。

汚濁がますます進む中、悪臭もひどくなるようです。一昨日も小雨の中、におっております。

川の汚染は海の汚染につながり、藻の死滅、ヘドロの堆積となり、魚介類の衰退を招きます。後背地の山の恵みを海へ運ばなければ、川も海も死滅するという事です。

昨年7月、三者間による公害防止協定も締結されましたが、地域住民だけで活動するにも限界を感じるこのごろですが、去る2月には大ウナギが5匹続けて死ぬ事態がありました。池田湖の湖畔の水槽で観賞できる例のウナギです。3月議会でも取り上げられたことです。時も同じころ、長崎県野母岬でもウナギが1匹死んで、こちらのほうは全国版の新聞ニュースで写真入です。木原町と栄本町にかかる園田橋からウナギの姿を見ることができましたのですが、残念です。検視の結果は、死因不明とのことでした。今現在、同じ場所でまた数匹確認できるようになったとのことでした。喜ばしいことです。

市の事業活動に河川環境浄化プロジェクト事業がありますが、その内容と活動結果はどうなっていますか。よろしくお願いたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 市や市民及び事業者等が一体となり、本市の美しく豊かな河川を保全することを目的として、河川の環境浄化及び良好な環境保全対策に取り組んでいます。また、市や市民団体及び市内小中学校等が市民協働のもと、EM菌、有用微生物群のことでありますが、を利用した河川環境の浄化等に努めています。

木原地区の自然環境保全につきましては、市と地域公民館並びに事業者との間で、平成22年7月に公害防止協定を締結し、尻無川の水質汚濁防止や悪臭対策に取り組んでいるところであります。詳しくは、市民生活課長から答弁させます。

○依積田寿博市民生活課長 市民協働で行う河川環境浄化プロジェクト事業でございますが、この事業につきましては、平成19年度より市内小中学校、市漁協、枕崎国際化推進協議会、市民団体等と連携・協力しながら、EM団子の投入やEM活性液を放流しております。平成22年度の主な取り組みといたしましては、市内6校の小中学校の児童・生徒423名が参加し、尻無川や馬追川河口等に約7,200個のEM団子の投入を行っております。そのほかといたしましては、木原公民館を中心に地域住民が一体となりまして、尻無川の自然環境を守る会によります尻無川へEM団子投入等を行っております。

尻無川流域におきましては、平成19年度から事業所からの排水による水質汚染や事業活動による悪臭等が問題となっておりますが、これらの公害対策に対しまして、市と地域公民館及び事業者との三者間で公害防止協定を平成22年7月に締結し、お互いの立場を十分尊重し、共存共栄の理念のもと、事業所も適正なふん尿等の汚水処理や悪臭軽減対策等の公害防止に努めているところであります。また、公民館を中心に、地域住民参加による尻無川の河川浄化も行われておりまして、水質状況も徐々ではありますが、改善されていると思われまます。今後も引き続き、事業所等の排水の調査の監視体制の強化や、事業活動によります悪臭対策等の指導強化に努めて、自然環境保全を推進してまいりたいと考えております。

○7番禰占通男議員 今言われたように、中州川、馬追川、尻無川と申し上げておりますが、今、このプロジェクト事業を始めてから今までと、その事業を始める前の状態とは、目に見えた発展があったんでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 この事業を推進しまして、市内各主要な河川等がございますが、これらの河川に対しましてEM活性液やEM団子等を平成19年度から投入しているわけですが、それらの結果といいますか、そういう状況の調査につきましては、年4回の水質検査結果を行いまして、その結果に基づき改善されている地点や、そしてまた、河川の水質状況等の調査をしながら、かなり水がきれいになっているという点などを踏まえながらの成果を分析しているところでございます。

○7番禰占通男議員 今、さっきのプロジェクトと似たようなものがもう一つあるんですが、海

岸河川等環境保全推進事業とありますが、台場公園前から岩戸へかけての海岸線の状況、尻無川の河口付近の現況をどう思われますか。事業内容とまた活動、結果を合わせてお尋ねいたします。

○天達章吾市民生活課参事 海岸河川等環境保全推進事業につきましては、平成22年度緊急雇用創出事業において、新規に業務委託人1名を雇用し、尻無川を含めた市内の河川及び海岸等における海域の……。

○依積田義信議長 参事、ちょっと。マイクが聞こえない。マイクを使ってください。

○天達章吾市民生活課参事 すみません。もう一回やり直します。

海岸河川等環境保全推進事業につきましては、平成22年度緊急雇用創出事業におきまして、新規の業務委託人1名を雇用し、尻無川等を含めた市内の河川及び海岸等における海域の水質汚染の調査、事業所からの排出水の監視、河川及び海岸山林等への不法投棄ごみの調査及び回収、さらに市内全域のごみ集積所の調査及び看板等の点検補修を実施しました。不法投棄ごみについては、山林等が65カ所、海岸のごみ等の漂着物が36カ所の回収を行い、また、各地域にある412カ所のごみ集積所の調査や案内板等の補修点検作業を行いました。河川の水質調査につきましては、随時事業所からの排出水の状況や河川の水質汚染状況の調査を行い、異常等がある場合には、その都度原因調査や事業所等の立ち入り調査、指導を行ってまいりました。尻無川におきましても、水質の状況や悪臭等の現地調査や工事における事業所の排出水の監視等を実施し、事業所へのふん尿等の汚水処理や場内の豚舎等の清掃や敷地排水の改善等について指導を行い、水質汚染防止対策に努めております。

○7番禰占通男議員 2つの事業が紹介されたわけですが、今後も継続事業としていくのでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 最初に申しました河川環境浄化プロジェクト事業につきましては、引き続き平成23年度も計画をしておりますけれども、海岸河川等環境保全推進事業につきましては、県の緊急雇用事業で平成22年度行っておりまして、平成22年度の1年限りの事業となっております。これにかわるものとしたしまして、同じくふるさと雇用再生、雇用創出事業でございますけれども、住みよい環境づくり事業というのを実施しておりまして、これは衛生害虫のヤスデ対策等や不法投棄ごみ等の回収、調査、そういったものを行いながら、自然環境等の浄化に調査活動を行うということで計画しているところでございます。

○7番禰占通男議員 この事業の報告、結果は地域にも周知されているのでしょうか。公民館等なんかに。

○依積田寿博市民生活課長 この河川環境浄化プロジェクト事業につきましては、市のホームページ等に事業内容等については掲載しておりますけれども、その検査結果につきましては、公表等はしてございませんので、今後、こういったかたちで公表するのか、その辺も含めながら検討してまいりたいと考えております。

○7番禰占通男議員 枕崎には川が多いというか、馬追と中州川を含めて花渡川、尻無川、仁田浦のほうもあります。こういったことは近隣の庁内、公民館単位で取り組む中でこういうことは報告願いたいと思います。

次にまいります。死んだウナギは普通、棚田付近の水路、小川、また、山手の清流域に生息する種類のもので、大潮時に海水が満ちる場所にいるのが不都合なんです。しかし、学問書には河口にも生息するとあります。尻無川は井堰が美初地区まで約8カ所あります。ですから、体が大きいものですから、その体が災いし、遡上できないと思います。昔はアユ、山太郎ガ二、手長エビ、ハヤ、ハゼ、カジカ等の小魚も多数いましたが、ウナギが死んだころはハヤの姿も見られませんでした。コイの姿も、国鉄の陸橋よりちょこっと上ぐらいにコイもいたんですが、これも確認はできていないとのこと。私は小魚も遡上できる魚道が必要ではないかと思っております。そしてまた、人が川面へおりの階段も設置すべきではないかと思っております。枕崎の川にはおりの場所が

少ないのではないのでしょうか。そしてまた、尻無川には美初地区の流域におきましては、草亀が甲羅干しをする場所もあり、この川底には竹が沈殿し、水草が発生して、川底が見えない状況です。EM菌団子をつくるときは、川底も見えて、子供たちは草亀を見つけて喜んでいたんですがね。しかし、2号台風のおかげで藻も流されまして、少なくなり、前とはちょっとまた様子が変わってきております。ここでもまた、美初地区の堰のあるところでも、またウナギが見れるということです。私としましては、川に覆い被さった竹の伐採と、底さらえをやってもらいたいと思います。この井堰のところの魚道とこういった底さらえと竹の伐採とかできないのでしょうか。

○依積田清文建設課長 御指摘の尻無川につきましては、数年前から地元住民を挙げて、環境の美化運動の推進に努めていただいていることは承知いたしております。御要望の河川は、二級河川で県の管理となっているため、河川敷の伐採及び底さらえ、中州、寄州の除去等についてですが、これまでもその都度県へ要望を行ってきております。また、今回新たな要望であります魚道及び管理用の階段につきましては、地元からの要望ということで、新規に県のほうに要望していきたいと思っております。

○7番禰占通男議員 いいお返事をもらってありがとうございます。魚道と言っても、中州川には立派な魚道があるんですが、そういう魚道は必要でないと思いたしますが、ただ1カ所、浜村建材さんのところの橋の下の井堰が顛倒式とかいうそうですが、そこが1カ所難関だと思いた。そして、上りおりする階段も清掃、転落したときの災害にも役立つのではないのでしょうかと思いた。昔、8・6水害のころだと思いたますが、中州川で一人小学生が流れて、それをタイガーパチンコのちょっと上あたりで救助したという話もあります。ですから、この階段もぜひ、よろしくお願いたします。

続きまして、水質汚染と悪臭が漂う中、地域の方々も窓も開けられない、洗濯物も外に干せないと悩んでいます。河川流域の事業所に対して、水質汚濁防止法15条常時監視、枕崎市河川をきれいにする条例15条による水質検査の実行、そして、悪臭防止法12条水路等における悪臭の防止による管理をしなければならないとなっておりますが、その実態はどのようになされているのでしょうか。

○天達章吾市民生活課参事 美原農場は平成19年10月18日、枕崎市民の環境を守る条例に基づく指定施設の設置の届け出を提出していますが、水質汚濁防止法に基づく特定施設、豚房施設ですが、施設の届け出は県知事へ提出はしていない状況であるため、事業所に対して加世田保健所へ設置届け出を出すよう指導を行っているところでございます。

本市においては、枕崎市の河川をきれいにする条例に基づき、平成22年度は4回の農場からの排出水の水質検査を実施し、汚水の適切な処理と排水基準の遵守について指導を行っております。また、尻無川におきましては、上流、中流と河口の3カ所を年4回水質検査を実施し、検査結果につきましては、上流、中流箇所において基準値内であり、河口については、基準値を若干超えている状況です。前年度と比較しますと、少しずつですが改善されているようです。

枕崎市の河川をきれいにする条例につきましては、平成11年7月から実施しており、市民及び事業者が一体となって、河川の環境浄化と良好な環境の保全に関する活動を推進し、美しく豊かな河川を保全することを目的としており、今後も関係機関と連携し、さらに河川水質保全対策を推進してまいりたいと思いた。

○7番禰占通男議員 農場の造成、増築に関しては、水質汚濁防止法5条特定施設の設置の届け出、同じように枕崎市民の環境を守る条例40条による届け出、これはどのようになされましたか。この届け出には、枕崎市民の環境を守る条例施行規則の12条2項3号によりますと、地域の代表者の同意書が必要とありますが、これは同意が得られたところでしょうか。

○依積田寿博市民生活課長 枕崎市の河川をきれいにする条例の第12条でございますけれども、家畜ふん尿等の適正な処理ということで項目がうたわれてございますが、これにつきましては、

枕崎市の環境を守る条例に基づく指定施設ということでございますので……、同意を必要としておりますけれども、美原農場につきましては、まだ一部の、2養豚場の承継と並びに、新たに開発行為をしたところについては、まだ同意書等が届いていない状況でございますので、協定書を結んだ段階からその同意書につきましても、早急に地域の同意書等をもらうように指導している状況でございます。

○7番禰占通男議員 この農場の経過ですが、20年1月、環境を守る条例に係る開発行為の届け出を市へ提出となっているんです。この提出の段階で同意書が必要ではなかったと思いますが、どうでしょうか。

○依積田義信議長 暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時39分 再開

○依積田義信議長 再開します。

○神園信二企画調整課長 お答えいたします。市民の環境を守る条例第34条に基づきます開発行為につきましては、同条例の規則第11条におきまして、届け出関係につきまして規定をしておりますけれども、開発行為自体につきましては、届け出をいただくということございまして、周辺の同意というものを添えるようにというふうな条文にはなっておりません。開発行為についてのみでございます。

○依積田寿博市民生活課長 先ほど枕崎市の環境を守る条例の中で、指定施設の届け出を行うときには、設置の届け出をするときに隣接土地の所有者から同意書と、あと地区の代表者から同意書をももらうようになっているところでございまして、先ほど私、美原農場につきましては、以前行っていました2地区の畜産施設を承継するというかたちでの承継届け出を出されており、また、新たにそういった構造等の変更届ということでありましたので、同意書は添付されていないということでございますので、先ほどの説明がちょっと不足しておりましたので、お詫びして訂正いたします。

○7番禰占通男議員 この水質汚濁防止法の特定施設の設置につきまして、7号によりますと、量を示すようになってはいますが、農場の汚水は1日何十トンくらいになるんですか。

○依積田寿博市民生活課長 農場から出されました指定施設の構造等の変更届出書によりますと、汚水は1日当たり20トンでございます。

○7番禰占通男議員 この排水は1時間当たりどのくらいになりますか。河川に流す分です。

○真茅学農政課長 美原農場の汚水処理施設は連続式という施設でございますので、連続式というのは24時間常時、入ってくる分だけ出て行くというシステムでございます。そういうことでいきますと、20立方メートルを24時間で割っていきますと、0.8立方メートルあたりになるという、計算上はそうなりますけれども、ただ当然、場内の汚水量というのはその時間帯によって、例えば畜舎内を洗浄するとかとなればふえてきますし、また、そういう家畜があまり汚水、尿なんかを出さない時間帯とか、そういう時間帯だったら少なくなりますし、ただその中でですね、変動はしていると思います。

○7番禰占通男議員 今もお答えいただきましたように、約20立米というか、もう20トンですよ。この大型ダンプ2台分は小さい川に捨てるということで、私は川に対しての容量はオーバーしていると思うんですよ。この辺をどう思いますか。

○依積田寿博市民生活課長 この養豚場にあります汚水処理施設に浄化された水が1日20トン流れるということでございますので、事業所から排出される水質基準というのが、枕崎市の川をきれいにする条例の施行規則の中で定められておりますので、その基準内の水質で河川等に排出しているところでございます。

○7番禰占通男議員 もう1点お伺いします。普通、住宅なんかは用水路とか川に流す場合は、

汚水を水路に流してはいけないということで、花渡川だと花渡川まで排水施設を自分でつくって持って行かないといけないという、そういう決まりがあると思うんですが、この美原農場の排水している水路は、工事をした人が農業用につくった水路で、排水用につくった水路ではないと聞いたんですよ。そこら辺はどのようにとらえていますか。

○真茅学農政課長 ちょっと資料を持って来ておりませんので、はっきりとは申しませんが、私の記憶では、シラス対策事業か何かで上流川を排水路整備をしたというふうに記憶しているところがございます。これは、排水路の整備でございますので、雨水等また、普通のそういう排水等は流しても支障はないと考えているところがございます。

○7番禰占通男議員 雨水はかまわないとしても、事実汚水が注いでいるわけですから、どうでしょうか。

○真茅学農政課長 先ほど申しました事業名、シラス対策事業と申しましたが、農地保全整備事業で整備した水路でございます。

事業所が排水する排水については、当然、法的基準がございますので、その基準値内で排水しなきゃいけないというふうに考えております。

○依積田寿博市民生活課長 先ほども説明したかと思いますが、事業所から出される排水につきましては、枕崎市の河川をきれいにする条例施行規則の中で排水目標値を定めてございます。事業所におきましては、この排水目標値がございますので、その基準に見合ったかたちでの排出をしなければならないということがございますので、我々もそういったかたちでちゃんとやっているかということで、事業所におきましても排水の水質検査を行いまして、その基準内であるということの調査結果の確認等も行っているところがございます。

○7番禰占通男議員 次にまいります。都市計画法29条の農林漁業用の建築物は、開発許可は不要となっておりますが、森林法による1町以上の林地の開発造成、立木の伐採の届け出事項には、この農園は当たらなかったのでしょうか。

○真茅学農政課長 林地開発を行う場合は、森林法により開発行為にかかわる林地面積が1ヘクタールを超える場合は、県知事に対し林地開発許可申請書を提出し、許可を受けなければならないことになっておりますが、御指摘の案件につきましては、森林伐採面積が0.86ヘクタールのために、これに該当しないところです。また、森林所有者は森林の伐採を行う場合は、あらかじめ市町村長に伐採届出書を提出しなければならないと定められておりますが、伐採届については、平成19年12月21日と平成20年2月12日に提出されているところであります。

○7番禰占通男議員 この農場の現在の立地しているところですが、土地の所有の面積はどの程度になっておりますか。

○神園信二企画調整課長 大変申しわけございません。ただいま手元に資料を持ち込んでおりませんので、次の機会に御答弁させていただきたいと思っております。

○真茅学農政課長 以前の21年ぐらいの資料でございますけれども、1万8,488平方メートルになっているところがございます。

○7番禰占通男議員 耳に挟んだのには3町程度あるということなんですが、これが本登記されているのか、仮登記のまま置かれているのかはわかりませんが、機会があったら検討しておいてください。

○依積田寿博市民生活課長 美原農場に係る土地でございますが、先ほど農政課長が答弁いたしましたように、面積につきましては1万8,488.7平方メートルございまして、そのうちの約5,270平方メートルを開発行為を行っておりまして、地目につきましても変更しているところがございます。

○7番禰占通男議員 こういった中で、公害が進む中で、事態が改善しなければ、枕崎市民の環境を守る条例規則を農林漁業用の事業所開発行為であっても、公害の発生が予見される開発につ

きましては、都市計画法にいう同程度の許可制にし、次の項目は抜けているのですが、都市計画法にいう設計者の資格、工事の完了の検査を追加してはどうでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** 市民の環境を守る条例の開発行為の届け出につきましては、当該土地の用途についての限定はしておりません。条例34条で定めておりますけれども、用途についての限定はしておりませんで、面積要件のみで開発行為の届け出をいただくようになっております。この届け出制度を許可制に変更するとなりますと、明確な許可基準というものを準備しなければなりません。この基準につきまして都市計画法を初めとしますもろもろの上位法、こちらの許可基準との整合性を担保するために、上位の機関との協議等も必要になるのではないかとおぼやかしく思われるところでもあります。また、一面では民間が行います事業活動を制限するということとなりますと、また民間活動が萎縮してしまうというおそれも含んでおります。今後につきましては、条例のほうに定めております開発行為に対する指導・勧告及び命令と。また、さらには罰則の規定を適切に運用することで、開発行為関係につきましては対応してまいりたいというふうにご検討いただいております。

○**7番禰占通男議員** 三者協定が締結された今、内容を遵守し、これ以上悪化しないことを望みます。しかし、事態が改善しなければ、枕崎市が観光、企業誘致と求めていく中で、相手側から公害問題を指摘されたら、来るものも来ないと思います。公害という難しい問題を解決してこそ、また枕崎全体の発展があるのではないのでしょうか。そこを市長にお願いいたします。

○**神園征市長** 今おっしゃるようになりますね、やっぱり企業誘致とか何とかにしましても、そういった環境というもの非常に重要な要素だと思いますので、担当課を含めまして、今後、検討してまいりたいと思います。

○**7番禰占通男議員** 現在、枕崎市も財政難の折、人口増加も見込めなければ、少子高齢化に陥り、税収減、そして、社会保障の基盤が揺るぎ、手だてでは増税しかないという状態に、もう目の前に来ております。改善できることは見直し、税率を上げるにしても、市民と同じ目線にならないと理解は得られないのではないのでしょうか。あえて私は、額は少ないですが、次の手当を見直せないかと思ひ、質問いたします。職員の方々には御迷惑とは思いますが、どうぞ御しんしゃくください。

住居手当です。行財政集中改革プランの中に早期に健全な財政基盤を確立しなければならないとあります。4月1日廃止予定で協議中ということですが、持ち家の住居手当はいつ廃止になるのか。逼迫した厳しい状況であれば、なおさら早急にこしたことはないでしょう。額は少ないですが、民間では考えられない恵まれた手当だと思います。ほかの市町と足並みをそろえる必要などないと思いますが、枕崎市の現況では切り詰められるものは、即実効に移し、枕崎市の財政健全化に本気で取り組んでもらいたいと思います。

職員の給与にしても、類似団体平均より多少高めという数字ですが、若い世代が子育てをする時期は特にお金もかかりますが、この借家手当は私は必要と思っております。しかし、これもまた不正受給があるのではないかという声もあります。持ち家の住居手当の廃止についてと、借家分について、どのくらいの方が受給されているのかを伺いたいです。

○**永留秀一総務課長** 住居手当のうち持ち家に係る住居手当につきましては、廃止をするという方向で平成22年度中に職員団体と協議を行ってまいりましたけれども、協議が整わなくて、22年度中の廃止が実施できなかったというのが現状であります。引き続き協議を行いまして、23年度中に廃止をする方向で協議したいと考えております。

それから、今、質問のありました借家に係る部分については、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、お答えできません。

○**7番禰占通男議員** 通勤手当ですが、これは国も認めているところだとは思いますが、枕崎市は、これは1年生の私たちなんか教材としてもらった中にも何冊かに書いてありましたが、東

西12キロメートル、南北10キロメートル、庁舎の位置は大体南へ偏っていますが、程よい場所にあると思います。駒水まで約、入り口ですが、9.5キロメートル、そして、木口屋6.5キロメートル、界守まで7キロメートルです。大塚あたりまで4キロだと思います、この庁舎から。職員としては、私は市内に居住するのが当たり前だと思っておりますが、中にはそれもないという人もいるでしょう。この狭い枕崎市では、私は手当は不要と思います。平成21年度からは2キロ未満が廃止になり、約180万ほどの差額が出たとのこと。国の制度の変化でそうなったのか、またそのとき全廃すべきではなかったかと思っております。いずれにしても、特別な事情、特別な職務を除き、通勤手当を見直してはどうでしょうか。

○永留秀一総務課長 通勤手当は通勤のため交通用具を使用して通勤することを常としている職員に対して、現在は2キロ以上の通勤距離がある職員に対して支給をしておりますが、国や他団体でも支給をしているところであり、必要な手当だというふうに考えております。

2キロ未満の支給の廃止につきましては、国も2キロ未満には支給していないということも踏まえて、平成21年度に見直しをしたわけですが、今後も国と支給基準が違う部分がありますので、国どおりの見直しについて検討していきたいというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 もう一つ、宿舎があるのに通勤しているという、こういう話も聞いたんですが、いかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 具体的にどういう事例なのか、ちょっと教えていただければ答えられるんですが。

○7番禰占通男議員 多分、鹿児島からの通勤だと思うんですけど。言ってもいいですけど。そういう例があるそうです。

○永留秀一総務課長 通勤手当を支給する場合には、本人からどういった交通経路で通勤しますという届けが来まして、申告で10キロなら10キロとかいう申告が来るわけですが、申告どおりに払うというわけではなくて、総務課の係のほうで実際にその通勤路ですね、それが一番妥当な経路なのか、それも含めて長さも測って、それで認定をして支給するという調査を厳密に行っておりますので、そういうことはちょっと考えられないと思います。

○7番禰占通男議員 この条例・規則は市長が別に定めとなっておりますので、一層の改善をお願いします。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時14分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○2番立石幸徳議員 通告いたしました主題に基づき、一般質問をいたします。限られた時間がありますので、的確な答弁を最初をお願いいたします。

水産庁は消費者に対し、安心・安全な水産物を提供するために、漁港の高度衛生管理を目指しておりました。水産物の高度な衛生管理体制の基本的な考え方や、施設整備の内容について、本年4月27日、長崎漁港と枕崎漁港の整備計画を策定し、公表いたしました。

枕崎漁港につきましては、平成20年におきまして全国第10位の水揚げ金額を誇り、南九州最大の水産物流通拠点として位置づけられております。基本計画は、想定総事業費約20億円で、平成23年度、本年度から平成27年度までとなっております。基本計画は、枕崎漁港における陸揚げ金額の約6割を占める冷凍カツオを取り扱う岸壁と、その背後の荷捌き所を対象に衛生管理を導入するようになっております。

この高度衛生管理計画の基本方針と、現在の枕崎漁港の問題点、そして、今後の枕崎漁港の整

備計画は、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今回水産庁が公表いたしました、枕崎漁港の高度衛生管理基本計画案は、消費者の食の安全性に対する関心が高まっている中、水深9メートル岸壁と高度衛生管理型荷捌き所100メートルを一体的に整備しようとするもので、整備期間は平成23年度から平成27年度までです。なお、岸壁整備を含む事業費は、約20億円と見込まれています。

枕崎漁港では、現在冷凍カツオ等が水揚げから搬送までの間に異物混入や粉じん、車両等の排気ガス、細菌の付着、雨や直射日光等による鮮度の低下、場内排水の適正処理など、多くの衛生的課題がありますことから、荷捌き所入り口で消毒するとともに、人や車両の入場を制限し、場内の清潔保持を徹底してEUなど諸外国への輸出を視野に入れた高度な衛生管理体制を構築していくこととしております。衛生管理に対応した岸壁と、荷捌き所を一体的に整備することによって、大型海外まき網船がいつでも入港でき、水揚げ待機をなくするとともに、水産物の品質低下防止や安全性向上に伴う浜値向上、並びに枕崎かつおぶしやDHA牛乳、カツオの頭部というようなことですが、それら本市水産業への経済波及効果が見込まれております。

○南田敏朗水産商工課長 ただいま市長のほうから高度衛生管理基本計画について答弁していただきましたので、私のほうからは、枕崎地区の特定漁港漁場整備事業計画につきまして……、（「それは後で聞きますから、聞いた範囲で答弁してください。それにはまだ入っていませんので」と言う者あり）

○2番立石幸徳議員 今、水産課長から出された県のほうの特定漁場計画については後もって通告してございますので、先走って答弁をしていただかなくて結構です。

今、市長から高度衛生管理計画の概要といいますが、大まかな内容の説明がございました。ただもう少しですね、この市民の前に、今度のこの漁港整備がどういったかたちで具体的にイメージできるのか。漁港整備に当たりまして、極めて大きな本市の漁港にとりましても画期的な整備計画ですので、詳細にわたってですね、掘り下げてお尋ねをさせていただきます。

市長のほうから、現在の枕崎漁港の問題点も幾つかは出されました。ただ、今度の衛生管理計画を策定するに当たりまして水産庁のほうも、長期間にわたって本市漁港の調査研究をされているようであります。市長が簡明に説明をいただきましたこの本市漁港の現在の問題点。この点について、今度の計画をつくるに当たってもうちょっと詳細に、どういった問題があったのかですね、担当課長のほうにお答えいただきたいと思っております。

○南田敏朗水産商工課長 問題点につきましては、地域の協議会の中でも協議をされているところでございますが、水産庁が公表しておりますホームページの中でも公表されているところでございまして、今、市長のほうからもございましたとおり、荷捌き等の異物混入等の懸念ということでございます。今、枕崎で冷凍カツオ等を水揚げする場合には落とし台というところにまず1回網等で、クレーン等で引き上げましたものをおろすんでございますが、それが木の受け台になっております。木製の受け台でございまして、木片が混入する等の可能性があるということで、木製の受け台については、今後改良の余地があるということ。それから、木製であると細菌の付着も非常にしやすいということで、これは木製以外のものにかえようということで検討をしているところでございます。

それから、ベルトコンベアやトラック等の積み込み等で、積みかえ時にパレット等から床面に落下する場合があって、砂や石の異物混入があるということで、そこらについても避けなければならないということがございます。

それから、既存の荷捌き所は壁がない状況でございまして、見ていただければわかると思いますが、鳥獣、特に鳥が自由に入ってきて、ベルトコンベア等、機器類にふんを落としたりということで、それが魚体にかかったりする可能性があるということで、これが問題の1つでございま

す。

それから、荷捌き所への人の侵入、車両の進入でございます。これにつきましても、今は車両や一般の人が自由に入ることができる環境でございますために、これも壁等を設置して自由に入りにくいようにすること。それから、車両運搬やフォークリフトのタイヤの汚れを落とすために1回車両が浸かるだけの殺菌槽をくぐっていただくとか、人が入る場合にはその殺菌槽を1回通っていただくというようなことの問題があります。

それから、先ほどありました雨風、直射日光による鮮度低下の問題がございますので、これにつきましても、一部青物のところでひさしを設置してありますけれども、これについても、冷凍カツオ等の搬入に適したひさし等の設置等が必要だということで、鮮度低下等を防ぐ手だてが必要であるということでございます。

それから、排ガス等でございます。現在使用しているフォークリフトにつきましては、作業場でもガソリンのフォークリフトでございまして、排気ガスが、先ほど市長のほうからもございましたとおり出まして、これにつきましても、製品である冷凍カツオに付着する可能性が高いということで、これにつきましては、電動のフォークリフトに返ってはどうかということで検討しているところでございます。

泊地の保全、排水の適正に関する問題につきましては、現状では今出ております排水等については、直接海のほうに流しているところでございますけれども、これについても今後適正な処理をした後に排水するというようなことを考えて衛生管理をやっていかなければならないということでございます。

そして、最後にソフト的なことでございますけれども、荷捌き所内の作業員の皆さんの衛生的な考え方をもう少し高度に認識をしていただくということで、問題点として指摘をされていて、改善点として取り組んでいかなければならないというふうに指摘を受けているところでございます。

○2番立石幸徳議員 まあ、少しずつ課長説明にありましたように、今回の荷捌き所ですね、イメージがどんどん明確になっていくんですけども、今までの本市の漁港とは相当変わったといましようか、かなりの衛生管理がなされる荷捌き所。今の荷捌き所からは、とてもじゃないけど想像できないような、例えて言うならば、給食センターのプラットホームにいろんな運送車が横づけされまして、そして、いろんな冷凍カツオ等が荷揚げをされると。おおよそそういったイメージの荷捌き所になっていくんじゃないかと思うんですね。

この対応策として水産庁のほうでも出されておりますが、当面、衛生管理上の問題を解消するための意識向上、そういった面も含めてですね、衛生管理の組織を設立する必要があると、運営体制としてですね、出されているようであります。具体的には、市場関係者の生産者の方々、あるいは仲買の方々、加工業者、荷役の方々、運送業者、こういった漁港の業務にかかわる方々を網羅したこの衛生管理の組織を立ち上げる必要があると。この取り組みは、現段階ではどういうふうになっているんですか。

○南田敏朗水産商工課長 新しい衛生管理型の荷捌き所ができた後の管理体制については、未着手のところでございます。

○2番立石幸徳議員 それから、そのハード面ですね、確認をさせていただきたいんですが、まずこの事業主体。ここは、鹿児島県が事業主体になるというふうに確認しとっていいのかわですね。それからこの、後段の県のほうの特定漁港漁場整備とも関連するんですが、この水産庁の衛生管理の計画ではマイナス9メートル岸壁が100メートルというかたちで位置づけられているんですよ。将来的にこの100メートルの1バースということになっていくのか。

それからあの、これも割と画期的なことですが、課長の説明にもありましたフォークリフトを電動のフォークリフトにかえると。排ガスを一切場内から撤去させると。こういった面の設備に

当たっては、フォークリフトの所有者といいたまいますか、どこに帰属するのかですね。このハード整備にかかわる面ではどういったふうに理解すればいいのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○南田敏朗水産商工課長 まず1点目でございます。高度衛生管理型の荷捌き所につきましては、現在までの通常の荷捌き所ですと、漁協さんが事業主体となって整備したところでございますが、新たな衛生管理型の荷捌き所につきましては、県のほうに直接整備をしていただくということで話が調整されているところでございます。

それから、マイナス9メートル岸壁と一体的な整備ということで、3分の2の助成事業ということで国が位置づけておまして、これにつきましては、岸壁そのものは、9メートルを200メートル整備しようとしているところでございますが、現在のところ一体型で整備するのは、水深9メートル、100メートルで衛生管理型を整備していくということでございます。あと100メートルにつきましては既存の施設がございますので、これにつきましては、新たに高度衛生管理型の荷捌き所に変える必要がございますので、これについては今後、県等とも調整してどういうやり方がいいのか調整していく必要がありますので、今回の高度衛生管理型の基本計画からは外しているところでございます。

それから、フォークリフト等でございますが、これにつきましては水産庁の考え方でございますと、動くものにつきましては、助成対象外ということでございますので、フォークリフト等の機器類については、使用者である枕崎市漁協さんのほうに整備をしていただいて、所有も漁協さんのものというふうに基本的に考えているところでございます。

○2番立石幸徳議員 そこで課長が言われましたように、従前から海まき船の大型船760トン型ですね、これがどうしても水深マイナス9メートルないと、水深がですね、9メートルないと入れないということで、長さが今度の水産庁の計画では、一体型として100メートルなんだけれども、最終的には県の事業に乗せて200メートルになろうかと思うんですね。要は、この次の項目にも入りますけれども、鹿児島県のほうの枕崎地区特定漁港漁場整備事業計画、この計画は平成30年度までになっております。23年度から、本年度からですね。総事業費が、36億1,000万というかたちで発表されております。この県の計画は、最初にお尋ねをしました水産庁の高度衛生管理計画を包含したかたちでなされていくわけなんですけど、県の計画のほうも明確にさせていただいたんですが、県の計画ではですね、水産庁の衛生管理の計画にどういったものがつけ加わっていくのかですね。それから、総事業費が36億というような、本市にとりましては非常に大規模の事業ですが、この部分の負担金。3月当初の施政方針にも出まして、衛生管理型の国庫補助率は3分の2。しかし、県のこの事業は従前の漁港整備でいきますと、2分の1補助というように補助率が変わってくるわけですね。こういった面も精査しまして、一体その36億1,000万のうち本市負担金は幾らになるというふうに予測がされるわけですか、お尋ねをいたします。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎地区の特定漁港漁場整備計画につきましては、今、議員のほうから県がと申しましたけれども、これにつきましては、水産庁のほうで策定をするということで、漁場整備法でもなっております。事業計画案につきましては、平成23年の4月28日から5月18日まで水産庁と鹿児島県庁、漁港漁場課でございますが、枕崎市役所水産商工課において縦覧に供されたところでございます。事業計画案については、今、御指摘のありましたとおり平成23年度から平成30年度まででございます。総事業費も御指摘のとおり、36億1,000万円ということで計画をされています。

事業内容につきましては、今、御指摘のありました水深9メートル岸壁と高度衛生管理型の荷捌き所の一体的整備のほかに、それに付随する航路と泊地のしゅんせつ。それから、水深6メートル岸壁と水深4.5メートル岸壁の係留施設の改良、漁港施設用地の改良等が含まれているところでございます。

本市の負担金につきましては、36億1,000万のうち30年までの8年間で、2億9,300万程度と

見込まれているところでございます。

○2番立石幸徳議員 この本市負担金についてはですね、従前から国の直轄事業の県負担分をなくするというような動き、あるいは、県営事業に係る市町村負担金をいろいろ考慮するというようなことで、幾度か質問もさせてもらいましたが、本市がこういうかたちで2億9,000万余りの負担金が予測されるんですけど、この負担金のあり方については、その後何か動きがあったわけなんですかね。

○南田敏朗水産商工課長 負担金のあり方につきましては、事務費につきましては対象外ということでございまして、事業費だけにつきましては地元負担も考慮しながら整備していくというところで、その後新たな進展はないところであります。

○2番立石幸徳議員 進展はないということですけど、やっぱり継続的にですね、こういった時流からいきますと、当然ながら大きな港をつくるのに、なぜ地元が負担をしなければならないかという、そういった根拠もかなり私は薄れている部分もあると思うんですよ。ぜひ、継続的にこの取り組みもやっていただきたいと思います。

次の項目に入らせていただきます。昨年の9月議会におきまして、私、一般質問の中でですね、本市職員の年度途中における人事異動について質問をさせていただきました。これは、昨年7月ごろ発令されました、水産商工課参事職の異動の件でございます。そのときの人事異動の目的についてですね、年度途中でなぜこういった異動がなされるのかという私の質問に対して、副市長のほうから、お魚センターの損失補償にかかわる業務をいろんなかたちで取り組んでいただきたいという説明でございました。本年4月1日からまた、水産商工課参事職が出されているわけなんですけれども、今回の水産商工課参事職の職務内容といいたいまいしょうか、これはどのようになっているんですか。

○永留秀一総務課長 水産商工課の参事職の職務内容ですけども、参事にはお魚センターの業務担当を命ずるということで、市の責務として、第三セクターであるお魚センターの指導・監督を行うため、水産商工課長と協力をしてお魚センターの業務の指導監督を引き続き強化して行っていくということを目的として発令をしたものであります。

○2番立石幸徳議員 お魚センターの指導・監督をしていただくという説明ですよ。私、幾つか理解でき得ない部分があるので、この点も少し掘り下げて答弁をいただきたいのですが、まず第三セクターへのこの関連職務という点で、過去幾つかの判例が出されています。その判例についてが当然担当課のほうでは承知されているものと思うんですが、こういった判例があるのか、御紹介をいただきたいと思います。

○永留秀一総務課長 判例が何年でどういうことというのは、ちょっと手元に資料がありませんが、大まかに言いますと、専ら第三セクターの業務に従事することを例とする場合には、給与の支給が不当支出に当たるということでそのような判例が出ているということは、承知しております。

○2番立石幸徳議員 そうしますと、本市の水産商工課参事職は、お魚センターの指導・監督というわけですが、専らその今、総務課長の説明にあった、三セクの業務には当たらないという理解のもとに、職務命令というか、職務内容を発令していくと、こういうことになるんですかね。

○永留秀一総務課長 専らお魚センターの業務に従事するというを前提としているわけではなくて、出勤自体も水産商工課に出勤をして、お魚センターに行くときには指導・監督というかたちをとるわけですが、職員に対しての指導・監督がよりの確にできるように自分自身がお魚センターの業務の研修として業務を行う、業務の一部を行うということは例としてはあると思いますが、それが専ら従事するというにはならないと、あくまでもお魚センターの指導・監督の一環として行っているというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 よく理解できないんですよ。言葉尻をとらまえることじゃないんですけ

ど、私自身も基本的にはお魚センターが隆々と枕崎の観光面、あるいは、いろんな水産振興であるべき施設としてきちっとやっていただきたいという気持ちは持ち合わせているわけなのですが、その運営のあり方です、いかがなものかということはどうしても感じざるを得ないからこういったお尋ねをしているんですね。

市職員がですね、基本的にお魚センターの指導・監督をする必要性というのは、どこにあるんですか。つまり、お魚センターには当然ながら株式会社ですから、その経営に携わる取締役会、取締役という経営陣がおられますよね。そういう中で本市職員がですよ、お魚センターの指導・監督をしなければならないということ自体が私はちょっと理解できないんですが、この点について御説明をいただきたいと思います。

○地頭所恵副市長 お魚センターにつきましては、本市が出資し、過半数を超える額を出資している団体でございます。その上、昨年議会におきまして損失補償もお願いをし、御承認をいただいたところでございまして、そういう損失補償を行っている立場からもこれまで以上にですね、お魚センターの経営状況につきましては、十分に市としても把握をしながら指導を強めていく必要があるというふうに考えておりました、その一環としまして参事職をお魚センター業務担当として発令をし、そういう業務に当たっているというところでございます。

○2番立石幸徳議員 副市長の説明ですけどね、私、別に副市長に変に絡む気は全然ないんですが、以前、その県の市町村課におられた、市町村を指導する立場の答弁・説明とは思えないんですね。

市職員がですね、純然たる民間会社、本市で申しますと、焼酎会社とか水産会社にですね、行って仕事をする。これは自明の理としてでき得ませんよね。ただ第三セクターといえども、株式会社ですよ、市のほうから総務課長が言ったように給与をもらいながら勤務する、働くというようなことがどうなのかということを確認してほしいから、きちっとお尋ねをしているんですよ。それで、先ほど総務課長のほうが判例については、持ち合わせていないということですが、私のほうでちょっと調査をしまして、過去この第三セクターにですね、市が職員を派遣、あるいは職務専念義務の解除の問題もございまして、いずれにしても、これは訴訟になって第三セクターへの職員をどうするかたちでやるかということ、最高裁まで争われてきちっとした判決が出されているわけですよ。

三セクでなくてもですね、例えば、その茅ヶ崎市。これは、平成10年4月24日判決。最高裁の判決ですね。茅ヶ崎市で商工会議所のほうに市の職員を、その茅ヶ崎市の商工業の振興のためにということで派遣をしたと。これは違法判決が出ております。その判決文の中では、商工会議所の実際の業務内容がどのようなものであって、それが市の商工業の振興策とどのような関連を有していたのか、具体的な職務内容がどのようなものであったということをはっきりさせなさいと。

あるいは、埼玉県の上尾市。市のほうで職務専念義務を免除する措置をとらないまま派遣したことは、地方公務員法第35条に違反すると。今回の場合は確認いたしますが、この職務専念義務はどういう取り扱いになっているんですか。

○永留秀一総務課長 職務専念義務は、水産商工課に勤務をするということで職務専念義務がございまして、お魚センターの業務担当を命ずるということで職務専念義務の免除というかたちはとっておりません。業務担当を命じております。

○2番立石幸徳議員 ですから、三セクの仕事をですね、本市職員がどういう関連性を持って、きちっと法に抵触しないかたちでなされることのできるのか。これは当然、参事職を発令する前に担当のほうで整理されたんじゃないですか。どのような整理が行われて、本年4月1日からの水産商工課参事は職務命令に至ったのか、説明をいただきたいと思います。

○地頭所恵副市長 議員のほうから御指摘がございましたように、第三セクターであったりとか、

一般の株式会社、そういう民間企業に対して、直接的に派遣をし、その業務に当たらせるということになりますと、当然、その専らその業務に当たるということになりますから、そういう法的な問題も出てくる可能性があると考えておりますが、今現在の参事の派遣につきましては、お魚センターの業務担当ということで、水産商工課の参事として指導・監督に当たるという位置づけで発令をしているところでございます。その背景としましては、出資者であること。それから、損失補償をしているという市の状況がございまして、御指摘のような問題を指摘されるような考えもございましては思いますが、私どもとしては、そういうかたちでお魚センターの指導・監督等に当たることについてはですね、市民の皆様方の御理解もいただけるのではないかとこのように考えているところでございます。

○2番立石幸徳議員 市民の理解云々の前に、法的な、法制上の問題を私は聞いているわけですよ。市民が理解する、しないと言って、市民にそのことを問いましたか。私どもがこうして議会で質問をして初めて説明になっているんですよ。ですから、いろいろな判例にもありますように、現在の水産商工課参事職のお魚センターにおける具体的な職務内容ですよ。何をされているんですか。指導・監督と言われましてもね、なかなか簡単に理解できないですよ。市職員が第三セクの指導・監督なんか私はする必要はないと思いますね。株式会社ですから、当然それは経営をする立場の人がちゃんとすべきですよ。もうちょっと明確な答弁をお願いします。

○永留秀一総務課長 お魚センターの指導・監督を行うという背景は、先ほど副市長からも答弁がありましたように、損失補償を行っているということに加えまして、お魚センターの経営状況をやはり改善していかないといけないという大きな目的がありまして、その経営改善のためにお魚センターの職員に対して指導を行っているというところでありまして、総務省の出しました指針の中にも経営改善のために、第三セクターの指導・監督を行っていくべきであるという趣旨にも合致しているというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 総務省指針に職員との関係では何も出ていませんよ。どさくさに紛れてですね、総務省なんかを持ち出したら私は……、総務省指針は私は何十回と読みましたよ。確かに17日の最終日にもですね、このお魚センターの経営実績については、また触れる機会があります。昨年度、22年度がですね、損失補償にかかわらず、また996万ぐらい、約1,000万近い赤字になっていますよ。確かに本市としても、これはある意味で看過できないということはわかります。ただ法制上はですね、先ほどのいろんな判例から出されていますように、第三セクであっても土地開発公社。100%出資の行政が、自治体出資の土地開発公社等については、まさに業務の内容がですね、その地方公共団体の事務とまったく同一のものであると。同視でき得る場合には土地開発公社等の業務は、市職員であってもできるんですよ。そういった判決になっています。

しかし、お魚センターについては、出資者、出資者と言われていますが、本市だけが出資しているんじゃないんですよ。関係業界も、ここで改めて言いませんけれども、漁協さんを初め出資をしているわけである。どうもその4月1日からの発令につきまして、きちっとその参事職を、お魚センターの指導・監督をするに当たって明確な政治がなされていないと思うんですよ。

これはもう、繰り返しになるかもしれませんが、その現段階での参事職発令のきちっとした根拠を、この件については最後にお尋ねをしておきます。

○地頭所恵副市長 こちらの答弁につきましても繰り返しになって大変申しわけございませんが、私どもとしましては、市の責務として第三セクターのお魚センターを指導・監督するという位置づけで参事の仕事に位置づけて参事発令をしております。ですから、専ら第三セクターの業務に従事すると、直接的に従事するという趣旨ではなく、そういう指導・監督という趣旨での参事職の発令として位置づけて発令しているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○2番立石幸徳議員 この件については、最後にですね、意見だけ申し上げておきます。

かつて本市も社会福祉協議会にですね、きちっと給与の配分割合まで条例を策定しまして、派遣をいたしました。これは、間違いなく公益法人等の法律にのっとり、そしてまた、本市で条例をつくり、給与の配分まできちっと明確にしたうえで公益法人にですよ、公益法人なら可能なんですよ。職員が行って社協のいろんな整理といいましょうか、あるいは建て直しといいましょうか、そういうことに携わったことがございます。しかし、このお魚センターについてはですね、株式会社なんです。その辺は、もうちょっと明確に整理しとっていただきたいと思います。

次の、災害の関係で質問をさせていただきます。昨日から去る3月11日の東日本大震災を受けての枕崎市の防災計画見直し、これはどうなっているのかという多くの議員さんの質問も出されているようでありました。当局のほうでも、原発や津波対策などいろんな具体的な対応策も出されたかと思いますが、この本市の防災計画の見直し、これは見直した結果を、いつの時点できちっと整理されて、新たな防災計画というのが定められてくるんですか。

○永留秀一総務課長 平成23年度の地域防災計画の見直し作業につきましては、県においてですね、地震想定あるいは津波想定の見直しができるというふうに聞いております。それを受けて、薩摩半島域でどのような災害想定になるのか、それを県と協議をして見直し作業を行っていくということになっていくと思いますので、それに合わせて本市の避難所の見直しでありますとか、津波の避難・誘導、あるいは津波の際の避難場所の設定、そういったのもあわせてしていきますので、いつという時期は、ちょっと今の時点でははっきり言えないところであります。

○2番立石幸徳議員 これだけですね、いろいろと論議があるにもかかわらずですね、まあそれは県は県で当然見直すでしょうよ。これは県に限らず、中央防災会議も見直すようになっていんですよ。3月議会では、本市防災計画の見直しはいつするのかという、予算委員会での質疑に対しましてですね、総合防災訓練までにはやりたいという説明もちゃんと会議録に残っているんですよ。

そうしますと、県の見直しはいつごろになる予定なんですか。

○永留秀一総務課長 県の見直しがいつごろになるのかというのがはっきりわかっていないところでありまして。それから、3月議会で9月に避難訓練を行って、それに合わせて防災計画の見直しを行うと申し上げましたが、一部の津波対策の見直し作業は行って見直した内容に沿って防災訓練は行おうと考えていますが、全般的な防災計画として冊子になっていくのは、9月にはちょっと間に合わないんじゃないかと思っております。申しわけありませんが、時期については、今ははっきり言えないところであります。

○2番立石幸徳議員 それから条例上ですね、この地域防災計画は、枕崎市防災会議で作成をするわけですね。この防災会議は、最近開催というか、開かれているんですか。

○永留秀一総務課長 防災会議は、水防会議とあわせて、地域防災計画を見直す際に毎年行われているんですけども、今年度は、ただいま申し上げたような事情で防災計画の見直し案がまだできていないという状況でありますので、その見直し案ができた段階で招集をして会議を行っていくということになります。

○2番立石幸徳議員 いろんなですね、防災対策上の具体的な見直しといいましょうか、昨日からも出ているようにですね、避難所の見直し、あるいはその海拔のいろんな表記、個々いろいろありますよ。ただ私、その一番ベースになるといいましょうか、手続の面でですね、非常にあやふやなことを感じられてしょうがないんですよ。総務課長が言われましたように、県に限らずですね、国のほうでも各地域の防災計画というのは御承知のように災害対策基本法に基づいておりますので、この中央防災会議におきましても新たに地震・津波対策に関する専門調査委員会をつくっておられます。本市においても昨日から明らかになりましたように、これまでの地域防災計画に地震、特に津波対策が欠けていたと。欠落していたということは、説明にあったわけですね。この部分を本市におきまして、この条例に基づきまして地震・津波対策の専門委員を防災会

議の委員として任命する考えはないのか、この点をお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 鹿児島県の地域防災計画の地震・津波の想定はですね、県内で5カ所程度の大規模地震を想定しているんですが、その際に津波が発生するのは、それぞれ起きた地域を中心として薩摩半島では津波は発生しないという現在の想定になっているわけです。本市の地域防災計画でも津波対策が非常に不備であったという事実は否めないわけでありませけれども、その津波対策につきましては、県の防災計画あるいは想定をした地震・津波の想定を、県のほうと協議をして対策をとっていきたいと思っております。必要とあらば、市の防災会議の委員にというの考えられなくはないですが、市のほうで専門的にそういった地震・津波対策の分析とかしていくんだったら必要であろうと思っております、そこら辺についてはちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

○2番立石幸徳議員 総務課長が薩摩半島で津波が発生しないという前提というのか、想定なんだと。とんでもないことじゃないですかね。だって、この間の3月11日の発生を市内に防災無線で「津波が来ます」と言っていますよ。私は、松之尾の高台でずっと見ていました。漁港の漁船がずっと沖に避難というのか、出て行きましたよ。そんな県自体がですね、そんなものが発生することを想定していないなんていう中で、津波の対応を防災無線で流すというのも非常に矛盾しているじゃないですか。

それからですね、時間の関係でちょっと急ぎますが、災害対策ではいろんな対策が大事なんです、まず一番目に最優先の対策は、情報収集あるいは情報の伝達だと思います。これは私が素人考えで言うんじゃないくて、本年1月私ども市議会議員毎年、年に1回研修会がありますが、本年の1月の研修会は、山村武彦さんという防災の専門家の講演でした。この方が、火事であろう、何であろう、災害で一番大事なのは情報だと。まず、火事が起きたときに何をしなければならぬかといったら、大きな声で「火事だー」ということを言いなさいということなんです。私は、今回の東日本の大震災におきましてもですね、非常に残念だと思う情報が1つ個人的にも持ち合わせております。それは、3月11日が午後2時46分東日本大震災ですが、実は2日前、3月9日の午前11時45分にまったく同じ宮城県沖でマグニチュード7.3の地震が発生しました。私はこの3月9日の地震の報道を鹿児島でたまたまテレビ報道を見たんです。マグニチュード7といってもかなり大きな地震。最近、あの地震は11日の地震の前兆だったんじゃないかと私はしきりに申し上げていましたところ、6月2日付の南日本新聞、「大震災警告可能だった」という記事が出されました。私はこの記事を見て、非常にあの3月9日のマグニチュード7の地震がもうちょっといろんなかたちで報道されていて、そしてその対策がなされていけば、かなり結果は違ったんじゃないかと、いまだに悔しい思いをしております。

この3月9日に地震は、東北大学の林野教授によりますと、3月11日の前触れ、前身であったということを紹介するのですね、いかに災害時において情報というのがかなりのウエイトを占めるかということなんです。日本の気象庁における津波予報は、地震発生後2分以内で発表できる体制となっているらしいです。その迅速性と信頼性では、世界トップの津波情報ということになっているのですが、こういったものを持ち合わせているにもかかわらず大災害となったわけですね。そういった面でちょっと細かくなりますが、昨日の清水議員の本市の防災無線の聞こえる、聞こえないといったことについて総務課長はですね、聞こえないというのは聞いているけど、聞こえない場所をよく調べていないというような答弁なんかですね、あつてはならないですよ。これは早速どこが聞こえないのか、ちゃんと調べていただきたい。

最後の質問に入ります。これも本日の報道にも出されておりますが、今後、地方公務員の給料あるいは勤務時間、こういった労働条件を人事院勧告を廃止いたしまして、労使交渉でもって決めるという総務省案が報道をされております。この経過は、時間の関係で省略いたしますが、今ま

です。ずっと1948年の人事院勧告制度創設以来やってまいりました、この国家公務員あるいは地方公務員の給与や勤務時間を決定する際にですね、その大きな改革ともいえるべきその法案が2つ出されています。これは去る6月3日の内閣不信任案の明くる日の閣議におきまして、閣議決定がされているわけです。私どもの手元に届きます全国市議会議長会の旬報、この最新号にも市議会議長会の意見も掲載されておりますが、いずれにしても、今後この労使交渉でもって公務員の給与あるいは勤務時間を決めるとなると、いろんな影響が考えられます。こういった点については、当局は今の段階でどういった把握をされているのか。あるいは、どういった影響が出ると考えているのか、お尋ねをいたします。

○永留秀一総務課長 公務員制度改革の前に、先ほどの私の答弁に若干不備がありましたので、申し上げますが、現在の県の防災計画の中で、県の近海で想定される地震によっては津波が起きないという計画になっておりますので、見直しをしていかなないと県が認識をしているということをおし上げておきたいと思っております。

それから、公務員制度改革についてであります。国家公務員につきましては現国会に法案が提出されております。地方公務員につきましては、きょうの新聞にもありますように、総務省の改革案というのが公表をされております。地方公務員の改革案につきましては、関係者の意見を聞いた上で関連法案を国会に提出をする方針だということでありましてですね、現時点で本市について事後的労使関係の制度でどのような影響が出るのか、そういったことはまだ把握ができていないところであります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○12番沖園強議員 皆さんこんにちは。質問に先立ちまして、東日本大震災で罹災された皆様に哀悼の意と心からのお見舞いを申し上げます。

本日最後の質問者となりました。大変お疲れのところでございますが、1時間のおつき合いをお願い申し上げます。

大変申しわけございませんが、通告の1番目の「19年度の給与改正以降2年で」というところを「18年度の給与改正以降3年間で」と御訂正方をお願いして質問に入らせていただきます。

バブル経済に踊り、放漫経営を続けた国や地方を取り巻く行政の環境は、本市に限らず、ほとんどの町において財政難に陥り、まちづくりの予算が確保できない実態でございます。

とりもなおさず、本市の平成21年度決算は、経常収支比率が98.3%でございました。その本市の経常収支比率98.3%が意味することは、経常経費充当一般財源約62億の1.7%に当たる8,000万円程度が余裕財源、すなわちまちづくりのお金は8,000万円しかないということの意味をいたしております。そのような財政状況の中で、補助をしてください、あるいはいろんな事業をやってくださいと、市民の要望は数多くございます。しかし、本市の現在の実態は、国・県の補助事業の地元負担金はおろか、福祉対策を初め、自由に使えるまちづくり、市単独事業の予算はわずか8,000万円しかない。依然として厳しい硬直した財政運営が強いられています。

過去に、その経常収支比率が98%程度で、まちづくりの予算が2億程度しかないころ、市が負担しなければならない地元負担金が1,000万円の、ある地域の体育館建設の補助事業について、「市の予算は120億だ、わずか1,000万ぐらいの地元負担金は簡単だろう」と発言した方がありました。その方が市の一般財源の余裕は2億しかないことを知って発言したのか、知らずに発言したのか、その真意はわかりませんが、わずか1,000万と発言したその方の財政についての認識

に啞然としたことがありました。

今回の選挙で私は、議会のチェック機能による行財政改革によってまちづくりの予算は確保できる。政治の基本は、行財政改革であると訴えてまいりました。その行財政改革についてただしてまいります。

折りしも先ほども出ましたが、本日の南日本新聞報道は、総務省が労使間の協約締結権を盛り込んだ地方公務員制度改革案を国会に提出することが判明したと報道いたしました。その内容は、現在の人事院制度を廃止し、地方公務員の勤務条件は、地方自治体と労働組合の労使交渉で決めるとしたものであり、今後ますます地方議会の果たす役割、チェック機能が重要なことになっていく制度改革の原案となっております。

そこで私は、今回の通告で前の質問者と多々重複した点は割愛させていただきまして、行財政改革についての質問を若干掘り下げてお尋ねすることをお断りして本題に入りたいと思います。

平成18年に、公務員の給与制度改革があり、職員の給与に関する条例が改正され、給料表や規則の級別標準資格表等が新しく切りかえられました。その切りかえによって、元の級別標準職務表で6級と7級に格付されていた特に長期の経験と高度の知識を有する係長は、新しい級別標準職務表の5級に、元の標準職務表の6級に格付されていた職員は、新しい職務表で4級に格付されて、改正された新給料表で給与を支給することになりました。その条例改正の目的は、公務員の厚遇措置であると指摘されていた不適切な給与制度の一斉昇短。また、わたりを是正し、職員の勤務評価によって昇格昇給を行う勤務評価制度の導入であったと思います。その改正された給与制度において、級別標準職務表で係長、参事補に該当する5級に格付された職員は、平成19年1月1日現在56名でございました。ところが、翌年の20年1月1日は66名に、さらに22年1月1日には76人へと19年度から21年度のわずか3年間で係長・参事補に該当する5級在職の職員が20名もふえております。そのような予算書での結果報告となっております。

まず初めに、なぜこの3年間で20名を5級に昇格した結果になったのか、お伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 議員が今、述べられたようにですね、19年から22年度までの3年間で20名、5級の職員がふえているようであります。平成18年4月の給与構造改革の実施に伴って、職務・職責に応じた号給への転換が行われたわけですけれども、それまでの給料表の職務の級を整理して、級ごとの役職を位置づけたわけでありまして、具体的には、7級が統括課長、6級が課長、5級が係長・参事補の級として位置づけたわけですが、その結果、20名、5級職がふえていると。この理由としましては、5級に参事補の配置を行ったことによる増であると思われまして、参事補は、係長と同等の職で、係内で係長の業務を補佐する役割を担いますが、参事補を各職場に配置した理由としては、定員適正化計画によって人員削減を行う中で、各職場で人員配置の減があったとしても行政サービスを維持する必要があったと。さらに、一定の経験を有する職員を特定分野の専門家として活用することにより、組織の円滑な運営と行政サービスの水準を高めることを目的としたものであると、当時の資料にはこう出ております。

○12番沖園強議員 職員の定数適正化と。その中で係長を補佐するというような説明だったのですが、スタート当時ですね、19年度56人からなぜ……。定数は適正化されて40名程度減ってきたんですけど、職員定数はですね。なぜ、ふやさなければ、参事補にしなければいけなかったか。そこが私、どうも理解できないんですよ。例えば、給与に関する条例第4条の第1項なんですけど、職員を昇格させるには昇格させようとする職務の級に定数の欠員があり、これを補充する場合であって、かつ昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとするということなんですけど、ここで規定されている、先ほど市長は行政サービスを維持するため一定期間の職歴のある職員を参事補として昇格させたということなんですけど、その定数に、係長・参事補の定数に欠員が生じたのかどうか、どう何ですか。

○永留秀一総務課長 職員の給与に関する条例第4条第1項には、御指摘のような規定がありませんけれども、同じ条例の第3条第3項に、市長は予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、または改定することができるとの規定がありまして、本市においては、組織や職員の配置を柔軟に行えるように従来から級別の定数は定めていないところであります。職員を昇格させようとするときには、その昇格をさせようとする職務の級に適しているかどうか判断し、適していると認めた場合には初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則によって昇給に必要な在級年数を満たしている場合に昇格を行っている、という状況です。

○12番沖園強議員 まさしくそういった規則、附則等になっているんですけどね、今、的確に御答弁なさっていないんですけど、その予算の3項を持ち出してですよ、予算の範囲内だと、そうならば際限なく役職をふやしていけるんじゃないですか。なぜ、定数を定めないのか。では事務が滞ったのかということになっていくんですが、その辺はどう何ですか。

○永留秀一総務課長 先ほどお答えしましたように、特に本市においては職員数も少なくでですね、級別に定数を決めたとした場合には柔軟な組織や人事異動ができにくくなるということで、従来から級別の定数は定めていないところであります。県内でも定めていないところが多いというふうに県の市町村課には聞いております。

○12番沖園強議員 時と場合には、まあ午前中もあったんですけど、例えば環境問題が非常にこう、いろんな局面を迎えたと。そうした特殊要因、事情があった場合には私はふやしてもいいと思いますよ。そこに張りつけると。先ほどのお魚センターの部分にしてもですね。ただ一般的な行政事務の中においてですよ、19年度は56名、わずか3年間で、なぜ20人もふやさなければいけなかったかということが、一般庶民、我々市民としては理解できないわけですよ。職員を柔軟に異動する、対応するために定数を定めていないということなんですけど、それでは先ほど課長が答弁された3項ですよ、その職員の昇給はその者の勤務成績に応じて行うものとする。さらに第4項では、昇給させる場合の号給は、期間の全部を良好な成績で勤務した職員を4号給、あるいは6級以上の場合は3号給とか、いろいろあるんですけど昇格させると。こうなっているんですが、その3年間で20名ふえた参事補、その勤務状況はどうだったんですか。

○永留秀一総務課長 勤務評価制度については、本市においてはまだ管理職にしか制度を設けていないんですけども、一般職につきましては、毎年昇給をさせるときに良好な成績であるかどうか判断をしまして、良好な成績で勤務したものを昇格させている。昇格についても良好な成績で勤務したという判断をして、昇格をさせております。

○12番沖園強議員 18年の制度改正においてはですよ、結局、その目的があったと思うんですよ。良好な成績であっても、ある一定以上の級に昇格させないと。その目的があったと思うんですよ、公務員の厚遇措置の中で、一律に努力する職員も、努力しない、しないといえちよっと語弊がありますが、一般的な職務についている職員も一律にどんどんどんどん昇給していくと。そういった部分を是正しようという目的があったと思うんですよ。ですから、勤務評価制度を持っていこうと。そこでお尋ねしていきますが、そうすると、一般会計と特別会計、企業会計は省いてですね、1人の係長の下にですよ、参事補の数が2人以上、複数ですね、いる係が幾つあるんですか。

○永留秀一総務課長 6つの係があります。

○12番沖園強議員 そうすると、6つの係がある。それではその係の中にですね、その6つの中に……、いや、6つの係に限らずとも全部の係でいいです。係長、参事補の下に部下と言えればいいんですかね、一般の職員がいない係が幾つあるんですか。

○永留秀一総務課長 係長と参事補しか職員がいない係は2つの係であります。

○12番沖園強議員 それではお尋ねしますけど、先ほど6つの係が複数参事補がいるということだったんですが、1つの係の中で参事補が一番多いのは、何人の参事補がいるんですか。

○永留秀一総務課長 1つの係に参事補が一番多い係は、5名ということですが、5名の中には、先ほど専門職に参事補を据えたというのもありましたが、事務職、看護師、栄養士、保健師、歯科衛生士、それぞれ専門職ということで参事補を配置しております。

○12番沖園強議員 どうも市民感覚では理解ができない。課のもとに係があって、その係の下に部下がいるのが普通の一般の職場じゃないんですか。

それでは、平成19年から21年に一般会計のほうに昇格した参事補は何人で、在職年数は何年ぐらいなのか。またその中の退職者は幾らなのか、お答えいただきたいと思います。

○永留秀一総務課長 平成19年から21年までの昇格者数ですが、19年が13人、20年が7人、21年が12人ということで、32人の昇格者が3年間でおりまして、この間に参事補として退職した職員が12名いますので、差し引き20名、3年間で参事補がふえたということになります。

それから、在職年数につきましては、この32人のうち20年以上25年未満が2人、25年以上30年未満が17人、30年以上35年未満が11人、35年以上40年未満が2人となっております。

○12番沖園強議員 今、お聞きのとおり20年以上と。これ先ほど市長の一定期間という御答弁があったんですけど、一定期間というのは20年が何であるかということなんですけど、例えばですね、級別資格基準表で見ますと、中学卒業生が4級から5級に上がれる資格は20年で得られますよね。そういったことになっていると思います。高卒が16年、短大が14年、大卒が12年ですから。まあ、裏を返せば、20年勤務すると5級に上がれるという資格が得られるということなんですけど、この一方ではですね、役職に柔軟に対応するため、係長以上の参事補、定数は定めていないと。そしてまた1つの係に5人も参事補がいると。専門職といえば専門職なんでしょうけど、腑に落ちない。さらに、その係長、参事補の下に部下がいなくて。係の下に係の分野に応じた責任補佐を置く。どうも解せない、理解できないんですよ。

18年度の給与制度の改正では、市当局は、元の級別標準職務表の係長、またはこれに相当する職務というあいまいな表現はですよ、新しい級別標準職務表で係長、参事補と明確にするんだということだったですよ。そして、先ほど市長が申された職責によって新しい給料表で級や号数に格付を行ったと、そういうことだったと思います。

その格付を行った結果はこういう結果であるから理解ができないということなんですけど、給与制度改正による級別標準職務表の切りかえによって、旧8級が新6級へ、そして旧7級が5級へと、旧6級が4級へというような、4級と5級が新3級へと切りかえられたわけですが、そうすると先ほどから5級へなぜ昇格したのかということで論議しているんですけど、その7級が5級へとか、そういった切りかえの場合、降格ということになるんですかね。

○永留秀一総務課長 平成18年度の給与制度改革のときに、従来の給料表から新しい給料表に切りかえられたものにつきましては、降格ということではなくて、旧の給料表から新しい給料表への級の切りかえということになります。

○12番沖園強議員 降格ではない。単なる切りかえであるということですよ。そうすると、給与に関する条例の附則7項からいきますと、新しい給料表への切りかえによる給与月額が今までの給与月額に達しないときは、その差額分を支給すると。その差額分を支給すると、そういった内容になっていますよね。そうすると、その差額分は支給されているんですか。

○永留秀一総務課長 平成18年の給与構造改革においては、地域給という考え方が導入されまして、全国一律の給料表を使うのは4.8%給料を引き下げようということになっております。その上で物価の高い都市部については、地域手当ということで支給しようという制度改正だったわけです。その上で給料表の切りかえによって、古い給料表の何級の者は新しい給料表の何級にというふうになりかえられていったわけですが、特に高齢者においては、給料表全体が下がったものから、新しい給料の額が今までの給料の額より下がったという例が生じまして、これについては、国家公務員についても切りかえによって給料が下がったものについては切りかえ前の給

料を支給するという措置がとられましたので、国家公務員に準じて本市の条例もそのような措置をとったということになっております。

○12番沖園強議員 確かにそうした達しなかった職員、不利益に当たる職員というのが発生したということなんですけど、その不利益が発生したがために差額分は支給しているということなんですよね。いいですか、それで。

そうすると、給料の切りかえに伴う経過措置に関する規則の第4条では、基準給より下位の職務の級に降格した場合、改正前の給料月額に相当する月額を支給すると、こうなっているんですけど、そこに矛盾点が生じているんですけど、それは附則でそう定めたから何ら法的には問題ないということなんですか。

○永留秀一総務課長 ただいま議員が指摘した規則については、平成18年の改正条例の関係する規則でありまして、降格をする場合には、改正前の給料に相当する月額を支給するということではありますが、例えて言えば、降格の場合には今までより低い給料しかその降格をした級にない場合には低い級を支給するということになります。それは、降格ということでもありますので、そうなるわけですけど、この18年のときの給与制度改革のときには、職員は降格ではなく切りかえということですので、そのような措置はとらずに、附則の特例で従前の給料月額と同額を支給するという附則の条例のほうと、この規則の第4条とは矛盾するものではないというふうに思っております。

○12番沖園強議員 要するに切りかえられた新給料表の中で対応する号給がなかった場合は差額が生じたということですよ。その部分については、支給するという規則、附則になっているわけですよ。そうすると、給与条例第4条6項によると、職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできないと、こういうふうになっているわけですよ。

例えば、今、4級から5級のことで論議をしていますから4級に例えますと、給料表からいくと、4級の最高号給は93号俸、月額39万0,100円ということですよ。そこに達しない差額分は支給するというところで理解していいのかな、どうなんですか。私は、そう理解するんですが、どうですか。

○永留秀一総務課長 18年の切りかえのときに職員については、切りかえた給料に位置づけをされておりまして、その給料というのは、その前にもらっていた給料の額より少ない額というものに位置づけられるわけですが、附則によってその少ない額を払うのではなくて、今まで支払っていた額を払いますというのが特例の附則なわけです。最高号給までいったとしたら、その最高号給にその職員は級を位置づけされますけれども、その最高号給が平成18年のときの給料より低かった場合には、平成18年当時の給料を支給しますというのが、18年の改正条例附則7条の考えでありまして、そのように措置をしております。

○12番沖園強議員 ですから、対応号給があるところはそこに張りつけたと、新給料表で、そうでしょう。そして、なかった場合に差額を払ったと、払わなければいけなかったということじゃないですか。

○永留秀一総務課長 張りつけはですね、対応号給にそれぞれ張りつけをしたわけなんですけど、その張りつけられた給料の額が今までもらっていた額より低かった場合には、その額は払わずに今までの給与を払うことにしますというのが、改正条例の附則7項でありまして、対応する給料表がなかったという職員もいるわけですが、ほとんどの職員は対応する号給に一たん張りつけまして、張りつけた結果、高年齢層を中心にして、今までの給料より低い額になってしまったという職員が出たと。その職員については、附則7項で今までの給料を支払うという措置をしたと、そういうことであります。

○12番沖園強議員 堂々めぐりで申しわけないんですけど、私もそういうふうに理解しているんですよ。張りつけられた給料の号数のものより余計もらっておった人に対して差額分は支払っ

たということでしょう。支給したということ。ですから、そういう差額分を経過措置としてするのであれば、わざわざ格付を5級に上げなくても対応できるということですよ。そうじゃないですかね。参事補をふやさなくてもですよ、4級ですずっと対応していけばいいことですよ。私はそう思うんですけど。そういったことを考えると、どうしても労使協定か何かあるのかなと思ったりもするんですが、その労使協定たるものはないの。どう何ですか。

○永留秀一総務課長 参事補に昇格をさせるということと、今までの給料を払っていくというのは別な問題でありまして、4級の人であっても、その差額を支給している人もいましたし、6級の人であってもいたということでもありますので、別な問題と考えたほうがいいと思います。

参事補昇格につきましては、冒頭に市長から答弁がありましたような考え方で、参事補について昇格をさせているということでもあります。

○12番沖園強議員 ですからね、そういう不利益が生じた場合は、差額は支払っていると。なぜ参事補をふやさないかんかったのかと、最初の説明では、なかなか我々市民には理解できないと。部下もない係もあるし、わざわざ5級づけのところにもふやさなくてもいいということなんです。この実態を見れば前の一斉昇短、あるいはわたりをした状況と変わらん状況になってきているんじゃないですか。

そこでお伺いしますが、改正後の今、論議をしています参事や参事補に昇格した場合の昇給は規則の18条ですかね、18条による別表7の昇格号給対応表に規定された号俸の給料と、こうなっているわけですよ、切りかえられた場合は。そのような理解でいいんですか。

○永留秀一総務課長 級が昇格をする場合には、初任給、昇格規則の切りかえ表に対応して、その級を決定するということになります。おっしゃるとおりです。

○12番沖園強議員 何回も何回もこうして40分もかけて論議をしているのは、こういうことにつながっていくんですよ。私がちょっと対応号給と給料表と比較していけばですね。ちょっとアバウトな表現なんですけど。

毎年の定期昇給。5級に昇格しないで定期昇給でいけば、大体4号俸ですからね、定期昇給の場合は4号俸。それを給料表で見る4号俸アップしたところと。そうすると、その方が対応号給でいけば、次の5級の対応号給のところと比較すれば参事補の場合は5,000円違いますよ、約5,000円。そして、参事の場合、8,000円違いますよ、大体。

結局、4号俸上がれば済むところを、6号も7号も8号も上がった計算になっていくと、額的にいけばですよ。

例えば、4級の35号俸におった方が4号アップした場合、39号俸になったと、給料表でいけば。それが34万5,500円だと。そうすると対応号給でいくと、その方が5級に上がった場合は、対応号給俸でいけば、5級の27号に上がるというふうになっているわけですよ。そうすると、その場合34万5,500円だと。これ、ちょっとざっとしたものの方の見方なんでしょうけど、結局、級は1ランク上がったおかげでその1人の職員は毎年5,000円特進したようなかたちになっていくということを言わんとしているんですけどね。前は、直近上位で上がりごったですよ、直近上位に、次の級に昇格した場合は。私はそう見ているんですが、違うんですか。

○永留秀一総務課長 給与制度改正によって、級ごとに職務を位置づけるということを考え方に据えたわけでありまして、級が上がるということは職責も上がっていくと。責任も伴うというようなことありまして、このような直近上位というかたちではなくて、その職務の級に合わせたかたちでプラスの級のアップというものがとらえているところでもあります。

○12番沖園強議員 ですから私が申したいのは、むやみやたらにそういった役付をふやすと4級で済むものを5級にならしてしまうと、そういう事態が生じるということですよ。それは民間では許されんですよ。公務員の厚遇たる最たるものですがね。

平成23年度の当初予算ですよ、説明資料を見ますと、一般職241人ですよ。そうすると、

参事補以上の職員数は何人かといいますと、5級以上は102人。実に42.3%なんですよ、42.3%。

先ほど指摘した1人5,000円ずつ特進した場合を計算しますとですね、月額上積み分5,000円に賞与を含めて16カ月としますよ。そうすると1人8万円。それが20人いると160万ですよ、毎年。20人ふえると。小さな額じゃないんですよ。160万。冒頭申し上げました8,000万のお金しかない。自由に使えるお金は8,000万円しかない。その中の160万だということを認識していただきたいと。

この点は強く指摘して次の質問にまいります。先ほどの禰占議員の質問と重複して申しわけないんですけど、通勤手当を国の制度に見直す考えはないのかということ、必要なお尋ねしているんですが、禰占議員の御答弁に「必要な手当とと思っている」と。そして、今後国の制度に見直すように検討していくという答弁だったんですけど、そうすると国の制度に当てはめた場合ですね、本市、1キロ刻みですずっとあるんですけど、それを国は5キロ刻みですよ。それを国の制度に当てはめた場合、国の制度で何人ずつになるんですかね、その職員数は。

○永留秀一総務課長 国の制度は2キロ未満は本市と同じで支給されておりませんで、その5キロ刻みで支給の区分がされております。2キロから5キロまでの職員が本市では88人、5キロから10キロ未満が23人、10キロ以上15キロ未満が2人、15キロ以上20キロ未満が1人、20キロ以上が1人、合計で115名の一般会計の職員に対して通勤手当を支給しております。

○12番沖園強議員 そうすると、それを国の制度の、例えば2キロから5キロが2,000円と、本市は2キロから3キロが2,300円と、そして3キロから4キロが3,000円と、4キロから5キロが3,700円と、そういった部分を国の基準の2,000円とか、5キロから10キロの4,100円とか、こういった制度に見直した場合の影響額はどうなるんですか。

○永留秀一総務課長 平成23年度の本市の一般会計の当初予算通勤手当額が474万円でありまして、今、議員が言われたように国の基準どおりに置きかえた場合には、372万8,400円となりまして、101万1,600円少なくなるという試算になっております。

○12番沖園強議員 ただいまお聞きのとおり、100万の影響額が出ると。これは一応、保留しておきます。

それでは、先ほどの禰占議員と重複するんですけど、住居手当。国の制度は、持ち家には住居手当なしということなんですけど、23年度の当初予算計上額は1,413万、本市の場合。そうすると、その持ち家に支給している職員は何人の対象者がいるんですか。

○永留秀一総務課長 一般会計の職員で支給しているのが、115人です。

○12番沖園強議員 その115人は、すべて国の制度の持ち家なしということですから、すべて該当するということですよ。それを制度並みに見直した場合は、どうなんですか。

○永留秀一総務課長 持ち家の住居手当が、月2,500円でありまして、これで計算しますと115人で345万円になります。

○12番沖園強議員 今、3つのものを指摘してまいりました。冒頭申し上げましたが、行政運営、健全な行政運営はどうあるべきかと。大体、国の指針等では経常収支比率を70から80%に抑えて、残りの20~30%をまちづくりの予算に充当すべきであると。これが健全な行政運営であると、こう言われているわけですよ。

仮に今、標準財政規模、一般経常財源が約62億程度の本市。それがですね、80%で経常経費を抑えることができたなら、収支比率を約12億の自由に使えるお金が生まれるわけですよ。約12億の、今、8,000万しかないのが12億。80%で抑えた場合ですよ。しかし、本市の実態は8,000万しかない。こういった現実の中で、こういった公務員の厚遇ぶりが続いていいのかということ、今、申し上げたいんですけど、平成21年に2キロ未満の1,600円の通勤手当を廃止したときにもですね、79人の対象者があって、1万6,800円の影響額が生まれてきたんですよ。私のざっとした試算でですね、この今、通勤手当、住居手当あるいはそういった参事補の問題、そういっ

たものを解消しただけでもですよ、1年に600万円以上のお金が生まれてくると。まちづくりのお金が生まれてくると。そこを強く申し上げているわけです。

また、これも過去の話で申しわけないんですけど、県内で三島と十島と枕崎だけが農地水対策事業に取り組むことはできなかった。その原因は何であるかという、枕崎市の負担分がなかったからおそらく取り組まなかったんじゃないかなと、思っております。

こういった本市の実態の中でですよ、市長にお伺いしますが、国の制度以上の労使合意がこのまま存在しているのかということの市長の御見解をお伺いいたします。

○**神園征市長** 国以上ですね、そういったものが存在することは早晚改めるべきだということで、それに向かって努力をしなければいけないと、こう思っております。

○**12番沖園強議員** 先ほど、けさの新聞報道もございますが、これから先、労使交渉の中で協定等が確約できるというような制度改正があるんですが、その労使交渉に当たられる実務に当たる副市長の御見解はどうなんですか。

○**地頭所恵副市長** 今、市長が答弁申し上げたとおり、国の基準を上回るような給与制度の運用等につきましては、できるだけ早く改めるよう努力をしていきたいと考えております。自宅にかかる住居手当につきましても、昨年度の交渉でもですね、協議をして22年度末で廃止したいというかたちで交渉したところですが、なかなか思うような結果を得られませんでした。今年度も23年度中に廃止する方向で、協議をしていきたいと考えております。

また、通勤手当につきましても、国の基準どおりの見直しを検討して、職員団体のほうにも提示をしていきたいというふうに考えております。

○**12番沖園強議員** ぜひですね、理解してもらおうと、職員団体のほうにも。そういった努力を積んでいただきたいと思えます。

次に、特殊勤務手当についてなんですが、先般の新聞報道で各自治体の特殊勤務手当の実態の公表がありました。企業会計を2つ持つ本市の21の手当数の実態をどのように考えておられるんですかね。

○**永留秀一総務課長** 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務等に職員が従事するときに支給されるものでありますけれども、本市に特殊勤務手当は21ありますが、21の手当のうち、22年度に支給実績のあるものは12、支給実績のないものが9という実績になっております。

○**12番沖園強議員** 支給実績のないものが9つということなんですけど、これは条例から削除していいんじゃないですか、副市長、どうですか。

○**地頭所恵副市長** 支給実績のない特殊勤務手当についてでございますが、その年度によって実績があるなし、そういう差もございまして、その特殊勤務手当の手当の内容、支給の実態等を十分精査をした上でですね、見直しを検討していく必要があると考えております。

○**12番沖園強議員** 先般の南日本新聞の報道では、廃止あるいは支給実例のないまちが、5つの町があると、こういうふうに報道されておりました。私は再三、市民感覚、民間感覚を申し上げて、申し上げてないんですけど、仕事なんですよ。特に著しくそういった不快感とか、そういう危険が伴わない以上は仕事なんですよ。本市の特殊勤務手当等を見れば、なんで課税係にこういったものがあるのかなと、いったふうに思ったりもするんですよ。当然、そういったものは見直して欲しいと思うが、市長どうですか。

○**神園征市長** こういったものもですね、世間の常識で行われるようになれば市民の皆さんにもそれだけ理解されやすいわけですけども、実態についていろいろと調査研究して、そしてまた職員団体等々も話をしていくべきだと、こう思っております

○**12番沖園強議員** 職員の皆さん方には非常に厳しいことをきょう再三申し上げているんですけど、やはり今度の制度改革等で労使交渉に直接臨んで、その中で労使協定が構築されていくと

いう状況下になると思うんですね。そういった場合に、やはり執行部は毅然とした構えでですね、交渉していただきたいというふうに思います。

飛ばしまして、上下水道の利用料金の口座振替状況はどうなっているのか、また、納付組織がまだあるのか、お聞きしておきたいと思います。

○**迫野豪水道課長** 口座振替につきましては、平成22年度の決算見込みで、件数として延べ11万1,089件で全体の84.8%を占めております。

次に、納付組織の状況でございますけれども、平成22年度末現在で田中、田畑、塩屋、板敷、俵積田の5組織がございます。平成22年度決算見込みで、納付件数は延べ5,359件で全体の4.1%となっております。

○**12番沖園強議員** 今、5つの集落名が具体的に上がってきました。田中、田畑、塩屋、板敷、俵積田。これはどうして、まだそうして5つの集落だけ残っているんですかね。そして、そのそこに対する奨励金の額は幾らになっているんですか。

○**迫野豪水道課長** 納付組織につきましては、水道事業の方針といたしまして、一応継続というかたちでは進めているところでございます。年々、口座振替に移行しておりますので、年々、減少はしております、昨年につきましても1組合は減少になったという状況ではございます。額につきましては、平成22年度決算見込みで、447戸分の48万4,604円の奨励金を交付しております。

○**俵積田義信議長** 本日はこれをもって、散会いたします。

午後4時25分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成23年6月8日)

平成23年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

平成23年6月8日 午前9時28分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 今門 求 議員 (95ページ～103ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時28分 開議

○依積田義信議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

今門求議員。

[今門求議員 登壇]

○4番今門求議員 おはようございます。

質問に先立ちまして、今回の東日本大震災に遭われた被災者の皆様に対して、哀悼の意を表しますとともに、謹んでお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

さて、この大震災のさなか、国会におきましては、震災復興をめぐる関連法案ですら国会を通さず、菅総理の退陣をめぐる国民不在の政治が続いております。何とも情けない状態が続いておりますが、地方自治においては、市民生活を一步も停滞させることがあってはならないということを肝に銘じて質問をさせていただきます。

まず、災害対策問題でございますが、3月11日、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を受けて、日本国中が災害について改めて考え直す機会を得たわけでありまして。枕崎市においても今日まで毎年枕崎地域防災計画を出して、万が一の災害に備えたマニュアルを出して、市民の安全安心の生活の確保に努めていることは承知のとおりであります。

そこで、今回の東日本大震災に伴う大津波の甚大な被害を見ると、私たちが一番に気をつけている台風の被害への備え、水の浸水被害への備え等、その他の災害を考える上で最も気をつけなければならないものは何なのか。災害対策を考える上で最も重要視しなければならないものはないか、市長の考えをまず、お伺いしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 大震災の被害を受けて、本市の防災計画について地震と津波対策を中心に見直しを行ってくる考えであることは、初日からの一般質問に対する答弁でおわかりいただいていると思います。

防災には、自助、共助の部分の対策も重要でありますので、地域における自主防災組織の結成、さらにこの組織を拡大して行って、そして、その活用を図りながら防災対策の推進を図っていかなければならないと思っております。

○4番今門求議員 市長は、自助、共助、公助が大事だと、こういうことを先の豊留議員の質問の中でおっしゃいました。私もその考え方は正しいと思うのでありますが、今度の災害で一番気になるのは、その中では「自助」ということなのではないかなと考えます。被災者で助かった私ぐらいの男の人が、娘と彼は逃げたそうですが、奥さんがこんなところまでは来ないよと言って車に乗らなかったと。その男の人が首に縄をつけてでも引っ張っていきべきだったと、悔やんでいらっしゃいました。

そういうことで、最後はやっぱり個々人の意思の問題なのかなと思います。そういうのが、随所にこの被災者の中の言葉として出てきているようでありますので、その辺が私は非常に深く感じております。これは、答弁はいりませんが、次の質問に入らせていただきます。

ハザードマップをつくる必要はないかということで、今回の東日本大震災で一番の特徴的な出来事は津波であります。鹿児島県も北薩から種子島、十島村、奄美大島近海等によく地震が発生しますが、それに伴う枕崎の震度はそれほど大きいものではありませんので、私たちもついついこのことを見過ごしてしまう嫌いがあります。しかし、今回の大地震と津波は、私たちの常識を打ち破るものであり、例え1,000年に1度の出来事であったとしても、現実に発生するということを事実として認識した以上は、それに対する備えをしっかりと準備しておかなければならないと考えるわけでありまして。

そこで、枕崎に万が一の地震、津波のほか、豪雨、高潮を含めてハザードマップを作成して市民の避難箇所や避難経路を示しておく必要を感じるのとありますが、これについてどのようにお考えか、お伺いします。

○永留秀一総務課長 初日からの質問でも答えているところなんですが、現在作成している防災マップは平成15年につくられたもので、急傾斜地などの災害危険地域や避難場所を示したもので、津波被害を想定した地図とはなっていないところでもあります。市長からもありましたけれども、今、津波の浸水域が5メートル、あるいは10メートルになった場合に市内のどこら辺まで浸水するかという地図に落とし込み作業は行っておりますので、その簡易地図を早い機会に市民の方々には配布していきたいのとあわせて、新たな防災マップについて作成作業をいたしまして、そちらのほうには今までの危険地域とあわせて津波の浸水域、あるいは避難場所・避難経路、避難経路については、各地域ごとの避難経路が適当じゃないかと思っておりますが、避難経路の地図についても、その新たな防災マップに合わせて作成をしたいと考えております。

○4番今門求議員 今回、地震・大津波に襲われた地域は、たびたびの津波の経験のあるところで、それに対する避難訓練もされ意識も高かったと考えられるわけですが、現実には事故が発生したら、災害が発生したら思うようにはいかないということも起きたと考えられるわけです。

私どもの避難の場所や逃げ道、弱者の誘導とか、日常的に意識づけをさせていく取り組みが必要と考えますが、どのように考えますか。

○永留秀一総務課長 市の防災訓練を、全体の訓練を年1回やっているんですが、それについて地域の方々が全員参加するということは難しいと思っておりますので、各地域ごとにですね、住民が全員参加する中で、その地域内の避難弱者の避難をどうするか、あるいは、実際に災害が起きたときにどのように対応するかなどの、地域の自主防災組織を中心とした訓練を行っていくべきであると思っております。それについては、今後、積極的に呼びかけていって、市のほうも協力をしていきたいというふうに考えております。

○4番今門求議員 石巻の大川小学校が今、話題になっておりますが、地震の揺れの後、先生方が校庭に子供たちを集めて、その中で最初は2メートルの津波、次は5メートル、次は逃げなきゃいかんと言って逃げ出したら10メートルの津波が襲ってきたと。多くの児童生徒が命を奪われて何人かしか助からなかったと。そのうちの2人がテレビで話をしておったのですが、日ごろからちゃんとした逃げ道を、学校は裏山は地震の後で危ないから、裏山には登らせきれなかったというか、ちょっと険しくて登れなかったのか、その助かった人たちはその裏山に逃げている途中で波に洗われたんだけど引っかかって、まあ、ようやく助かったというようなことでございますので、ちゃんとした避難経路を決めておく必要があると思っておりますので、ぜひまあ、大まかにでも誘導する標識とか、そういったものがぜひ必要なんじゃないかということを感じるんですが、そういったものを今後つくっていく必要があるんじゃないかと思うのですが、その必要性についてどう考えますか。

○永留秀一総務課長 避難路については、まず地域ごとにですね、避難路のマップを作成して地域の方々に周知していくというのを、まず考えていきたいと思っております。

避難経路の標識については、ほかのところでもどんなかたちをとっているか、ちょっと調査研究をさせていただきたいと思っております。

○4番今門求議員 次の質問ですが、もう既に議論の中に入ってしまったおるんですが、地震や津波への対応ということで、これまでの防災計画では一番に考えたものは、台風の襲来と大雨の豪雨による浸水、こういうことが我々の中心課題というようなものでございました。今回の大震災は、津波を考えるのと災害発生時にどのような行動をとるのかということを含め、どこへ避難するか、具体的に示しておく必要があるように感じるわけでありまして。防災計画の中でも、方針は一応示されておるようですが、市民の自衛手段として具体的な行動をはっきりと示しておく必

要があると思うんですが、その辺は今度の防災計画ではどのように考えておるんですか。

○永留秀一総務課長 津波が来たときの予想浸水域をですね、市民の方々に示しまして、例えば5メートル、10メートル来たら、どの地域が浸水域になるんだよということで、自分のところが10メートルの津波が来たら浸水するんだという認識を持っていただくというのが、まず最初じゃないかと思っておりまして、その浸水域を示した地図は先ほども申しましたように、早い機会に配布をしていきたいと思っております。

それで、各地域ごとに、例えば何町だったらどこの高台に避難したほうがいいのかという、そういう避難場所を指定してですね、そのお知らせをするというのも大事だと思いますので、その配布をするときに避難場所についても、各地域と話をしながらですね、どこに設定したほうがいいのか、示していきたいというふうに考えております。

○4番今門求議員 避難場所の話が出ましたが、現在指定されている避難場所は、津波にはあんまり役に立たないようなところもありますし、まあ集中豪雨のときも、浸水したときも、なかなかそこまでたどり着くには、ちょっと無理があるというようなところもございます。ですから、今度の見直しでは、第1避難所、第2避難所というふうになっているんですかね。ぜひ、各地域にそれに対応するような避難所というのか、それも公的な施設でないとなかなか指定できないわけですが、そういうところもぜひ指定をしていくべきだと。津波にはなかなか対応するのは難しいのはいっぱいあると思うんですけど、今の災害の中でも避難箇所がこれで十分だといったようなものではないような気がするが、その辺はどう考えていますか。

○永留秀一総務課長 現在指定しています第1避難所が7カ所、第2避難所が11カ所あるんですが、大雨やら台風なんかの災害を想定して指定しておりまして、雨風をしのげるという場所を指定しているわけでありまして。中には、そんなに標高が高くない避難場所もありますので、この大雨やら台風に対しての避難場所は避難場所として引き続き使っていくかといけない場所もあるわけですが、津波に対しては一時避難場所といいますか、屋外でも避難場所としてはよいのではないかと考えておりますので、この第1避難所、第2避難所を使うかもしれませんが、これとは別な考えとして津波の場合の避難所はですよというかたちで、各地域ごとに示していきたいというふうに思っております。それから、現在の避難所につきましてもですね、実際に避難所として場所が適当なのか、あるいは補修の必要はないのか、そこら辺も点検しまして計画の見直しに当たっていききたいというふうに考えております。

○4番今門求議員 次、梅雨に入って集中豪雨が予想される中で、鹿籠麓町、桜山西町等の対策でございますが、私が話を聞いていたころとすると整理がついているようでございます。ですから、普通の豪雨にも耐えられるような状況でございます。ただ満潮時の集中豪雨についてはどうなのかなという疑問はありますが、この質問は取り下げていきます。

次に、5番目の川内原発3号機の増設は直ちに中止すべきと考えますが。ということで、東日本大震災は、東日本各地の原子力発電所や原子力施設を襲い、多くの被害を与えました。東通原発、六ヶ所核再処理工場、女川原発、福島第2原発、東海原発などは電源喪失が起きましたが、非常用電源で何とかこの危機を回避できました。福島第1原発では、地震や津波による電源喪失により、原子炉の冷却機能を失い、原子炉の制御もできず水素爆発、さらには使用済み核燃料の冷却不能を招き、核燃料の溶融を起こし、大気中に多くの放射能をまき散らしました。

このような中において、川内原発3号機159万キロワットの増設計画は進行中でありまして。枕崎と川内原発は60キロの半径にあります。もし、万が一事故が起きた場合は、多大な影響が出るのが予想されます。市長は今回の福島第1原発の事故を受けて、川内原発3号機増設についてどのような考えか、まず伺いたいと思っております。

○神園征市長 初日に答弁をいたしましたけれども、九州電力に対して川内原発の安全対策に万全を期することと、3号機の増設については、増設凍結を含めて安全性確保を最優先として対応

をすることを申し入れております。

また、県市長会においてもそれらにつきましては、何項目かにわたる要望といたしますか、決議文を九州電力のほうに渡してあります。

○4番今門求議員 電力の供給が今日どうなるかということでいきますと、電力不足が生じるのかどうかと、九電の備蓄量で言いますと、運転開始翌年、2020年になる予定ですが、最大電力1,826万キロワットに対して、電力供給力は公表している1,965万キロワット、プラス工事中の100万キロワット、計画停止の237万5,000キロワット。再生可能エネルギー40万キロワット。約2,242万5,000キロワットに上り、供給備蓄も416万5,000キロワットで、予備率は22.8%にも上ると、こういう数字が出ております。3号機増設なしでも供給能力は十分であります。

また、需要の面から見ても、九電は2007年から2018年までの最大電力の年平均の伸び率を0.6%増と想定していますが、世界的な金融恐慌によって2009年上期の電力需要は、九電では5.7%減、全国ではまだ落ちておるんですが、大口電力においても14.5%減少しております。人口問題研究所の人口推計で九州7県の人口推計を見ると、平成17年が1,335万3,000人ですが、原発稼働の32年には、1,248万4,000人と86万9,000人減少していきます。佐賀県の人口と同じです。

さらに42年には、17年に比較して170万6,000人減少して、平成22年の鹿児島県の人口と同程度の人口が減少します。それに伴う需要の減少は明らかです。そういうことで、私は3号機の増設というものはしなくていいと思うんですが、市長はどう考えますか。

○神園征市長 先ほど答えたとおりです。

○4番今門求議員 慎重な態度をとられていることは承知しますが、ぜひ枕崎はこれまで20キロ圏内、30キロ圏内でもないですし、隣接市町村にもなっておりません。偏西風も吹くと枕崎に来るのか、鹿児島市にはまっすぐ行くでしょうが、そういうことから考えて我々も無関心というか、ちょっと原発についての意識が低かったと思います。しかし、今回の事故を見て、どこに放射線が走っていくのか、放射能がどの辺に落ちていくのかというのは、皆目わからないという状況であります。そういうことからしますと、川内原発、非常にトイレのないマンションと云われていますが、とにかく人間の能力では核を制御することは今の科学を持ってどうにもならないものですから、なるべくないほうがいいと考えます。そういったことで、ぜひ市長も直接隣接もしていない市長だから、はっきりとした態度をとるべきだと申し上げておきます。

最後に、防災で本市における自主防災組織の組織化は、どのような状況かということで、枕崎市の自主防災組織は統計的に見ると、21年4月現在で、72.73%と全市的に組織化が進んでいるというふうに思います。この地域の自主防災組織の活動状況は今、どのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○永留秀一総務課長 本市の自主防災組織の組織化につきましては、ことしの1月以降、枕崎校区において3つの自主防災組織が結成されまして、76公民館中54の公民館が結成されたということで、世帯のカバー率で言えば78.17%になっているという状況です。

それぞれの活動状況ですけれども、毎年自主防災組織で定期的に訓練を行ってですね、避難訓練とか、あるいは土のう積みの訓練なんかを行っている組織もありますが、組織の結成はしたものの、なかなか活動がされていないという組織もあるのは実態であります。

先ほども申し上げましたが、組織の活性化をするためにですね、地域行事として年に1回は防災訓練を入れていただけないかと、そういう呼びかけを行っていきいたいというふうに考えております。訓練の中で、避難弱者の避難やら避難経路の確認やら、そういったのを行っていってもらえればと思っております。市のほうも、あるいは消防署も協力をしていきいたいと思っておりますので、そういう呼びかけを今後行っていく考えであります。

○4番今門求議員 今回の東日本大震災は、昼間の時間帯に発生しております。家族で言います

と、昼間の勤務している時間帯、親は勤務先の職場にいる場合が多いですし、子供は学校に在籍している場合があります。また、高齢者は在宅している場合が多いと考えられます。その場合、対応の仕方というものは、おのずと違ったものにならざるを得ないのじゃないかと。

この場合、各職域における、また学校における対応の仕方を考えておく必要と、家に残された高齢者への対応をどうするのかと。さらには独居の高齢者、身動きのできない、そういう人たちの対策をどうしなきゃならないかということを考えておく必要があると思う。特に、地域に取り残された高齢者の対策というものについては対策をされているのか、伺っておきます。

○永留秀一総務課長 地域でのひとり暮らしの高齢者とか、そういった避難弱者の避難対策としまして、要援護者避難計画というのを作りまして、今、現在、個別の支援プランを作成中ではありますが、直ちに全員について援護者を決めてプランをつくるというのは難しいと思っておりますので、その避難プランの作成は地域と協力しながら進めていながら、避難をしないとけない要援護者の把握はいたしておりますので、その情報を消防あるいは市の消防団、そういったところで確認をしながら、避難・誘導があるいは救助ができる方策をとっていかなければならないということで、福祉のほうとも相談しながら計画の中に、計画作成の際にそこら辺も検討してやっていこうということで、今、検討中であります。

○神園征市長 前にもですね、今議会で答弁いたしましたけれども、今言った「要援護者」とか「援護者」とか、決めてあってもですね、援護者がもう70歳を過ぎている人たちもかなりいるわけですね。地域で自主防災組織になんかにおいても。果たしてそれが機能するかどうかになると、非常に私は不安を覚えるわけであります。だからこそ、実際に機能するような自主防災組織を目指して、1公民館単位じゃなくて、もっと広域で考えておいてもいいんじゃないかと。そして、避難訓練にしましてもですね、私は年1回では足りないだろうと思っております。昔よく枕崎には台風がしょっちゅう毎年来ていましたから、そのころは各家庭でですね、こういうときにはこうせよと子供にも教えて、そしていろんなものを準備をしてあったわけですが、幸かどうか、避難するような台風というのは最近ありません。その辺も非常におざなりになっているのではないかと。いわば子供たちもですね、自然というものをなめてかかっているところがあると私は感じているんです。ですから、さっきの避難経路とか、標識とかなんとかそういったものも大事は大事でしょうけれども、これは体で覚えていくしかないと思うんです。何度もね、どこに逃げるんだと。どこに逃げるんだということを徹底してですね、地域で。地域PTAなんていうのもあるんですから。そういったところでこういう問題を取り上げて、子供たちに地域でもまた逃げる場所も違うでしょうから、そういったところを徹底して教え込んで、かねてですね、そこに走って逃げる。津波なんか来た場合にですね、標識を見ながらなんて、こんな間に合わないですから、実際。そういうことを、日ごろから徹底しておく必要があるんだろうと思っております。ですから、これはそれこそ「自助・共助」お互いに考えるべきことでありまして、市としてはそれを強く公民館等にも、あるいはPTA等につきましても、そういった社会団体をお願いをしていかなければならないと考えております。

○4番今門求議員 次の質問に入っていきます。農林水産業についてですが、農林水産業における6次産業化が言われております。どのように進められているのかということでございます。農林水産業の置かれている状況は、大変厳しいものがあります。第1には、原油の高騰によるもの。第2には、世界の穀物相場の高騰によるものが最大の原因だと考えられます。原油高騰は、農業漁業を問わず、経営コストの上昇を招き穀物相場の高騰も、また畜産業の経営コストの上昇を招いているというのが現実の姿ではないでしょうか。これらの条件を考えると、農林水産業を今までのような生産物出荷型の産業から、みずからの生産物に付加価値をつけて生産から販売までを行うやり方で、所得向上や、うまくいけば雇用労働まで含めた新たな農林水産業の姿が必要だと言っているわけですが、枕崎を含む南薩地域ではどのような取り組みが今現在なされてい

るのか、伺いたいと思います。

○真茅学農政課長 農林水産省では雇用と所得を確保し、若者や子供が集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど農山漁村の6次産業化を推進しており、女性グループ等を中心に取り組みが進んでいる状況にあります。

本市においても一部の女性グループや畜産業者等により、惣菜やハム、コロッケ等の食品の製造販売が行われております。また茶業にあっては、生葉の生産から加工販売まで独自産業の代表的なものでありますが、今後、販売面については関係者と連携して力を入れなければならないと考えております。

さらに、ポンカンの付加価値づくりのため、現在、ポン酢やフルーツソース、シャーベット等の食品開発が進められている状況にありますが、今後、これらが商品化につながればと期待しているところです。

なお、6次産業化への支援対策として、農業制度資金の優遇措置や加工機械の導入や販売施設の整備等に対する支援策がありますので、農家への情報提供を進めてまいりたいと思います。また、南薩地域ではということ、そこまで他市の取り組み状況等をよく調査していない状況でございますけれども、このポンカンのポン酢やフルーツソース、シャーベット等の取り組みというのは、本市を含めましてポンカンの生産地である南さつま市等と共同して取り組んでいるところでございます。

○4番今門求議員 漁業関係でもそういうことは、取り組みはどうなんですか。

○南田敏朗水産商工課長 水産業につきましては、本市がカツオ漁業とかつおぶし製造業を主体として発展してきているということは皆さん御承知のとおりでございます、かつおぶし生産量は平成6年から日本一でございます、現在は全国のかつおぶしの約4割を占めるほどになっているところでございます。このような中で枕崎のかつおぶしが本場の本物の認定を受け、また枕崎かつおぶしの地域団体商標登録を受けることになりまして、水産加工業協同組合では、本枯れ節の販路拡大に組み込みながら、浜値向上等の1次産業の振興にも寄与しているところでございます。

また、漁協所属の遠洋カツオ一本釣り船が漁獲したカツオにつきましては、タタキや刺身をフライ加工に販売するとともに、浜値向上のための付加価値向上策として、ぶえん鯉を開発しまして、平成18年には農林水産祭で内閣総理大臣賞を受賞したところでございまして、さらに平成20年度の城森議員の御質問でも答弁したところでございますが、平成20年度の地域資源全国展開プロジェクト事業でぶえん鯉のカツオユッケ等の製品開発に努めて、漁協としての6次産業化に取り組んでいるところでございます。

今後も農商工が連携をいたしまして、カツオの町としてのブランド化に一層取り組む中で、6次産業化を進めて水産物や水産加工品の販路拡大に努めながら、水産業の振興に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○4番今門求議員 枕崎の場合は、漁業を中心にしたものは既に産業化している部門が多いので、今、農林水産業のいう6次産業化というにはもうちょっと先を行って、既に産業化しているというふうな感じもします。農林部門においては、産業化している部分もありますけれども、これからやっぱり商品をどんどん売り込んでいくというようなものが出てこない、なかなか先の展望が開かれんというふう感じております。

次の質問に入ります。そういう中で、農業後継者の問題なんです、もう既に50年も60年もこの問題は言われ続けてきております。特に、団塊世代が終わったら、後はなかなか後継者というものは見受けられないというような、60年にも長きにわたる問題でございます。第1次産業が資本主義経済の中に置かれた必然的な結果であるとも考えられるわけですが、それでも

先人たちの努力で今日まで枕崎の農業を発展させてきたことは、本当に敬意に値するものだと思います。

先ほども言いましたが、第1次産業。とりわけ農業後継者については、農村社会の今後にとって非常に大きな問題でございます。私の周りを見回しても若い農業従事者は皆無に等しい状況となっていますし、現在農業を営んでいる方々も60歳代から70歳代が中心になっております。枕崎市の場合は、花とか茶、あるいは酒造用のカンショだとか、特産品的に扱われるものもありますので、それだけを見ると後継者もいるように見えるかもしれませんが、今日のような経営状況、環境の中ではどういうふうになっておるのか、伺います。

○真茅学農政課長 茶・花卉・サツマイモ・畜産などの各生産部門にあつては、経営体の規模拡大を進めながら収益の増大を図り、後継者の育成、確保に努めているところでありますが、平成18年度以降、5カ年間の各部門ごとの新規就農者の就農状況は、茶11名、花卉1名、サツマイモ4名、畜産4名の合計20名となっております。

○4番今門求議員 県の農業大学校とか、最近は大学を出た方が多い状況でございますが、そういった方々の就農状況と言うんですかね、そういったものはどういう状況でしょうか。また、Uターン、Iターンと言うんですか、そういった方々の状況というものはどういうふうになっておりますか。

○真茅学農政課長 県立の農業大学校を卒業して就農した方というのは、平成18年度以降で見ますと、1名でございます。平成18年度以降、20名の方が就農したと先ほど申しましたけれども、その中で直接大学を卒業して就農した方は1名です。ほかの方はすべてよそに出て、何かの施設で研修したり、また他部門に就職しておって帰ってきて家を継ぐという、Uターンと言いますか、そういう方々でございます、その方々が19名ということでございます。

その20名の中で高校を卒業しての方は10名、短大とか専門学校とか、4年生の大学とか卒業して就農した方は10名という状況になっております。

○4番今門求議員 それでは、本市の観光について少し伺います。

JR九州は、今月9日ゴールデンウィーク中の利用状況を発表しましたが、それによりますと、九州新幹線が開通したということで、鹿児島中央駅から熊本間は19万7,000人が利用し、前年同時期と比べ1.8倍の増員となったということを発表しております。また、JR西日本も山陽新幹線の利用状況の中で、直通列車の乗車率がよくて、関西・中国から九州へ向かった人が多かったという発表をしています。

鹿児島県内の状況では、指宿枕崎線の観光特急「いぶすき玉手箱」がほぼ満席であったほか、「はやとの風」も前年比16%の増ということでもあります。このように、新幹線の全線開通による集客効果が出ているわけですが、この状況が南薩地域いや、枕崎への影響は果たしてどのようなことになっているのか、伺います。

○南田敏朗水産商工課長 九州新幹線全線開業後、鹿児島市ではJRではもう議員御指摘のとおりでございますが、またほかの紙面によりますと、鹿児島市では定期観光バスの乗客、宿泊客の増加など、新幹線の開業効果が顕著にあらわれていると新聞等でされているところでございますが、枕崎地区の観光施設等の入り込み客数につきましては、先ほど沢口議員の御質問でもお答えしたとおりでございます、開通後の3月と4月の合計で比較した場合には、平成23年は22年より4,000人ほど減少をしております。これは私どもの都合にもよりますが、連休中の入り込み客数が統計値にあらわれていないということ。それから東日本大震災による自粛ムードの影響が出ているものと今、考えているところでございます。

九州新幹線全線開業後の枕崎駅の土日の乗降客につきましては多くなっているところでございまして、特にゴールデンウィーク中の駅前観光案内所は、列車の乗降客や観光客で大変にぎわったということでございます。駅前観光案内所の3月から5月までの利用客数を平成22年度と23

年で比較しますと、平成23年が約1,050名増加しており、前年対比では121%となっているところでございます。

○4番今門求議員 鹿児島の観光といえば、指宿か霧島かというように集約されてしまいます。離島の屋久島もあるんですが、大体、観光社もそういったことで組んでいるようです。JR九州鹿児島支社も指宿と霧島というようなキャンペーンを張っておりますし、このような中であって、なかなか薩摩半島西岸地域、そして枕崎を観光地として魅了あるものを売り出すということは大変厳しい環境だと思いますけれども、鹿児島市までは皆さん足を伸ばして来てくれているわけですから、それから先どうするのかというのが我々の知恵だろうというふうに思うんです。そこから枕崎方面、西海岸一帯、全体でもいいんですが、そこへ向かうような戦略的な考え方というものは何か、観光業界でもいいですから、そういうものが出てないのか、伺います。

○南田敏朗水産商工課長 新幹線効果で増加しました鹿児島市や指宿市などにたくさん来られる観光客の皆様方をどうやって枕崎まで呼び込むかということ、また、それから来訪者のリピーターについて増加策を考えるということが、本市の交流人口をふやすための大きな課題の1つということはお指摘のとおりでございます。その1つとして、私どもといたしましても人づくり、ものづくりで魅力ある枕崎をつくるのが観光客をふやすための要素であるというふうに考えておりまして、これまで観光ボランティアを育成しますとともに、駅前観光案内所等で観光案内やイベント、交通機関の情報提供、新たな観光資源の掘り起こし等で観光ボランティアの皆さんに活躍をさせていただいているところでございます。

一方、施設整備におきましては、立神岩や開聞岳の景観を楽しんでいただくための施設として、火之神公園に歩道やあずまや、屋根つき炊事場等を平成22年度に県の協力を得まして整備をいたしたところでございます。

また、枕崎は風の芸術展等を開催する芸術の町としても全国に知られておりますので、通りを青空美術館に見立てて風の芸術展で受賞した立体作品を駅前通りや中央通り等に設置するアートのストリート整備事業を平成23年度から3カ年間で実施する予定でございます。観光協会や観光ボランティア等と協力をいたしまして、火之神公園や町なか美術館等と枕崎の食、町歩きなどを組み合わせたイベント等を開催しながら何度でも行ってみたい魅力ある枕崎づくりに努めていきたいというふうに考えているところである。

○神園征市長 先ほどの答弁の中にも出てきましたけれども、玉手箱なんていうのは、鹿児島から指宿を結ぶ特急ですよ。玉手箱なんていうのは、非常に評判を呼んで満席が続いていると。あれは、浦島伝説をもとにしてあれができたわけですが、枕崎にはですね、皆さん御存じかどうか分かりませんが、火之神公園には海幸彦・山幸彦の伝説があるんですよ。看板が立っているんです。立っているんですが、これがもうさびがきていましてね。それも、海幸彦・山幸彦の伝説の地とか何とか、そういうのは書いてありませんで、火之神岩についても何とか対等に出ています。せっかく来た人も気がつかないわけですよ。だから、私はもう前からこのことを言っているんです。こういうのをもっと売り出せと。要するに、浦島伝説なんていうのは、あれはうそに決まっているんです。人間が亀に乗って海の中に潜っていけるわけではない。だから、海幸彦・山幸彦にしてもですね、何かこの……、昔のことでちゃんとした船もないのに、こうたどり着けるわけではないんですね、当たり前。目かごみたいなのに乗ってきたというふうになっているわけですから。だから、それをうまくですね、何か発展させていく。私は前にも言ったことがあります、観光というのは、いかにうまくそをついて人を楽しませるかだと。またこれについて文句を言われるかもしれませんが、そういったものも必要であると思っております、もっと積極的にそういったものを大々的に売り出してですね、やっていかなきゃいかんと、こう思っております。ただ、手をこまねいていちゃいかんと思っております。JRに対しましては、私は枕崎まで特急を走らせてくれと。1日上下1本ずつでいいから走らせてくれということも申し入

れました。これは現実としてなかなかそう簡単にはいかないことだと思います。そして、トロッコ列車を走らせてくれと。これについては、JRのほうでも可能性がないわけではありませんね、とこういう返事をいただいていますので、トロッコ列車とか何とかをですね、市民一丸となってJRに強く要望して行って、そういったものを走らせる。そういうことによって、観光客も呼びたいと。そして、前表明しました稚内市との友好都市……。 （「まだ、質問が残っているので」と言う者あり） 答弁も残っているんです。

稚内市も、7月に稚内市からまた何名かお見えになるということでもありますので、そういった終着駅。そういったものも強く打ち出して枕崎のPRをしていきたいと思っております。

○4番今門求議員 最後の質問ですが、リピーターをふやしていくことが大事だと考えるわけですが、魚のまちということでイメージが全国的に知れ渡っていると思うんですが、枕崎に来た人たちの感想といいますか、そういったものを理解する必要があると思うんです。

そこで、枕崎の風景とか食事とか人情、そのような評価はどうなっているのか。私は、もう時間がないですので、枕崎に来る人たちは観光客ばかりではございません。スポーツに来る人、商用で来る人。そういった方々がもう一回来たいなあと言う町にならないとならんと思っています。特に、スポーツなんかは、施設をやっぱり充実させて枕崎でやろうやといったようなことにならないとなかなか2度も3度も来てくれないと思うんで、そのようなことを感じているんですが、枕崎の評価、そして、それらの施策というものをお聞きしておきたいと思えます。

○南田敏朗水産商工課長 先ほど施策の中で答弁をいたしたところでございますが、食の評価、枕崎の評価につきましては、風景等非常に好評というか、いい評価をいただいているというところでございます。

スポーツ等におきましても、サッカー、野球等、柔道、剣道、各イベント等で行っていただいております。その後、いろんなところで食事もしていただいているというようなことであります。私どもとしましては、施設整備については先ほども申しましたとおり、芸術の町として青空美術館を整備していくというようなところで、今、考えているところでございます。

○依積田義信議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時30分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成23年6月17日)

平成23年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第5号）

平成23年6月17日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	37	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	38	枕崎市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	請 1	30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める請願	〃
4	36	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	予 特
5	39	30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	
6		継続調査申し出について	
7		議員派遣について	
8		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○依積田義信議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。
まず、日程第1号から第3号までの3件を一括議題といたします。
総務文教委員長に報告を求めます。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○今門求総務文教委員長 ただいま議案となりました日程第1号から第3号までの3件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災に係る個人の市民税の雑損控除額等の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の規定を設けるほか、条文の整理をしようとするものです。

委員からこの条例の規定を受けるとされる市民についてただしたのに対しては、本年1月1日に本市に居住していた方が、3月11日までの間に被災地に転居した場合が考えられるということでもあります。

また、その後の枕崎に転居した場合、24年度分以降、本市の住民税において雑損控除、住宅ローン控除の対象になるということでもあります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定については、枕崎市立学校給食センターの新築・移転に伴い、給食センターの位置を改めるほか、条文の整理をしようとするもので、枕崎市中央町190番地を枕崎市中央町183番地4に改めるものです。

なお、本件審査には、お手元に配付のとおり資料の提出があり、それに基づき、業者の選定に至った経緯、業者との契約、雇用等についての質疑応答があったことも報告します。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める請願については、鹿児島市春山町1799-15、福永昭彦氏から今門求議員を紹介議員として提出されたものです。

この件について委員から、30人以下学級になった場合の学級数の増減についてただしたのに対しては、本市の実態からして学校に応じて影響の出る可能性はあるが、極端なものはないと思うということです。

財政的な影響についてただしたのに対しては、国庫負担分が2分の1に引き上がったとしても、交付税措置分の総額がどうなるかという問題が生じ、三位一体改革のようなことになると大変で、影響については判断しかねるということでもあります。

さらに、委員から若い先生方が正職員として採用されないで、途中で辞めていく人が非常に多くなっており、財政的削減の目的が子供たちと教師にしわ寄せされていると思うので、教育にもっとお金を出すべきだという意見も出されました。

本件については、全会一致で、原案のとおり採択すべきものと決し、意見書については、総務文教委員会の連名で本会議に提出することに決定しました。

以上で報告を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号、第38号は原案可決。請願第1号は、採択と決定いたしました。
次に、日程第4号を議題といたします。
予算特別委員長に報告を求めます。

[新屋敷幸隆予算特別委員長 登壇]

○**新屋敷幸隆予算特別委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第4号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に新屋敷幸隆、副委員長に中原重信委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では主な点のみ申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,050万円を追加し、予算総額を100億9,170万円にしようとするもので、当初予算に対して0.3%の伸びとなります。

地方債の補正は、県営道路整備事業負担金の増に伴う地方道路等整備事業債の限度額の変更に由るものであります。

補正予算の主なものは、人事異動及び職員の退職に伴う一般職人件費、移住・交流推進支援事業補助、県営道路整備事業負担金、スクールソーシャルワーカー活用事業、道徳教育総合支援事業などであります。

以上の財源として、県支出金727万2,000円、諸収入411万1,000円、繰越金380万3,000円、市債340万円、財産収入191万4,000円の増で措置したとのことであります。

まず、アトストリート整備事業の休憩施設（ベンチ）は、当初の自然石タイプ6基から擬木焼杉タイプ1基8万円程度のものを2基、東本町バス停のところに設置していきたいということであります。

これに対し、委員からは、将来的に高齢者や子供たちなど利用者の立場を見据えた商店街の整備、特に街路樹の植栽などを含めた対策を進めてほしいといった要望がありました。

また、関連し、県のまちづくり関連の補助事業においても、継続したまちづくりにつながっていくような取り組みをしていくべきであるといった意見がありました。

次に、移住・交流推進支援事業の実施主体はNPO法人「自然花」で、移住交流施設整備のための古民家再生改築塾の実施、農業宿泊体験、移住者の報告会・交流会の実施を目的として253万7,000円を計上してあるということであります。

次に、スクールソーシャルワーカー活用事業は、不登校あるいは子供の精神的な発達、それから保護者の教育への相談等に対応するため、本事業を活用しようということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号を議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

今門求議員。

[今門求議員 登壇]

○4番今門求議員 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立した。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができた。

今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記された。今後、35人以下学級の着実な実行が重要である。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小・中・高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加する。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童・生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から、雇用・就業の拡大につながる必要がある。こうした観点から、2012年度政府の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請する。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年6月17日。鹿児島県枕崎市議会。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第2項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり所管事務の継続調査の申し出がありました。それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第118条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第8号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、財団法人南薩地域地場産業振興センター、財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎市お魚センター、南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから質疑を行います。回数は3回とし、簡潔にお願いいたします。

枕崎市土地開発公社ほか4件の、それぞれの経営状況を説明する書類について、質疑はありませんか。

○**2番立石幸徳議員** 地方財政健全化法が先年施行されて、地方自治体の新しい財政指標の中に、将来負担比率というものが定められてまいりました。

枕崎市は、残念ながら県内でこの将来負担比率がぬきんで最悪の状況でございます。この将来負担比率の算定に当たりましては、自治体の連結決算ということで、土地開発公社の債務保証、あるいは第三セクターへの損失補償、そういったものも加味されてまいるわけでありまして、

したがって、本市の将来負担比率を改善していくという取り組みに当たりましては、当然

ながら土地開発公社の健全化、あるいは第三セクターの健全化が強く要求されてくるわけであり
ます。そういったことを踏まえて、質疑をさせていただきたいと思ひます。

最初に、土地開発公社の関係でお尋ねをいたしますが、平成18年度から22年度までの5年間
におきましてですね、本市は土地開発公社の経営健全化期間というものを定めて取り組んでまい
りました。この経営健全化目標でございました土地開発公社保有の土地の簿価総額の縮減、この
目標は達成できたのかどうかですね。具体的には、平成22年度末における簿価総額を平成16年
度の標準財政規模の0.09程度までに縮減をするという目標設定をしておりましたが、平成22年
度を終えましてですね、この決算書には出されておられませんので、この数字は幾らになったのか、
報告いただきたいと思ひます。

それから、22年度決算書の1ページ目にございます理事会に関する事項の中で、平成22年第
4回理事会。ちょうど1年前の6月17日に理事会が持たれておりますが、ここで片平山地区開
発地における損害賠償請求訴訟の協議がなされておりますが、この訴訟協議の現在の状況につい
てもあわせて報告いただきたいと思ひます。

2番目に、お魚センターの経営状況でございます。お魚センターにつきましては、昨年9月
議会で本市が2億円の損失補償をするという議案が出されまして、その審査の中です、これ
からのお魚センターの経営改善をしていくという損失補償の是非を判断する材料として、5カ年
の損益計算書、そして貸借対照表の目標計画を出されたんですね。昨年9月1日現在の計画で、
平成22年度税引き前の当期純利益を105万4,000円ということで計画をされておりました。これ
がおおよそ半年たちまして、22年度決算で税引き前の利益が、マイナス赤字の978万4,000円。
半年前にはですね、105万円の黒字決算見込みをしていたものが、22年度を終えまして、逆に980
万程度の赤字になったと。まず、この原因は何であったのかですね。そして、どの部門が計画と
違ってきたのか、説明をいただきたいと思ひます。

それから、南薩エアポートの関係でございます。平成22年度税引き後27万8,000円の当期純損
失という決算でございますが、まずこの中で短期借入金21年度末がですね、1,274万2,000円あ
ったのが、22年度末で1,207万3,000円と、約67万円程度は短期借入金縮減されているん
ですよ。ただこの会計用語上、私ずっといろいろエアポートの決算を見る中で非常に引っかかっ
ておったんですが、会計用語上この短期借入金というのは、勘定科目としてですね、返済期限が
1年以内の借入金と、これが会計上の定義であります。そこでお尋ねしたいのは、南薩エアポ
ートの会計処理に当たりましてですね、会計士あるいは、税理士といった、きちんと公的な資格を
持たれた方が南薩エアポートの短期借入金という勘定項目を容認されているのかどうかですね。
これは10年以上もずっと続いておりますよ。

それからもう1点、具体的なお尋ねとしまして、平成22年度におきまして、21年度まではず
っと資産計上をなされておりました固定資産関係の開業費、138万0,461円が今度の22年度の決
算で償却されてなくなっております。この経緯についても説明をいただきたいと思ひます。

エアポートの最後になります、みしま丸関係の取り扱いが、22年度決算で32万円程度売り
上げ実績が出ておりますが、これが23年度予算には48万4,000円と、非常に増額したかたちで予
算計上されているんですね。このみしま丸関係のエアポートとの関係の内容についても説明をい
ただきたいと思ひます。以上です。

○本田親行財政課長 平成18年度から平成22年度までの土地開発公社の経営の健全化に関する
計画の取り組み結果でございますけれども、平成16年度の標準財政規模に対しまして、13.1%
が土地開発公社の簿価総額となっております。地方債を活用しながら、5年間の取り組みによ
りまして平成22年度末におきます公社保有地の簿価総額につきましては、平成16年度の標準財
政規模の9.2%程度まで縮減でき、目標は達成したところで。

○福元新財政課参事 片平山地区の裁判経過報告について、説明します。平成22年9月7日に

第1回の口頭弁論があり、以後、去る5月17日まで6回の口頭弁論が開催されました。

5月17日の口頭弁論では、弁論準備手続を終結しまして、次回8月2日に口頭尋問がなされることになりました。証人者としては、施工会社の現場監督員と原告本人の2人でございます。立証趣旨としましては、現場監督員に対しましては、土地の地表及び地中の各状況など本件建物の建てかえ時の問題点等について立証することです。また、原告につきましては、土地取得の経過並びに工事代金の増加額など、本件建物の建てかえの予測について立証することでした。今後のについては、顧問弁護士からは次回口頭尋問であることから、あと数回で終結するとの説明を受けたところであります。以上です。

○下山忠志水産商工課参事 お魚センターの経営の件でございますが、経営改善計画5カ年の計画に対しまして、当初の計画は105万4,000円で、決算は最終的に税引き前でマイナス978万4,000円の結果となったその原因についてでございますが、主な要因といたしましては、売上高が減少していることについては、センターの入館者数が前年と比較いたしまして、8万1,378人少ない37万4,426人でありまして、平成5年オープン以来、最も少ない数字でございます。これが直接的な原因と思われまます。入館者の減少の原因は、平成22年3月26日に宮崎県中部で発生いたしました口蹄疫が宮崎県内各地に広がりまして、移動制限規制がなされる中、収束が8月27日までに至ったこと。また、年末年始の大雪の影響が大きなものと考えております。

続きまして、どの部分が計画と違うのかという御質問でございますが、経営改善計画に対しまして、直営店及びレストラン等の売上高で、約1,184万5,000円の減。テナント料及び共益収入につきましては、テナントの募集を行い、その収益を見込んでおりましたが、テナントへの出店がなく173万2,000円の減で、計画に対し総売上高がマイナス1,357万7,000円の減となりました。

一方、営業経費につきましては、トイレの一部洋式化や直営鮮魚店オープンに向けた備品購入等もあり、8,356万3,000円の計画に対しまして、マイナス99万4,000円の減となりました。

雑収入や支払利息を加えまして、経営改善計画では最終的に105万4,000円の利益を見込んでおりましたが、計画に対しまして1,083万8,000円減の978万4,000円の損失となりました。

以上でございます。

○神園信二企画調整課長 まず、南薩エアポートの短期借入金の解釈について、御答弁申し上げます。短期借入金と言いますのは、議員御指摘のとおり返済期限が1年以内であり、よく運転資金の調達のために借り入れられるものであります。

一方、長期借入金につきましては、返済期間が1年以上であって、よく設備資金、これらの調達のために借り入れに対する担保の提供等を行って借り入れられる資金を多く長期借入金ということとまとめるようでございます。

御指摘の短期借入金につきましては、その用途をエアポートの運転資金に使用するということが約束をしておりまして、返済につきましても年的にできるだけ早く返済をするという当初の貸しつけの約定でございました。これらのことから、資金性格上、短期借入金に税理士のほうが計上をしたものということで理解をしておりますけれども、毎年の決算で短期借入金の繰り越しを行いまして、結果的にこれが長期の繰り越しが行われているというような状況でございます。

税理士がこれを容認しているかというお尋ねでございましたが、税理士の先生のまとめによりまして、短期借入金の項目で処理をしているところでございます。

それと、開業費の減価償却の関係でございますが、これにつきましては、エアポートに限らず青色申告者の欠損金、決算・欠損金の7年間の繰り越しの優遇措置がございまして、これに該当をする措置として行ったものでございまして、実は、南薩エアポートは平成15年まで欠損を出しておりますが、平成16年以降7期連続で黒字の決算をしております。平成23年で8期目の黒字の決算となりますと、この青色申告者の優遇措置の切れる年限でございまして、ことし8期目連続黒字決算をいたしますと、法人税が多額に上るというふうな税理士の先生の指摘を受けまし

て、今まで開業時点から繰り延べておりました開業費につきまして一括減価償却をしまして、決算上は赤字というふうになっております。この開業費を減価償却しない場合は、黒字であったということでございます。

それと、もう1点。みしま丸の関係でございますが、現在、みしま丸が枕崎までの航路延長ということで実証運航にかかっておりますけれども、これの旅客の取り扱いを南薩エアポートが引き受けているところでございます。この実績が、平成22年度で12航海ございましたが、平成23年度は16航海が予定されているということで、この分の航海増ということで、取り扱い増も見込めるといふふうに判断がされて、この分が増額で計上されているという状況でございます。

○2番立石幸徳議員 土地開発公社とですね、エアポートに関しましては時間の関係もありますので、また改めて聞く機会もあろうかと思っておりますので、一応、保留させてもらいまして、あとの質疑をお魚センターに絞ってですね、質疑をいたしますが、今、105万円ぐらいの22年度の利益見込みが赤字になったと。その原因を口蹄疫等を出されましたよね。しかしこれは今、参事が説明されたとおり昨年9月1日に、損失補償をする際の計画には何も関係ないですよ。口蹄疫は3月から8月までの出来事ですから、そんなものを原因として出されてもおかしくなるわけです。私が指摘したいのは、おおよそ半年前に出された計画がですよ、まだそんなにたってもいないのに何でこういうふうなことになるのかを、その原因を聞きたいわけですよ。

そこで、この損失補償をする際には、提出されました経営改善計画というのは議会ではつぶさに審査をし、そういった改善計画ではいけないんじゃないかという、重要な判断にするわけです。それがたちどころにですね、ひっくり返って出されてくるところに問題がある。

今回の22年度末の赤字決算を受けて新しい経営改善計画はつくられておられるわけなんですか。それとですね、このお魚センターの資料の、ページ数はございませんが、末尾の収支予算書。23年度予算営業利益がですね、マイナス99万4,000円。予算におきまして、既に営業利益は赤字になりますという予算なんですよ。これから1年間、もう既に現時点では6月中旬ですけれども、事業をやっていく中で今年度は結果的には赤字を予想していますよといったような予算がですよ、どういうことか出てくるものなのかですね。非常に私は、その取り組む前から赤字予算を出すということに今まであまりそういった経験がないもんですから、なぜこういうことになるのかですね。

その原因としまして、23年度の関係ですが、テナント料収入、それから共益費収入、予算上は著しく減っております。この2つだけでも22年度対比で450万ほど落ち込んでいる。なぜこういった事態が発生したのかですね。

それから、その営業部門の23年度の赤字を埋めるために、雑収入が565万7,000円。これは22年度決算の210万円からいたしますと、2.5倍の予算計上ですよ。どうしてこういった雑収入が大幅にふえる見込みがあるのか、具体的に説明をいただきたいと思っております。

○下山忠志水産商工課参事 御質問にお答えいたします。先ほど利益の減少に伴う原因につきまして、口蹄疫等の影響はないんじゃないかという御質問でございますが、最終的に8月27日に終息をいたしましたけれども、その後、その影響がありまして入館者数がずっと減ったままの状態であったというふうな入館者の結果が出ております。

それから、新しい経営改善計画を策定しているかという御質問でございますけれども、予算の計画につきましては具体的にはつくっておりませんが、今後の経営改善につきまして人件費の抑制制度とか、国庫事業の活用とか、それから光熱水費等の経費節減とか、仕入原価の見直し、集客・売り上げの現況とか、そういうものを検証いたしまして新たな改善委員会並びに販売促進会を設置いたしまして進めていこうというふうな計画を持っているところでございます。

それと、テナント料収入の減の理由でございますが、昨年22年に途中3区画のテナントの撤退がございまして、2月に新たに2区画の減少が、縮小がございました。それを踏まえまして5

区画分の現在縮小されている5区画分のテナント料、共益費で予算を計上させていただきました。

それと、あと雑収入の398万の増でございますが、これは平成22年度に取り組んでおります国の事業でございますが、地域人材育成事業で研修の職員を採用いたしまして、その分の増が含まれているところでございます。以上です。

○2番立石幸徳議員 口蹄疫にこだわることじゃないんですけれども、昨年9月1日現在、計画をされるときは当然それまでの口蹄疫の影響というのを踏まえて、そういうことも見通した上で計画は当然出されてくるわけですよ。そりゃ影響は当然続きますよ、口蹄疫の影響は。しかし、そういうものも踏まえて、たった半年前にですよ、つくった計画が黒字が赤字になっていくわけですから、果たしてどんな計画だったのかというのを聞かざるを得ないんですよ。それからまだ新しい計画はつくっていないと言いますけどね、これは昨年の損失補償をする際に資料の中では、経営改善計画の進捗管理及び推進体制の整備ということで、お魚センター取締役や幹事、職員代表、テナント協議会代表、会計事務所所長等をメンバーとする経営改善委員会を設置し、経営改善の進捗管理、推進するということまで文章で出されているんですよ。何もそれじゃあ、こういう文書が出されているのにですよ、管理もそういったチェックもなされていないということじゃないですか。こういうものがちゃんと設置されているのであれば、まだ計画はつくっていないなんかと言えるはずがないですよ。

最後に、お魚センター立て直しのための決意を含めて、お魚センターの経営改善についての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○地頭所恵副市長 お魚センターの経営改善についての今後の取り組みということでございます。確かに議員御指摘のとおり、経営改善計画の決行する委員会については、ただいま準備をしている段階でございますが、手続が遅れていることについては大変申しわけなく思っているところでございます。速やかにですね、委員会の設置もしまして、それから融資を受けている鹿児島銀行さんとも、この経営改善計画をどうするかたちで見直していくかも含めて協議を進めていきたいと思っております。

それから、具体的な経営改善の取り組みでございますが、まず、人件費の抑制というのをですね、今もう既に取り組んでおります。1階の直営店の売店につきまして、直営店売店の人員の整理をしたり、それから勤務時間のシフト制を設けることによって人件費の削減を既に6月から実施をしております。また、レストランの洗い場の人員につきましても、ホールの人員との融通をすることによりまして、1名を削減しているというようなかたちでの取り組みをしております。

また、経費の節減という意味では、光熱水費の節減でありますとか、それから、仕入れの原価の見直しというのが大きいと思っております。原価率が上がっている状況にございますので、その原価の見直しをすることによって収益率の向上に努めるなど、具体的な取り組みを進めていきたいと思っております。

また、営業の面におきましては、営業時間の延長が1つの大きな課題でございました。テナントとの調整等がなかなかうまくいかない面がございまして、全体的な営業時間の延長というのはまだ実現していないところでございますが、5月の25日から直営の鮮魚部門につきまして、営業時間を18時30分まで延長するというかたちで、地元の方々の利便性の向上に努めたりとか、それから鮮魚部門の直接の食堂部門の営業というかたちでの新たな展開等を図っております。観光客だけではなく地元の方々に密着した営業も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○依積田義信議長 次に、沖園強議員。

○12番沖園強議員 私もお魚センターについてとエアポートを若干お聞きしておきたいと思っておりますが、今の前段の質問者で大分いろいろ経営改善に向けての方針が示されたんですけど、まずお魚センターなんですけど、今の指摘もあったわけですけど、また今、副市長のほうからも御答弁

がございました。例えば、売上原価の部分なんですけど、経営改善計画では大体49.2%であったかと思うんです。それが決算では52.1%と、今、御答弁のとおりの結果であろうかと思いません。仕入原価が高いと。

また、職員の見直し等も行うということでございましたが、決算では計画より550万も上回ったと、販売管理費がですね、そういう決算になっているかと思うんですけど、ただ、全体的なそういうとらえ方というんじゃなくて、例えばレストラン部門、管理部門、それぞれ直営部門のブースごとの実績が上がっていると思うんです。計画に対して。売上高、そしてまた売上原価、そして原価率、営業経費、それに営業利益率、それがそれぞれ幾らになっているんですか、お答えいただきと思います。

それと先ほどもエアポートの開業費138万の処理をもって、節税対策といいますかね、そういったことを行ったということなんですけど、それでは一体全体、幾らの法人税が来るようになるんであったのか、その辺をお示しいただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課参事 お尋ねの10カ年経営改善計画に対します各部門ごとの数字でございます。まず、売上高から御説明申し上げます。レストランが計画で7,216万1,000円に對しまして、決算が6,562万9,000円でございます。原価率が39.2%に對しまして、45.0%。営業経費が3,426万7,000円に對しまして、3,488万2,000円。営業利益が960万9,000円に對しまして、126万5,000円。利益率60.8%に對しまして、55.05%です。

次に、受付でございますが、売り上げが2,005万円に對しまして、決算が1,629万1,000円。売上原価が1,427万4,000円に對しまして、1,105万6,000円。原価率が、計画が71.2%に對しまして、67.9%。営業経費が、計画が224万1,000円に對しまして、197万6,000円。営業利益が、353万5,000円に對しまして、325万9,000円。利益率が28.81%に對しまして、32.14%。自動販売機でございますが、売上高が188万3,000円に對しまして、149万4,000円。売上原価が149万8,000円に對しまして、138万6,000円。原価率が79.6%に對しまして、92.8%。営業経費が4万円に對しまして、13万6,000円。営業利益が34万5,000円に對しまして、マイナス2万8,000円。利益率が20.45%に對しまして、7.24%。

第1店でございますが、直営第1店です。売上高が2,747万円に對しまして、2,143万3,000円。売上原価が1,729万7,000円に對しまして、1,921万1,000円。原価率が62.97%に對しまして、89.2%。営業経費が899万7,000円に對しまして、606万円。営業利益が117万6,000円に對しまして、マイナス374万9,000円。利益率が37.0%に對しまして、10.79%。

直営第3店でございます。売上高が1,761万円に對しまして、1,738万2,000円。売上原価が1,142万6,000円に對しまして、662万9,000円。原価率が64.88%に對しまして、38.1%。営業経費が295万5,000円に對しまして、275万4,000円。営業利益が322万9,000円に對しまして、799万8,000円。利益率が35.12%に對しまして、61.86%。通信販売でございます。売上高が1,456万円に對しまして、決算1,456万円。売上原価が1,248万円に對しまして、決算1,248万円。原価率85.71%に對しまして、85.71%。営業経費が2,000円に對して、ゼロ。営業利益が207万8,000円に對しまして、208万円。利益率が14.29%に對しまして、決算14.29%でございます。

あと、直営鮮魚店が11月からオープンいたしております。これは計画にございませんでしたけれども、売上高が436万4,000円。売上原価が273万9,000円。原価率が62.78%。営業経費が175万8,000円。営業利益がマイナス13万4,000円。利益率37.22%でございます。以上でございます。

○神園信二企画調整課長 開業費を減価償却しなかった場合の、仮の法人税額はどの程度が見込まれたのかというお問い合わせでございますが、エアポートを担当しております税理士の先生からは、150万円を超える税額が見込まれるという連絡が入っております。

○12番沖園強議員 今、各ブースごとの実績が上がって、原価率が非常に高いなど。特に自販

機、私ちょっと理解できないんですけど、自販機の92.8%と。また第1店舗の89.2%というのもちょっと理解できないんですけど、再度お尋ねしておきたいと思います。それと、全体的なレストラン部門を含めた決算書で見ますと、売掛金そして買掛金、その差額が大体691万ということなんですが、その棚卸資産の残高が447万と。これもどうしても理解できないと。普通、売掛金から買掛金を引いて棚卸しと大体見合ったような、あるいは棚卸しのほうが若干多目というのが普通の決算状況かと思うんですけど、それが逆転している。はっきり申しましてレストラン部門の経理状況が果たしてどうなのかというふうに思うわけです。その辺のところを説明いただきたいと思います。

それと、減価償却と資産減耗といいますか、減少率。貸借対照表の関係では、前期の18期ではリニューアルの関係を単年度処理いたしまして、資産圧縮と資産圧縮損と。1,300万を処理してあったんですよね、減価償却を。そうすると今回の場合19期では、反対に減価償却は損益計算で712万行っているんですけど、資産減少率は283万というふうになっているわけですよ。貸借対照表の貸方・借方のバランスの関係があるんでしょうけど、こうなれば実際、そのお魚センターの資産評価というものはどうなっていくのかと、つかめない状況になるわけですよ。その辺は金融機関はどういった評価をされているんですかね。以上、お尋ねしておきます。

○下山忠志水産商工課参事 直営第1店と第3店の件でございますけれども、直営第1店の原価率が89.2%、高いというふうなことでございますが、1店、3店直営店の売店がございまして、仕入れを1店、3店同時に1店のほうで仕入れをしております、販売についてはレジが2つに分かれておりますことから、1店の利益率が高くなりまして、逆に3店の原価率が逆に下がっているというふうな現象でございます。（「自販機は」と言う者あり）自販機につきましては、支出のほうがですね、売上原価のほうで計画に対しまして、10万、11万減少しております、逆に営業経費のほうが9万6,000円増加しております。（「あのう、原価率を聞いているんですけど。原価率が先ほど92.8と言いましたから」と言う者あり）しばらくお待ちください。

現実的に、結果的にはですね、自販機につきましては、業者の方が品物を入れて持ってきておりまして、業者独自に入れかえを行っております。ですから、その売り上げに対して原価が高くなっているというふうな現象でございます。

○南田敏朗水産商工課長 償却資産につきましては、717万のあれが出ておるんですけども、21年度につきましては、壁の外装塗装だけでございまして、それが資産としてはできませんということでございましたが、この22年度につきましては新たに購入いたしましたものが資産として残るということで相殺されまして、償却額につきましては710万前後、713万、すみません……。すみません、少々お待ちください。

最終的に、712万2,905円ということになったところでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○12番沖園強議員 その買掛金と売掛金の部分で、棚卸しより……。

○依積田義信議長 暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○依積田義信議長 再開します。

○12番沖園強議員 買掛金、売掛金を相殺した場合と、棚卸し残高とちょっと矛盾しているんじゃないかという指摘なんですけど。

○下山忠志水産商工課参事 棚卸資産の御質問でございますけれども、仕入れるときには、ほとんど買い掛けで仕入れております。売りにつきましては、現金と売掛金と発生しますので、必ずしも一致するというわけにはいかない状況でございます。

○12番沖園強議員 普通決算の段階で棚卸しをすれば、売掛金から買掛金を引いた場合、棚卸

しのほうが多いのが普通じゃないかと私は思うんですよね。ですから、地場産業センターにしてもそういう状態ですよ。21年度18期についてもそういう状態でしたよ。今期は棚卸資産の残額が少ないと……、それはまたの機会でもいいですから教えていただければ。

それと、次の質問といたしますか、今、地場産業センターにも若干ちょこっと触れたんですけど、地場産業センターが大体、一般会計と販路特別会計の部分で1億5,600万ぐらいの売り上げがありますよね。そうすると、大体お魚センターも約1億6,000万と。地場産業センターの管理費を見ますと、大体6,178万でおさまっていると。そしてお魚センターの場合は8,350万と、先ほど副市長の答弁とも整合性がとれてくるんですけど、管理費が非常にかかりすぎているということを指摘しておきたいと思います。

それと、長期借入金の借りかえ、損失補償によって借りかえをやったわけですよ、前期。その借りかえを行って今、据え置き期間がたまたま20期までであると。ですよ、2年据え置き。そういった中で、今の決算状況を見れば運転資金のほうに回しているという状況だと思うんですよ、長期借入を。先ほど企画課長のほうは、長期借入の用語の定義的なものを答弁されたんですけど運転資金に回してしまっていると、実質的には。こういった中で、今のような経営状況をずっと続けていくのかということになっていくかと思うんですけど、平成20年12月に公益法人制度の改革ということで、地場センターは特例民法法人と、こうなっているかと思うんですけど、そうすると平成25年11月30日までに、公益財団法人か一般財団法人に移行しないと解散ということになっているかと思うんですけど、もろもろこう考えた場合、そういった時限が迫っている中で、私個人の見解なんですけど、地場センターとお魚センターと競合している部分がありますから、その辺を整理統合できないもんかなというふうに思ったりもするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○地頭所恵副市長 御指摘のとおり、地場産業センターにつきましては公益法人の改革で25年の11月までに方向性を決めないといけないということで、どうかたちで公益法人として残るのか、それとも一般の法人にするのかというのを今、検討しているところでございます。確かに議員おっしゃるように、地場産業センターとお魚センターは物販の部門とかで競合する部分もあり、そういう統合というような考え方も一つはあるとは思いますが、現時点では具体的にそういう検討はしていないところでございます。いずれにいたしましても、お魚センターのですね、経営状況が今のままでありましたら、その統合ということもなかなか具体的な検討に上る状況に至るのは難しいのかなと思っておりまして、やはりまずは今、経営安定資金として借入れをした借入金据置期間の2年間という中で利息だけの返済で済んでいるその期間の中でですね、何とか経営状況を改善して経常的な収支が整うようなかたちで改善に取り組んでいくというのを進めていくことが第一ではないかと、現時点では考えているところでございます。

○依積田義信議長 次に、牧信利議員。質疑は、簡単に簡潔にお願いします。

○15番牧信利議員 大変な状況ですが、改善計画もつくられて取り組んでおられるんですが、もうお魚センターはつぶれるんじゃないかと、一般的には世間の人はずう言っているんですね。つぶすというのなかなか大変ですが、問題はさっき副市長も努力をされて、いわゆる直営鮮魚店の営業時間を拡大をしたと、そういう方向が具体的に示されましたが、實際上、そのレストランを含めて何よりもお客さんをどう集めるかということがない限りは、これは経営状況がよくなるというのはないんですね。そういう点で具体的に枕崎全体もそうなんですが、地域の住民を含めてこれらの施設にどれくらい人々を来てもらおうかと、そのための具体的な取り組みをどうするかというのを、少しきちっと具体化して取り組んだほうがいいんじゃないかなというふうには思っているわけですね。そのレストランの問題というの、やっぱりレストランに来るというのは昼間から朝からとかいうのはないわけですね。そうすると、一般的には夜の時間帯で利用してもらおうには、自家用車で来たら帰れないじゃないですか。かえって金がかかるわけですね。そうい

う点では、ある程度の距離があってもお客さんが来て安心して自宅に帰っていただくというぐ
らいの、やはり、そういう交通の手だても含めた検討が必要になってくるんじゃないかと。そう
するとやっぱり地域の皆さんの活用というのは、そもそもお魚センターは地域の皆さんを相手に
しないという約束でスタートしたとこなんです。しかし、こういう点では地域のお店屋さん自
体もますます大変になってきてお店の数も減っているんですが、そういう点では今、買い物弱者
と言われる方々がおられるわけですから、そういう方々に対するサービスをやはり事業の一環と
して取り組んでいくとか、そういう具体的な営業圏の拡大を含めた取り組みというのを考えてお
られないのかどうかですね。そういうのをしないと、お客が来ないことには商売はうまくいかな
いわけですから、その点をまず第1点お尋ねしておきます。

○下山忠志水産商工課参事 営業の展開についてでございますが、本年度旅行代理店のほうにも
定期的に行って、顧客の誘客を図るということで、先日も県内の旅行代理店に足を運んでお願い
に回ったところでございます。

○地頭所恵副市長 今、参事のほうから旅行代理店のお話がありましたが、その関係につきまし
ては地域というか、少し広い範囲での対応ということになりますので、地域の誘客という意味で
は先ほどの鮮魚店のオープンもございまして、昼のですね、レストランの日がわりのランチ券を
発売をするようにいたしまして、昼間の地域の方々にも利用していただけるような取り組み等を
始めているところでございます。ただ御指摘のとおり、そういう周辺部からの誘客というのは今
のところ具体的な手だてが取れていないところでございますので、一つの課題ではないかという
ふうに考えております。

○15番牧信利議員 やはり、市民も関心を持って見ているわけですよ。ただそういう点では営
業活動というのがね、どんなふうに行われているのかですよ。いわゆるレストランを使っ
てもらえば下での買い物も土産が売れるわけですから。そういう点では、いわゆる観光バスを中心だけ
じゃなくてですよ、周辺地域の自治体を含めて具体的にやっぱり活動範囲を広げていく、具体的
にですね。どういってお魚センターの売りがあるのかと。こういうのをやっぱり魅力を伝えて利用
してもらおうという、ある程度そういう渉外活動を具体的に起こさないとお客さんというのは来な
いんですよ。来て初めてよかったとか、悪かったとかというのはわかるわけですから、そういう点
ではお客さんをどうやって枕崎に来てもらう、お魚センターに来てもらうと、そういう具体的な
活動をやはりする必要があるんじゃないかと。そういう点では遠方の方が自家用車じゃなくて、
「バスがあるなら行っがと」そういうようなくらいの取り組みをある程度はやっぱり思い切って
やらないとですよ、もうその金がない金がないということだけでやっていたら貧乏になるば
かりですよ、実際の話は。そういう検討というのはやる考えはないのかどうかですね、お尋ねし
ます。

○地頭所恵副市長 バスの導入等による誘客等の御質問でございますが、なかなか今の経営状況
で新たな大きな投資をするというのが難しい状況でございますので、現時点ではそういう具体的
な検討は行ってないところでございます。ただ今年度、先ほど少し話がありましたが、地域人
材育成事業ということで、県の基金事業を導入をいたしまして、お魚センターを含めた南薩地
域の観光であったりとか、お客様を呼び込むためのメニューを検討するというようなかたちで人材
をですね、2名1年間の限定ではございますけれども雇用をしております、お魚センター自身
の手出しは全くないかたちで雇用ができておりますので、そういった事業の中でですね、具体的
に誘客のプランとかいうものも作成いたしまして営業活動に生かしていきたいというふうに考
えております。

○15番牧信利議員 やっぱりインターネットの時代ですから、今はね。お魚センターを開いて
みてもですよ、もうよかがというふうな画面になっていないわけですよ。そうするともう、そ
こに行く対象から外されていくわけでしょう。ですから、そういう点ではもう少し工夫したほう

が、今のこの高度に進んだ時代ですから、それに応じた具体的な手だても取る必要があるんじゃないかと。また、市役所の職員の皆さんも何百人もいらっしゃるわけですが、それが県下広い友達もいらっしゃるわけですよ。市役所関係の、県庁関係の方、こういう方々に自分たちのルートを通じてですよ、連絡をする、呼びかけをすると、こういうのを期間限定でもしてですよ、一斉にやってみたらどうですか。それが一つの時期的なキャンペーンというかたちをとってでもですよ。そうすると、その勢いがやはり全県に全国に広まっていくんじゃないですかね。そういうやはり勢いのある、元気のある姿を見せないとですよ、沈んだ町には人は来ないわけですから。そういう取り組みというのをぜひ具体的に具体化をしていくという、こういうことをやはりやっていただきたいなというのを思っているわけです。お客さんが来ないと、これはどっちみちつぶれるわけですからね。そういう点で、最後にこの点での考え方をお尋ねしておきます。

○下山忠志水産商工課参事 ネットの件でございますけれども、先ほど副市長からも御答弁がございましたが、地域人材育成事業の中で、研修とそれから人件費並びに3点目が情報発信ということで、ホームページの改修、それからリーフレットの作成というふうなメニューが入ってございますので、この1年間でそれを作成していきたいと思っています。

○地頭所恵副市長 今、議員のほうから御提案をいただいたわけですが、今回の経営改善の取り組みの中におきましては、これまで経営関係につきまして、内部での検討というかたちが中心になっておりましたが、販売促進のためですね、会の中に新たに一般の市民の方にも御参加いただくかたちですね、そういった意見も、いろんな意見を取り入れながらですね、販売促進に努めていくような体制を取りたいと思っております。皆様方の意見を踏まえて取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○依積田義信議長 次に、畠野宏之議員。

○10番畠野宏之議員 お魚センターのところでありますが、今、いろいろ議論を聞いておられますね、去年9月の損失補償のときの当局の話とですね、今の話とちょっと違ってきているのかなという気が大変いたしております。お魚センター、我々もつぶさに見てまいりました。去年の6月以来ですよ、支配人という方が、支配人的ないわゆる現場の責任者ですよ、その方が今の方で3人目になっているんですね、たった1年の間に。現場を取り仕切る支配人が、そうやってころころ変わるといのは経営的にまずもってマイナスだろうと思うんですよ。なぜそのような事態になってきたのか、その経緯をまず、お聞かせをいただきたい。

○地頭所恵副市長 確かに議員御指摘のとおり、現場の第一線で責任をもって業務に当たっていただく支配人につきましては、やはり、継続的に同じ方針を持って業務に当たっていただくというのが一番好ましいことだということは確かでございます。ただ、去年以来ですね、そういうかたちで二人の方が途中で辞められたということでございますが、それぞれ事情等がございまして、本人の希望で退職をするということでございますので、私どもとしては本人からの退職の申し入れを受け入れたということでございます。

それから、先ほど支配人と申し上げましたが、営業統括課長でございました。失礼いたしました。

○10番畠野宏之議員 去年の損失補償の2億円、そして、それまでの累積債務の部分で借入れを返済されて幾らか残ったと思うんですよ。二千何百万残ったのかな、その時点で。そして今、このような状況ですよ、運転資金の状況というのが、今現在ですよ、現時点での運転資金の状況というのがどういう状況なのか。それと、これからですよ、銀行等々の借入れということが発生し得るのか。この資料を見てましてね、不思議に思いますのが、売上総収入的には1億6,000万あるんですよ。そして1,000万近く赤字ということですよ。幾ら売っても売ってもこういう計算からいくとですよ、いろいろ原価率とかありましたけれどもね、これはなかなか脱却というのは難しくなってくるのかなという気がするわけですよ。それは一つにはいろんなお魚セン

ターが生まれてきた経緯というのもあるでしょう。それと同時に平成4年開業ですから、もう5年ですか、18年ぐらいかかっているわけですよ。そうしますと、建物自体の対応という部分がなかなか厳しくなってきましたし、いわゆるメンテの部分でも相当修繕費等がかさんできますよね。いろいろ中に入りますと、空調関係もがたがたですよ。そういった部分で今後展望があるのかどうなのか。

それと、今、市民の人たちの中でですね、テナントが5区画撤退しましたね。その中でいろいろ言われているのが、とにかく高いと、テナント料が高いという部分もあるわけですよ。そういうことも当局には耳にも入っていると思うんですよ。今、テナント5区画遊ばせとってですよ、それよりまだ格安で、半値以下ですよ、テナントを提供していったって、そのお魚センターの経営改善につながっていけば、そちらのほうがいいでしょうし、その辺の検討作業というのもしられたのかどうなのかですね。

そして、今のつぶさの経営状況というのが、どのレベルにあるのか、その辺をお答えいただきたい。

○下山忠志水産商工課参事 現金預金の残高の状況でございますが、3月末で1,502万1,000円でございます。あと、建物の耐用年数でございますが、耐用年数が34年でございます。現在18年を経過しているところでございます。それと、空調関係の故障の件でございますけれども、何カ所か故障しておりまして、予算の範囲内で優先順位を決めまして、その中で修理の対応をしているところでございます。

○地頭所恵副市長 テナント料の関係の御質問がございました。確かにですね、テナント料が高くてなかなか入れないというようなお話も聞いているところでございます。

例えば、そのテナント料を半額にしたりというようなことにつきましても、そうすることによりまして、今、現に入っているテナントの料も同じように引き下げをするということになりますと、区画が埋まっても全体のテナント料自体が今の金額よりも落ちてしまうと経営的には改善せず、逆な効果が出てくることになりますので、どういうラインでですね、テナント料を設定するのかというのは非常に大きな課題ではあるとは思っております。その中で、例えば区画全体をですね、借りるといってはなかなか難しいということもございますので、例えば、その区画を分割したかたちで借りるかたちにさせていただいて、テナント料を引き下げたり、それから施設におきましても東側と中央のほうと比べると、西側についてはお客さんの動きもなかなかなくて売り上げにも影響があるような状況もございますので、テナントの場所によってテナント料の差を設けると。今はすべて同一の金額にしておりますので、差を設けるというようなこともですね、検討をしていきたいと。その中では当然、今入っているテナントの方々とも協議をしながら、結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、今後の経営的な見通しということでございますが、経常収支が赤字になっている。その前も含めて2期連続で赤字になっているというのは、非常に大きな課題でございます。ただ、直営店全体の売り上げというのは、先ほど御指摘がありましたように約1億4,000万というような売り上げを上げておりますので、やはり収益率を向上させるというのを一つの大きな課題として取り組むことや、経費の節減等によって何とか採算性を維持するようなかたちに持っていくように努力をする必要があると考えております。施設を今後維持していくということにつきましてはですね、減少したとはいえ、4万人に近い観光客等の入館者がある施設でございますし、一つの観光であったりとか、交流であったりとかの拠点の施設でもございます。それから、雇用という面でも直営店の職員、それから、テナントの職員、そういった売り上げを上げているような水産加工品などを製造する段階での職員等も含めまして、雇用に与える影響も非常に大きなものでございますので、何とか経営状況を改善するように今後も努めていきたいというふうに考えております。

今、御指摘いただいたようなことは、取締役会の中でも何度も論議の対象になっております。とにかく利益を上げないといけない。原価率が高い、あるいは売り上げが減少している。売り上げが上がったって今の原価率ではもうけはでないでしょう。したがって、原価率を下げないといかんと。こういったことも、もう去年のうちからこれを工夫しろということでやっております。必死にやっております。テナント料の問題にしましても、私はテナント料は下げてもいいと思っております。これは社長として下げてもいいと思っております。区画を割ってでもテナントを少しでも入れたい。そしてまた、テナントの業種も限定しないで、もっと多様なテナントが入ったっていいじゃないかと、こう思っております。

皆さんどこかテナントを紹介してください、議員の皆さん。いろいろとそういった希望する方々と話し合った上で、お魚センターをいかにして立て直すか。そのことは、今後懸命の努力をしてみたいと思っております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

[「なし」という者あり]

○依積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の会議において、議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成23年第5回定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成23年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
牧 信利	原発問題について	1 原発ゼロへの取り組みについての市長の見解について 2 川内原発の1号機、2号機の安全総点検の申し入れを 3 川内原発3号機の増設中止の申し入れを	市 長 副市長
	国保税の引き下げについて	1 「国保税は高すぎる」との市民の声をどのように思うか 2 本市の国保税は、所得200万円の4人家族のモデル世帯で、所得に占める割合は14.4%である。このことを市長はどのように受けとめているか 3 国保財政の危機は、国が補助金を削った結果であるが、このことをどのように受けとめているか 4 政府に対して、国の補助金を元に戻すように要求すべきだと考えるが、どうか	市 長 副市長 課 長
	巡回バス、乗り合いタクシーについて	1 巡回バス、乗り合いタクシーについての取り組みはどのようにになっているか	市 長 副市長 課 長
	住宅リフォーム助成制度について	1 地域活性化の取り組みとして、住宅リフォーム助成制度を実現すべきだと考えるが、どうか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
吉松 幸夫	学校給食センターの民間委託について	1 民間委託の方針を見直し、市直営での運営を する考えはないか	市 長 副市長 教育長 課 長
	農政問題について	1 山口農園の養豚場の産廃不法投棄について (1) 不法投棄の実態について	市 長 副市長 課 長
	小・中一貫教育について	1 少子化により、児童数の減少に歯どめがきか ない現状において、本市では現在、小・中一貫教育 推進協議会が動いてはいるが、将来的にどのよう な形態を目指しているのか 2 市教委、県教委の見解はどうか	市 長 教育長 課 長
	少子化対策について	1 少子化の対策として、以前は出産祝い金が出た こともあったようだが、本市においては新しい方 策は考えていないのか	市 長 課 長
	安心・安全なまちづくりについて	1 安心・安全なまちづくりのために対策を立てて いるのか 2 市内の危険箇所の把握はできているのか	市 長 課 長
吉嶺 周作	コンパクトシティ構想について	1 1年前にコンパクトシティ構想を掲げて市長選 挙を戦ったが、その後1年たって具体的な構想は できたのか	市 長 課 長
	統一地方選挙について	1 本市で行われる選挙について、一般的に他市と 比較して投票率が低いのが、その分析をどのように	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>安心・安全なまちづくりについて</p>	<p>とらえているのか</p> <p>1 川内原発で事故が生じた場合、本市にどのような被害が予測されるのか</p> <p>2 国がOECD（経済協力開発機構）を通し、日本の太陽光発電を活用促進するに当たり、本市において助成制度の創設は考えていないのか</p>	<p>市 長 課 長</p>
<p>豊留 榮子</p>	<p>災害対策について</p>	<p>1 東日本大震災を受けて、本市における災害対策に取り組む市長の基本的な考えは</p> <p>2 避難訓練について 避難訓練の早期実施を行うべきだと考えるが、計画はあるのか</p> <p>3 地域の避難体制について 津波の被害が予想される海岸地帯の避難体制は、どうなっているのか</p> <p>4 避難弱者対策について (1) 避難弱者の日常的な把握は行っているのか (2) 避難弱者の避難はどのように行うのか</p> <p>5 避難場所について (1) 避難場所の指定は行われているか (2) 避難所の耐震強度の調査は行われているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>6 避難経路について 避難経路の地図を市民に配布する計画はあるか</p> <p>7 災害情報伝達について (1) 防災無線が聞こえない</p> <p>(2) 家の中への受信機の設置を</p> <p>(3) 広報車の運行を</p> <p>8 災害啓発について (1) 市内各所に海拔何メートルを示す標識の設置を</p> <p>(2) 津波襲来時の予測潮位標識の設置を。例えば、5メートルの津波の予想水位の表示板の設置</p> <p>9 災害時の指揮所の確保について (1) 市役所、消防署、警察は低地にあるが、災害時の対応はどうなるのか</p> <p>(2) 施設の耐震強度はどうなっているのか</p> <p>10 防災マップ作成について 防災マップの作成をすべきと考えるが、どうか</p> <p>11 市の情報等の保全について 市の保有する情報等の保全対策はどのようにするのか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>12 災害教育について</p> <p>(1) 保育園、幼稚園、小・中学校での地震・津波教育、対策はどのように行われているのか</p> <p>(2) 地震、津波などの災害教育の計画はどうなっているのか</p> <p>13 公共施設、福祉施設などの耐震化、災害対策について</p> <p>(1) 耐震化などの現状はどうなっているのか</p> <p>(2) 災害に対する取り組みの現状と今後の計画はどうなっているのか</p>	
	<p>海岸の安全点検について</p>	<p>1 台場公園、グラウンド近くの海岸に下りるときの手すりぐらぐらしている。小さな子供と一緒に海岸に下りようとしてびっくりしたという。早急な改善が必要とされる</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>交通事故防止について</p>	<p>1 国道226号線は、市内から遠見番までの間、事故が相次いでいる。 昨年は、岩戸の市営住宅付近で小学生が事故に遭った。車の往来も激しく、子供を持つ親としては心配の毎日だという。子供の安全を守るために、点滅の信号機を設置できないか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>瀬戸公園付近の安全対策について</p>	<p>1 県道枕崎知覧線は道路拡張工事が中断しているが、その後の計画はどのようになっているのか</p> <p>2 公園のトイレも拡張工事と同時に、多目的トイレの設置を計画されていたが、どうなっているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
清水 和弘	枕崎市活性化プロジェクトチームの設立について	<p>か</p> <p>3 市街地から公園に右折、また俵積田方面に右折すると、後方から来る車は猛スピードで公園前を通過するが、人が歩いていたりすると危険である。路面上に「徐行」「スピード落とせ」などの文字で安全対策ができないか</p> <p>1 行政、市民一体となり、本市活性化のため、地元知識人、周辺地域知識人を交え、日本の有名経営コンサルタントを招き、活性化プロジェクトチームを立ち上げる考えはないか</p>	市 長 課 長
	地域担当制について	<p>1 枕崎市を幾つの区分にする考えか</p> <p>2 その基準となるものは何か</p>	市 長 課 長
	災害に強いまちづくりについて	<p>1 防災無線の効果について、風向きなどにより現在聞こえにくいところがあるが、把握しているのか。また、その対策についてどのように考えているのか</p> <p>2 電力供給がストップし、情報ネットワークが寸断された場合、被災者への情報提供方法として、携帯ラジオ用のアンテナを創設すべきと考えるが、どうか</p> <p>3 地震、津波に対する防災マップを作成しているのか。作成しているのであれば、いつ作成したのか</p>	課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	サッカー競技場について	<p>4 各地域間で地震や津波に対する防災訓練などを実施する計画はないか</p> <p>1 本市には野球場は多数存在するが、サッカー場はない。現在の深浦サッカー場の整備拡張、あるいはほかの場所にサッカー場をつくる考えはないか</p> <p>2 深浦グラウンド周囲の土地買収の進捗状況は</p>	教育長 課 長
城森 史明	本市の人口の減少について	<p>1 本市の人口は年々減少しているが、その予測はどうなっているか</p> <p>2 人口減少により本市にもたらされるデメリットは具体的に何があるか</p> <p>3 人口が2万人を割ったときにおいて、本市の財政に与える影響についてはどうなるか</p>	市 長 課 長
	本市の婚姻数の状況について	<p>1 過去5年間ににおける本市の婚姻数の状況はどうなっているか</p> <p>2 南さつま市はきもいっどんという仕組みで行政が婚姻数の増加に取り組んでいる。本市はこのような取り組みを始める考えはないか</p>	市 長 課 長
	若者の雇用状況及び雇用促進について	<p>1 本市で仕事を持ち、故郷で生活したくても、本市には仕事がほとんどないということを目にする、高校及び大学卒の本市における過去5年間の就職状況はどうなっているか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>企業誘致による雇用増加について</p> <p>地場産業の活性化による雇用増加について</p> <p>高齢者に優しい地域づくりについて</p>	<p>2 若者の雇用促進について、今後の具体的な対策は何か</p> <p>1 過去5年間における企業誘致の状況と市の取り組み状況はどうなっているのか</p> <p>2 今後の企業誘致について、具体的な施策はどうなっているか</p> <p>1 地場産業の活性化における本市の考え方と今後の具体的な施策はどうなっているか</p> <p>2 かつおぶし、ぶえん鱈、お茶の枕崎ブランドをさらに確立し、かつソフト面をもっとPRすれば売り上げもふえるし、知名度も上がると思うが、どうか</p> <p>1 コンパクトシティ及び地域担当制は、高齢者に優しい地域にどのように貢献するシステムなのか</p> <p>2 災害時における独居高齢者の避難の仕組みは、どのようになっているか</p>	<p>市 長 課 長</p> <p>市 長 課 長</p> <p>市 長 課 長</p>
<p>沢口 光広</p>	<p>市町村合併時の経緯について</p>	<p>1 数年前、日本各地で市町村合併が行われたが、本市の当時の合併に向けての取り組み状況や経緯について、どうなっていたのか</p> <p>2 なぜ坊津、知覧、川辺等のいずれとも合併できなかったのか。または、合併しなかったのか</p>	<p>市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	九州新幹線開通に伴う今後の対策について	<p>3 結果として、本市は独自路線を選択したわけであるが、今後の本市のあるべき姿、進むべき道はどうあるべきか</p> <p>1 本市の旧駅舎は、いつ、どのような経緯で解体され、現在の無人駅の場所に移動されたのか</p> <p>2 3月12日、九州新幹線が開通したが、本市はこの1年間、開通に向けてどのように取り組んできたのか</p> <p>3 九州新幹線が開通して約80日経過したが、開通前と比較して、本市への観光客数はどうなっているのか</p> <p>4 県立火之神公園の整備促進とバス運行要望については、どのように思っているのか</p> <p>5 知覧から枕崎間のバス増便を図るべきではないか</p> <p>6 本市及び市民の共存共栄意識の向上を図るべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎市循環マイクロバスの試験実施及び本格運用について	<p>1 循環マイクロバスの試験実施に向けての財源確保は、考えているのか</p> <p>2 アンケート実施等により、路線、バス料金及び運行時間等の決定をすべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
禰 占 通男	尻無川の環境保全について	<p>1 河川環境浄化プロジェクト事業の活動結果はどうなっているのか</p> <p>2 河川等環境保全推進事業の活動結果はどうなっているのか</p> <p>3 魚道、階段の設置や竹の伐採、一部底さらえを行うべきではないか</p> <p>4 水質汚濁防止法や枕崎市の河川をきれいにする条例、都市計画法、森林法等による規制の効力はどうか</p> <p>5 開発行為に対する条例の制定は必要ではないか</p>	市長 課長
	住居手当及び通勤手当について	<p>1 住居手当の4月廃止はどうなっているのか</p> <p>2 通勤手当は狭い本市に必要なか</p>	市長 課長
立石 幸徳	水産業振興について	<p>1 水産庁が本年4月27日公表した枕崎漁港における高度衛生管理基本計画について、本市の対応はどうか</p> <p>2 枕崎地区特定漁港漁場整備事業計画の本市負担金は幾らになると予測されるのか</p> <p>3 第3セクターであるお魚センターと本市職員の業務の関連性について、見解はどうか</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	防災計画について	1 東日本大震災以降、本市防災計画について見直しはされているのか	市 長 課 長
	職員給与について	1 地方公務員の給与を労使交渉で決める制度の導入が検討されている。影響をどのように予想しているか	市 長 課 長
沖園 強	行財政改革について	<p>1 18年度の給与制度改正以降、3年で係長・参事補に該当する5級の職員が20人ふえた。なぜか</p> <p>2 通勤手当と住居手当を国の基準に見直すべきと考えるが、どうか</p> <p>3 各自治体の特殊勤務手当の見直しが進んでいるが、本市は見直しの必要はないのか</p> <p>4 上下水道の利用料金の口座振替状況はどうなっているのか。納付組織はまだあるのか</p>	市 長 副市長 課 長
今門 求	災害対策問題について	<p>1 東日本震災を受け、本市の災害対策で考えなければならない問題は何か</p> <p>2 ハザードマップをつくる必要はないか</p> <p>3 地震や津波への対応も考えておくべきではないか</p> <p>4 川内原発3号機の増設は直ちに中止すべきと考えるが、市長はどのように考えるか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 427 579 506">農林水産業について</p> <p data-bbox="384 831 579 909">本市の観光について</p>	<p data-bbox="609 208 1299 286">5 本市における自主防災組織の組織化は、どのような状況か</p> <p data-bbox="609 427 1299 506">1 農林水産業における6次産業化が言われているが、どのように進められているのか</p> <p data-bbox="609 607 1299 685">2 生産部門ごとの後継者対策は、どうなっているのか</p> <p data-bbox="609 831 1299 954">1 九州新幹線の全線開通に伴って、県内の観光客は増加しているという数字が出ているが、本市においてはどのような傾向が出ているのか</p> <p data-bbox="609 1055 1299 1133">2 リピーターをふやしていくことが大事と考えるが、市はどのような政策をとっていくのか</p>	<p data-bbox="1331 427 1425 506">市 長 課 長</p> <p data-bbox="1331 831 1425 909">市 長 課 長</p>

平成23年第5回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第36号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,050万円を追加し、予算総額を100億9,170万円にしようとするもので、当初予算に対して0.3%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、県営道路整備事業負担金の増に伴う地方道路等整備事業債の限度額の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、人事異動及び職員の退職に伴う一般職人件費、移住・交流推進支援事業補助、県営道路整備事業負担金、スクールソーシャルワーカー活用事業、道德教育総合支援事業などである。
- ・ 補正財源としては、県支出金727万2,000円、諸収入411万1,000円、繰越金380万3,000円、市債340万円、財産収入191万4,000円の増で措置した。
- ・ 市長の年間所得に対するの共済掛金の短期の割合は、約5.8%になる。
- ・ アートストリート整備事業は、休憩施設（ベンチ）の設置箇所を当初の6基から2基に、ベンチの種類を自然石タイプから擬木焼杉タイプのベンチに見直しをしている。
- ・ 議会の審査の中で、ベンチの数も多くなると通りの景観も悪くなるのではないかという指摘があったので、通りを改めて歩いて見て、東本町のバス停については、お年寄りの方のために残したいということで、この2カ所だけは残して、あとの4カ所については設置を取りやめるという方向になった。
- ・ ベンチは材料、工事費込みで1基約8万円程度のを、2基整備の予定であるので、合計16万円程度になる。
- ・ 市街地に結構、バス停、ベンチもあるが、この事業では今回の東本町のバス停の雨よけまで検討は及んでいない。
- ・ 市街地のバス停等については、ほとんどのところは雨よけが設置されていない状況の中で、この事業で雨よけ設置まで取り組むというのはなかなか難しいと思っている。
- ・ アートストリート整備事業は、基本的にこの駅通りから市役所通りにかけて、アート作品が並ぶことによって、芸術のまちとしての枕崎をアピールできるような通りづくり、それから回遊できるような通りづくりというのを事業の基本的な考え方として進めている。
- ・ 事業採択をいただいてから、今後ベンチを含めて見直しをすることは、南薩地域振興局にも話をしてある。見直し作業の中では、当然、駅通り、市役所通りも含めて通り会の方々の意見等も聞きながら見直しをし、事業の具体的な中身を詰めていきたい。
- ・ まちなか環境流通拠点づくり事業は平成22年度から事業を実施しており、23年度当初でもお願いして、現在、事業を実施している。ごみとして出されるものの中から再生できるものを選別し、修理修繕しながらリサイクルとして、市民の方へ情報提供しながら資源の有効利用を図る点と、駅通りの空き店舗を利用した資源、リサイクルされた品物の展示または古本等の読書スペースの設置をしながら、商店街の活性化もつなげていきたいということで実施している。
- ・ 県の雇用対策事業において、ふるさと雇用再生特別基金事業の中の一環として、まちなか環境流通拠点づくり事業があり、県より補助をいただいて、市がこの事業を実施している。
- ・ ふれあいサロン枕崎は、県の公募事業で21年度から2年取り組んできたが、23年度は取り組まないと聞いている。
- ・ ふれあいサロン等についてはふるさと雇用とか緊急雇用の雇用対策事業で、特にふれあいサ

ロンについてはこの事業を機に、自立して行って雇用を継続して行っていただきたいということで取り組んできた。県の公募事業ではなくなったが、取りあえず店を開くことは続けていただいているので、まちづくりというか雇用を生み出すということでは効果があったのではないか。

- ・ 補助事業についてはそれぞれの補助の事業の目的がある。その目的に沿った事業採択をされた場合にはそれを実施していくことになる。雇用対策関係の事業については雇用が補助事業が終了した後も継続して行われて、それが雇用の確保それからまちの活性化につながるというかたちを目指しながらの事業であるので、市の活性化にも当然つながる事業ではあるかと思う。ただ、その成果がなかなか十分に現れていないで、補助事業が終了した時点で次につながりにくいという面は、1つの課題ではあるかと認識している。
- ・ 移住・交流推進支援事業の実施主体はNPO法人自然花で、事業の主な内容は、移住交流施設整備のための古民家再生改築塾の実施、農業宿泊体験、移住者の報告会・交流会の実施が大まかな事業の流れである。
- ・ 古民家再生の改築塾の実施は、改築の指導をしていただく方への報償費、その改築のための材料代、募集広告等に使う役務費、工事請負費、合わせて事業費総額253万7,000円で、財団法人地域活性化センターから200万円の助成をいただく。あと、その他収入が参加者の負担分である。それと事業実施主体の一般財源ということである。
- ・ 園芸施設等雪害復旧対策事業、県単事業の内容であるが、事業の対象として被災したハウス、畜舎等の普及、建てかえが対象になる。また、資材の購入も対象になる。
果樹の樹体被害は伐採、伐根、深耕、整地、種苗、資材、植栽が対象になる。それと、その他必要と認められる経費ということで、補助率が2分の1以内となっている。
経過については、3月17日に園芸施設等雪害復旧対策事業が県議会のほうで、事業を決定し、承認していただいております、そこからスタートしている。
3月18日に災害調査ということで、関係集落の小组長さん44地区であるが、調査表を配付してお願いしている。その調査様式は、施設用の調査、作物被害の調査、果樹の樹体被害の調査という内容で調査をしたところである。
回答として、施設被害について49件、作物被害について58件、樹体被害について4件で、これらの農家に対して事業説明会の文書を発送している。
そして、4月7日に事業説明会があり、27名が出席し、欠席した方々には説明資料の送付を行ったところである。市は、4月25日を申し込み期限ということでしたいたが、提出していない農家が多かったので、それ以降も未提出の農家へ事業の推進を図ってきたところである。
その結果、事業申請状況で、6月6日現在、これが最終になるかと思うが、米農家で42戸、ハウスの棟数で54棟、被害面積は9,943平方メートルであるが、事業申込み9,137平方メートル、事業費1,598万円3,951円で、そのうちの797万8,000円が補助金の見込みである。
果樹の樹体被害に伴う改植等の申請はなかったことと、なるべく農家の方にこの事業を周知していただきたいということで、いろんな果樹部会の総会等で周知に努めたわけであるが、中には高齢化等で後継ぎもいないし、もうハウスはつくらないからこの事業には乗っからないという意見等もあった。
自力で復旧した部分も対象になるということで、この中に含まれている。
- ・ 衛生管理組合の負担金が減額補正されたのは、枕崎衛生管理センター職員1名の退職に伴い、内鍋センターから枕崎清掃センターへ内部異動があったための減額と、もう1つは、内鍋清掃センター職員が枕崎清掃センターへ異動したために、それを補充するために委託人を入れたのが減額の理由になる。
- ・ 現在の衛生管理組合で収集している資源ごみ、一般ごみの関係の実績は、平成21年度の南

薩衛生管理組合の決算でいうと、一般家庭等から収集された資源ごみ等の売却益については、約2,700万円となっている。22年度については、まだ決算報告等が出されていない関係で確定していない。

- ・ 枕崎市の一般ごみと資源ごみの収集状況は、平成22年度の収集量であるが、燃えるごみが4,615トン、燃えないごみが321トン、資源ごみについては762トンの合計5,662トンである。
- ・ 南薩衛生管理組合の管内については、内鍋清掃センターに搬入する本市と南さつまの坊津町及び南九州市の知覧町については、ペットボトルのキャップとラベルをはがしてゴミとして出している。その他の坊津町を除く南さつま市と南九州市川辺町においては、ペットボトルのふたを外して中をきれいに洗ってから出しているが、本体のラベルははがさずに出している状況である。
- ・ できるだけ市民の皆さんには、ごみの分別等に煩わしかったり、ラベルがはがれにくいというもの等もあるので、同じ衛生管理組合の中でペットボトルの出し方がいろいろ異なっている等も踏まえて将来的な広域処理というかたちでの組合と構成市で一本化して、どういったかたちが一番いいのかというのも今後検討しながら、費用対効果も見ながら今後検討していく必要があると考えている。
- ・ 全国的に生活保護家庭がふえているということだが、本市の現状は5月現在で、世帯数で約230世帯。被保護者数が280人ほどで、全国の傾向と比べると本市については、生活保護世帯の高齢化が進んでおり、亡くなる方が今ふえていて、生活保護世帯数が減ってきてつつある。新規の方もいらっしゃるが、新規の申請件数よりも、廃止世帯数のほうが昨年からことしにかけての傾向では減る傾向にある。
- ・ 生活保護の受給資格のチェックは、毎年、課税状況等のすり合わせ、資産状況の確認、それと常にいろんな高齢者世代から施設入所者、いろいろ病院に入院されている方、いろいろいらっしゃるが、その中で訪問もしているので、そういう中でチェックはされている。
- ・ 枕崎中学校の裏の花渡川沿いの排水調整装置のあるところは、県の管理の河川の道路である。市が市道として県から借りているので、ガードレールを設置するときには市のほうで設置をしなければならない。
- ・ 枕崎貨物から入ったところの道路については、若干だが、改修ということで既に発注している。
- ・ 県道枕崎知覧線については、計画してやってきているが、今度、畑かんの国営の幹線の水路との絡みがあり、若干の計画の変更が必要になったということで、きょうの建設新聞の中でその部分の測量設計、変更の部分だが、それが委託されていたので、またそれ以降のことになるうかと思っている。

また、瀬戸公園付近については本市の県道の中でも重要な課題と思っているので、随時、県には要望していく。

- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業は本年度からの新規事業である。本年度は鹿児島県で3市町がこれを決定いただき、本市も認定され、それで取り組もうとしているところである。
スクールカウンセラーの事業については、本市はこれまで取り組んでいて、桜山中学校と枕崎中学校に1名ずつカウンセラーを配置し、それぞれ相談活動を展開している。昨年度については、カウンセラーの利用率が大変高く、かなりの相談の実績があって、いろいろ子供たちの不登校傾向の解消であるとか、あるいは精神面の安定化というか、それから進路への不安の相談であるとか、それが保護者へ向けても相談活動を展開しているの、そういった面では、昨年はかなりの実績があったと思うが、精神的なものが多いものであるから、具体的に表せるような実績はない。

本年度も引き続き不登校、あるいは子供のそのような精神的な発達、それから、保護者のいろいろな教育への相談、それに対応するため、さらに重ねてスクールソーシャルワーカー活用事業を活用しようとしているところである。

○委員からの意見・要望

- ・ まちづくりに関してはいろいろ考え方があると思うが、アートストリート、文化をつくろうといった取り組みの始まりだということで非常に期待をしているが、通り会の皆さん方が御理解いただけるのであれば、街路樹のほうをかえって植栽したほうがいいのではないかと思う。そして、文化の香り漂う駅通り、中央通りになっていけたらと思う。
- ・ 随意契約で、市が一般ごみと資源ごみを委託費で収集してもらっているが、これらを競争入札に持っていったらどうなるかということも考えられる。場合によっては、資源ごみは無償で全部回収するかも知れないので、今後、研究を重ねていただきたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 今 門 求

枕崎市議会議員 中 原 重 信